

第七十一回
参議院法務委員會會議錄第十号

昭和四十八年六月十四日(木曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

六月十四日

小校 一雄君
重宗 雄三君
木島 義夫君
増原 恵吉君
瀬谷 英行君

補欠選任

斎藤 寿夫君
河本嘉久蔵君
安田 隆明君
柴立 芳文君
鶴園 哲夫君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

原田 立君

委員

原 文兵衛君
佐々木静子君
白木義一郎君
河本嘉久蔵君
斎藤 寿夫君
柴立 芳文君
中西 一郎君
安田 隆明君
山本敏三郎君
吉武 恵市君
鈴木 強君
竹田 現昭君
鶴園 哲夫君

國務大臣

法務大臣 田中伊三次君
郵政大臣 久野 忠治君

政府委員

法務大臣官房長 香川 保一君
法務省刑事局長 安原 美穂君
法務省矯正局長 長島 敦君
法務省人権擁護局長 萩原 直三君
厚生政務次官 山口 敏夫君
郵政省人事局長 北 雄一郎君
郵政省経理局長 浅見 喜作君
最高裁判所長官代理者 田宮 重男君
最高裁判所事務総局総務局長 牧 圭次君
最高裁判所事務総局刑事局長 二見 次夫君

事務局側

常任委員会専門員

説明員

警察庁刑事局参事官 小林 朴君
警察庁交通局交通指導課長 加野久武男君
法務大臣官房公務課長 水原 敏博君
法務大臣官房訟務部長 貞家 克己君
法務省矯正局保安課長 岩崎 隆弥君
厚生省医務局国立病院課長 佐分利輝彦君

本日の会議に付した案件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査(人権擁護に関する件)

(甲府刑務所移転問題等に関する件)

○刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(原田立君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。

その前に、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。法務大臣。

○國務大臣(田中伊三次君) 去る七日、竹田現昭先生から御質疑のありましたことに対して、私の答弁が、事務当局からの連絡が不十分のために間違っておりまして、おわびをして訂正をいたします。

全通委員長から法務大臣あての人権侵犯事件の申告書の中身を見ると、侵犯者も被害者も特定していただけたので、という私の答弁でございましたが、これは誤りでありまして、侵犯者はほぼ特定をしております。被害者のほうが特定していただけたという意味に訂正をいたします。おわびを申し上げます。

○委員長(原田立君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田現昭君 前回に続いて、この人権侵犯問題についてお尋ねをいたしますが、きょうは郵政大臣も御出席ですが、五月十一日付日弁連会長から郵政大臣それから郵政省人事局長、経理局長その他四郵政局長に対して警告書が出ておりますけれども、これを受け取られたにあたって、どういふふうにこの警告書に対処をなさろうとしておられるのか、最初にお尋ねいたします。

○國務大臣(久野忠治君) ただいま御指摘のとおり、日弁連からの警告書は、去る五月十一日付でいただいております。内容についてはつぶさに拝見をさせていただきました。その警告書をいただきましたので、傾聴すべきものは謙虚に傾聴するという見地から、目下改善策につきましては、

検討をいたしておる段階でございます。

○竹田現昭君 この警告書が、郵政大臣だけではなくて人事局長、経理局長まで出ていますのは、これは人事局長は労働問題の担当局長ということとでしようが、経理局長は、警告書の内容に経費の問題も若干出ておりますが、通常大臣なら大臣だけに警告で理解できるんではないかと、こまめに細分化されて警告書が出されたことについて、郵政省としてはどういふふうにお受けとめになっていらっしゃるのか、その考えをお聞きしたいと思います。

○政府委員(北雄一郎君) それは、日弁連にどういふわけでそういう個々の役職についてまで警告を出したかというところは実は尋ねておりません。ただ人事局長というのには、ただいま先生おっしゃいましたように、労務担当という意味だと推察いたしております。それ以外の場合には、いわゆる侵犯者という意味合いではなからうかというふうと考えております。

○竹田現昭君 時間が限定されておりますから、端的にお伺いしますが、この警告書の内容できわめて重視しなければならぬのは、プラザ制度そのものについて、かなり手きびしい内容の警告になっております。郵政省側からいろいろこの制度について御説明がいろいろな委員会等でなされておりますが、日弁連はそういう郵政省側の説明はむしろ全面的に退けたと言ってもいいぐらいの内容でありまして、これは「人道的立場からもうい許されるものではない。まさに著しい人権侵害である。」、そうなっているんですね。

ですから、法務大臣が、刑事補償法の質疑の中で、四月六日衆議院でもお答えになつていらっしゃる、四月六日衆議院でも、わが国の憲法が人権擁護というものについてきわめてきびしい規定をしている、文明諸国の憲法にも前例を見ないほど最高度

に人権の擁護ということを日本の憲法はきめてい
る、こうお答えになつていらつしやいますね。私
はそのとおりだと思つてすけれども、その法務
大臣のお答えとも関連し、日本国憲法に定められ
ている人権を最高度に擁護しなければならぬとい
う前提の上に立つて、この日弁連の警告という
ものは、私は、とるべきものはとるとか何とかい
う郵政大臣のお答えではなく、これは重大な人権
侵犯として反省をされて、こういった問題が、き
のうも新聞によりますと、新宿郵便局の人権侵犯
として何か裁判所に出されたようであります、
枚挙にいとまがないほど郵政省の職場にはいま起
きていますね。これはただいま単なる労使問題と
いうよりは、こういうものを発生させた郵政省の
労務政策と言いますか、何と言いますか、そうい
うものに大きな原因があるわけですね。ですから、
警告を受けて今日までとつてきた郵政省の職場に
おけるこの種の問題を根絶をさせるためにどうい
うお考えを持っていられしやるのか、もう少し明
確に御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(北雄一郎君) 残念ながら郵政労使間
に從來からいろいろ不信のわだかまりというもの
があったことは事実でございます。これに對しま
しては、先生も御承知かと思ひますが、昭和四十
五年の暮れに、労使の間でそういった不信感を一
つ一つ取つていこう、そして新しい信頼関係を確
立しようというところで、そういう考え方のもとに、
具体的にいろいろなことにわたつての取りきめと申
しますか、というものをいたしておりました。自來
これを職場に定着させるように労使それぞれ努力
をするというところで進んできておりまして、それ
なりに改善の実があつておるといふふうに私も
思ひます。

しかし、その間の徹底というものが完全に行
なれておるかどうかという点になりますと、若
干疑問の点もございます。もともとこの取りきめ
自体、そういった信頼関係の樹立というものは労
使それぞれ責任があるという考え方でございまし
て、そういう中で今日なお若干のトラブルがある

ということとはいへん残念に思ひますが、この点
につきましても一そうその定着をはかるように徹
底的に努力をするというつもりでおります。

また具体的にこういふ警告を受けたわけでござ
います、これに對しましては、警告自体につ
いても私もいろいろ見解があるわけではございま
すが、しかし、それはそれといたしまして、先
ほど大臣が申されましたように、この中で傾聴す
べきものは傾聴して、そうして改善策も立ててい
きたい。なかなか本件は職場リーダー制度とい
うものについての批判が多うございまして、そ
の点についても、ただいま申しましたように、聞
くべきところは謙虚に聞いて改善策をとつてもら
いたいということ、検討いたしておる次第であ
ります。

○竹田現照君 これは私は、労使問題のいろいろ
なことについて、あるいは社会労働委員会等で論
議をされている問題については触れませんが、こ
の警告は両院の法務委員会にも通知をされておる
問題ですから、どうしても触れておかなざるを得な
いわけですが、四十五年にこの種の文言を案を
されたのは、いまの浅見経理局長が東京郵政局長
時代ですね。ですから、私は浅見さんにお尋ねを
したいのですが、この日弁連調査結果ではつき
りされていまして、あなたが案をされたことは、
表面はどうであれ、労務政策上重要な位置づけと
してこれは日弁連もとらえられ、その結果が「職
員の思想信条の自由、組合加入の自由を犯す事例
が極めて多く、申立人組合の団結権を著しく侵
害する虞れが十分に認められる」、こう書いてあ
るわけですね。私もまさしくそうだと思うのです。
これはまあ経理局長が札幌郵政局長時代からい
ろんな施策をひとつとられ、それに基づいて郵政の
職場においていま世に言われているような事件が
頻発しているわけですね。頻発している。私はど
こにほんとうの目的を置いてこの制度をとられた
のか、日弁連指摘というものを率直にお認めにな
るか、これにはいま人事局長もいろいろと意見
があるというふうなことをおっしゃっていました

が、意見がおりとすれば、どういふ反論をなさ
ろうとするのか、この機会にひとつそのお考えを
明確に説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(北雄一郎君) いろいろ見解はござい
ます。しかし、そういった警告が出まして、これ
に對して私どもいろいろ見解があるわけではござ
います。たとえばこの事実関係にいたしまして、
当方から見れば申立人側の言い分だけ採用してお
られまして、当方の言い分を全く採用しておられ
ないというケースもございまして、それから、一
定の事実は双方認めておりまして、この事実
に対する評価、判断ということにつきまして全然
違つておるような、当方としては異論を唱えざる
を得ないようなケースもございまして。たとえば作
業能率の測定というふうなもの、これにつきまし
て、能率を非常に低下して作業をしておるとい
う場合、これに對して一回こっきりの、そういう異
常事態に際しての一回こっきりの措置を、常時
やつておるといふふうに判断されるというふうな
こと。あるいは、このいわゆるブラザー制度に對
しますところの見解のもとになりました証拠の事
実とされますものが、昨年の二月からのいわゆる
新制度下のものでなくて、それ以前の旧制度下
に起こつたと言われる事件が大部分である。です
から、逆に申し上げれば、そういった点を踏まえ
まして昨年の二月に現行制度に改めておる、そうい
う点を全然評価していただいておられない。あるいは、
論理上の問題であります、いろいろ具体的な事
実をあげておられますけれども、これがすべてこ
の職場リーダー制度あるいはブラザー制度の実施
に原因があるとしておられますが、その間の論理
的なつながりというものを特に認定されておらな
いわけでありまして、また私どもも、そのつなが
りがどうなつておるか、そういう次第であります
ので全然わからない、まあ、こういうような諸点
におきましていろいろに落ちない点があるわけ
でございまして。ありますけれども、先ほど大臣が
申されましたように、私どももいたしましては、
その中で傾聴すべきものは十分に謙虚にこれを傾

聴しまして、改善点を改善するといふつもりでお
るわけでありまして。

○政府委員(浅見善作君) 先生御承知のように、
私、昭和四十一年から四十四年にわたりまして札
幌郵政局長をいたしておりました、その間、四十
二年、三年度、四年度と、いわゆる特研生
新規卒者を特別に訓練いたしました外務研修生を
百名前後送り出しました。そういう状況を知らな
がら四十四年末に上京したわけではございまして、
東京郵政局管内におきます郵便外務員の補充状況
を見ますと、四十年代に入りまして非常に
近隣から人が得にくくなりまして、したがいまし
て、まず九州、北海道を手に始め、信越地方ある
いは四国地方を加えたりいたしました、遠隔の地
から子弟を採用するように相なりました。その間、
定着率が必ずしもよろしくないという状況がござ
いました。察しますのに、新規卒者数千人とい
うものが親元を離れましていへん心細い心理状態
のもとに社会人となる、しかも大都会というつ
ぽに投入されるというふうな環境からいたしまし
て、これはほうつておきますと、私生活の面にお
きまして、あるいは特定の新しい職場に入りま
しての職人としての最初におきまして、たいへ
ん心細いことであらうと。よつてもつて、不安動
揺する青年期におきまして手を貸さない場合に定
着率が上がらないのも無理はないといふふうに考
えました。したがいまして、これらの者には採用
がきつたと同時に兄貴分をつけまして、公私兩
面にわたる社会人としての第一歩をリードせしめ
たいという考えに基づきまして、こういう制度を発
足せしめたわけではございまして、広い意味におき
ます人事管理の一部門には相ならうかと思ひます
が、労使関係を前提といたしまして狭い意味合いに
おける労務政策という気持ちは全くなかつたわけ
でございまして。

○竹田現照君 そういふふうにお答えにならざる
を得ないと思ひますが、実際問題として、前任
地、札幌あるいは東京郵政であつたがいろいろ
な制度をつくられて以来、労使間の険悪な対立、

あるいは職場がたいへん暗くなる、いらいらして職員同士の対立が、感情問題を含めて非常に複雑になってきていて抜き差しならないいまの状態になつてゐることだけは事実なんですね。事実なんです。いま人事局長は去年の二月に現行制度を改めた、こうおっしゃっていますが、たとえばトイレに行くのにストッブウォッチを押すとかんとかかんとかという、この警告にもいろいろ書いてありますことは、きのうも新宿の、新聞に出ておつたようなことだつて、事実問題として行なわれているんですね、いまなお。これは、わが党の衆議院の皆さんの新宿局調査の内容を聞きまして、やはりそうなんですね。すると、やはり同じことが行なわれているんですね。この警告書は正式には五月の十一日付でそれぞれのところに発せられておりますけれども、四月に日弁連がこの調査結果をまとめた段階で新聞にも大きく取り上げられたほどです。私は、その段階においても、こういう問題の改善というものをすみやかに積極果敢にやるべきだと思つておられますけれども、ここにも書いてありますが、定着率はわずか約一%弱向上したと、こういうことが書かれていますが、その意図されたことは、しかし、それ以上に基本的人権の侵害というものがあまりにも大きいとも書いてある。

私はここが問題だと思つてますよ。一%弱向上させるために、言われているように重大な人権侵害というものが惹起をされるとすれば、これは、差し引きちよんどころじゃなく、たいへんなマイナスだと思つてます。ですから、人権侵害の問題というものは、そういう指摘をされているようなことが現にいま行なわれつつあるとすれば、直ちに郵政省はこれはやめるべきですよ。しかし、やめるべきにもかかわらず、やめられないで、いま全国各地でこういうことが行なわれている根本的な問題は、これは労使問題としてこの問題を考え出したところにはほんとうは根本原因があると思つてます。そこを私は、皆さんは大胆に反省をして直さなければならぬと。これは両院のいろいろな委員

会で皆さんに長年にわたつていろいろな角度から指摘をされている。人権問題としてこうまではつきり皆さんに警告されたのは今回が初めてですね。私は、そういう意味で、この警告というものは、人事局長は当方の言い分はさっぱり聞いていないと、こういうことをおっしゃいましたけれども、この調査の経過を見ますと、申し立て人から、それから皆さんのほうもそれぞれの担当の方に事情を現場において、あるいは郵政本省の担当の方々に大体平等にお聞きになつてゐるのではないのですか、日弁連側としては、実際は、申し立て人の言うことを一方的に聞いたというふうに調査の経過にはなつていませんね。自分らの言うこと、さっぱり、都合の悪い警告が出たからということでは私は解決をしないのじゃないかと思つてます。ですから、それではどういふところを謙虚に受けとめようとなさつてゐるのか。具体的にちよつと説明をしてください。警告をされている内容で、こういう点とこういう点は謙虚に受けとめて、直ちにどうするかという点を、こういう点、こういう点はいただけないという点を、はっきりしてひとつずつ出してください。

○政府委員(北雄一郎君) 用便、トイレに行く場合にストッブウォッチ、これも非常に極端な怠業状態が発生しているという場合の措置でございます。そして、そういったときには何もトイレの時間だけををはかるのじゃなくて、その人の勤務をはかつておる。その間その人がトイレへ行くこともあるでしょうし、休息をとることもある、こういう中での問題でございますので、何も、また新宿の場合でも、具体的には承知しておりますが、おそろくそういうケースであります。常時トイレへ行く者をはかつておる、こういうことは全国どの局でもやつていないというところは断言して差しつかえないと思つております。

それから、人権侵害事犯と言われるもの、この職場リーダー制の結びつきにつきまして、さつき申し上げましたように、私どもとしてはいささか理解に苦しむ。たとえばトイレに行くということ

が、かりにトイレに行くのを制限するということがあつて、それが人権侵害事犯であるとした場合に、そのことと職場リーダー制とは私は何も関係がないというふうに思ひますし、また警告の中でも、いかなる論議で関連があるというものは何もお示しをいただいております。もう一つに思ふわけでございます。

それから、お尋ねの、しからばいかなる改善点を考えておるかという仰せでございますが、先ほども申し上げましたように、いまだ検討中でございます。まして、結論を出したわけではございませんが、たとえばリーダーをかくてくれというふうなことを言った場合にはかえるべきであるというふうにしたし、かございましたが、そういう点はそのように改善すべきだというふうに思ひますし、その他改善という方向で検討すべき問題が若干あるように思ひますのでありますが、いまだ結論を得ていない次第であります。

○竹田現昭君 これは、いろいろなことをおっしゃいますけれども、この警告ばかりじゃなく、警告書に書かれておりませんが、郵政の労使間で、たとえば全通なら全通という組合を分裂をさせて別の組合をつくらうというところに大きなウエートがあつたことだけは、これは隠れもない事実ですね。隠れもない事実ですね。その上で、この職場リーダー制というものもまあいろいろと理屈はつけますけれども、その一環として編み出されたことだけは確かです。

ストッブウォッチその他だつて、何も職場リーダー制でなくたって、北海道でなんか至るところでやられたおつたじゃないですか。それで一分の賃金カット、二分の賃金カット、これは日常茶飯事だつたのじゃないですか、浅見さんが札幌に在任中は、そうして、そういういろいろな施策というものが出された最大のねらいというのはどこにあったのですか。私にだつてはつきり言われたのじゃないですか。どうも管理者は組合のほうばかり向いて私のほうを向いていない、この考え方は直さなきゃいかぬ、いままで組合に根こそぎい

んなものを持っていかれたから、失地回復だとはつきり言われたじゃないですか。その上に立つていろいろな施策というものが行なわれたということ、これはまぎれもない事実ですよ。私に言つたんですよ、浅見さんが。

そして、北海道の平和な山の中まで、二人か三人しかいない局にまで、言うことを聞かねばよから人を持つていつて、それに第二組合をつくらせて、そして職場における対立というものをいやが上にも高めていったということ、これは事実じゃないですか。この間私が決算委員会に指摘しましたように、内容は別にどうであらうと、当局側が第二組合にたくさん金を渡してゐるという現実、これはのがれようのない事実じゃないですか。四十五年ですか、東京郵政に浅見さんが転勤をされたときに、私は、必ず今度は東京郵政で札幌と同じようなことが行なわれるだろうということは、当時郵政局に私はすでに指摘をしておりました。私の指摘とおりになつたじゃないですか。やり方は全部同じですよ。全部やり方は同じです。ただ、やり方は同じなんだけれども、民間企業と同じようなこともやられてゐるけれども、労使問題について、民間企業と残念ながら官庁機構との機構が違うものだから、なかなかうまくいかないでいろいろな問題が惹起してゐるわけですよ。

ですから、そういう施策が重点的に取り上げられてゐる郵政局管内が、こういう問題が同じケースとして、北から南まで同じ事態として起きてゐることは、これは一体何を物語つてゐるんですか。ブラザー制度があるとかないとかじゃないんです。去年の暮れあたりから山陰地方にまで波及してゐます。去年私は鳥取、鳥根のほうをずっと行つて参りましたが、あの辺、山陰地方にまで波及してゐるじゃないですか。同じ形ですよ、同じ形。私は、これは何と抗弁しようと絶対に納得がいかないんです。

この警告にもありますように、「労使が対立敵視しあうような職場環境の改善なしに、」云々という

ようなことが書かれています。私は、郵政省側の意見というものを日弁連が全く無視をされたんでなく、全然郵政省側の説明が日弁連を納得させることができなかったと思うのです、現実には。私は組合側の立場に立つとか立たないとかとは別に、公平に見てもやり方が人権侵害もはなはだしいですよ。いまここで指摘をされたのは東京のことです。しかし、このことを発案をされたのは浅見当です。時札幌郵政局長です。やられていることは札幌郵政局長時代に各職場で行なわれたことと同じことです。たまたま職場リーダー制度というものがここで前面に出ましたけれども、しかし、これは言うならつけ足しですよ。

そして、わずかに一%弱しか——目的としたこととがたとえ善であれ、実効が結局あがらなかったということですよ、あがつていないということですね、定着率が一%しかないということは、こんな効果のないものを、人権侵害をここまで指摘をされながら郵政省側がやめようとしたいのは、いま私が指摘をしているようなところに根本原因があるからです。少なくとも半分以上意図するところが実現をされたというのなら、私は百歩譲ってこの制度を認めたとしても、しかし、百分の一も効果があがつていない施策をなぜ強引に推進をなされようとするのか全然理解できません。

大臣も、いろんなところで、いろんなことで郵政の職場の状況について両院で指摘をされ、あるいは直接指摘をされてお聞きになっていらっしやると思いますけれども、まさに異常なんです、この職場の状態というのは、職場の状態というのは異常なんです。ですから、ただ単にブラザー制度というもののだけを取り上げて、それとは直接関係がないがごときことでのがれることは絶対に許されない問題だと思ふんです。

私が先ほど引用しましたように、法務大臣の憲法に対する人権擁護の問題についての御発言とも照らし合わせて、私は、憲法で人権擁護を守るといふこのものの考え方について、郵政省は、もう少し深刻な問題として、いまみずからの職場

に起きているさまざまな事象をとらえて対処すべき時期に来ていると思うんです。これは労使問題以前の問題ですよ。労使間で大いにけんかをやるならやられてけっこうですよ。しかし、それが管理者の一方的な権限を行使することによって人権侵害まで犯しながらやるということとは私は労使の正常なルールではないと思う。人権侵犯に類するものと思われけるものは直ちにやめるように、私は大臣の明確なお答えを求めたいと思うんです。

○國務大臣（久野忠治君） 御指摘の中になる御意見が出たのですが、現行憲法の規定にもありますように、人権侵害に及ぶような行為、もちろんこれはあってならないことでございます。そのことは当然のことであると思っております。

それから、組合の内部分裂を企図しておるのではないか、このような御意見の御開陳もございましたが、私たちは組合の内部に干渉しようなどというような考え方は毛頭ございません。これは自主的に労働組合に所属しておみえになります皆さん、あるいはこの職場の方たちの自由な意思によって決定されることでございまして、これに關与しようなどというような考え方は毛頭持っていない次第でございます。

それから、職場リーダー制、かつてのブラザー制度でございますが、これは先般来るる申し上げておりますように、若年労働者の定着性を向上したい、地方から出てまいります若い方たちの社会環境、生活環境、あるいは職場環境ががらりと変わるのでございますから、よき相談相手となつて、その職場環境になれ、生活環境になれて、そしてりっぱな郵政業務を遂行していただきたい、こういうような考え方に立つて、このような制度が設けられ、現にこれが実行されておるような次第でございますして、これでもって人権を侵害するなどというようなことを毛頭考えておりませんし、そのようなことがあるはずはないのでございます。あくまでも若年労働者の定着性を高めるためのよき相談相手としての制度である、かように考えて

おるような次第でございます。しかしその運用にあたりまして、いろいろ御指摘もございまして、また改善すべき点もあらうかと存じますので、今後とも十分皆さんの御意見を拝聴いたしまして、そうして検討いたしてまいりたいと、かように存ずるような次第でございます。

○竹田現照君　くどいようですけれども、大臣のそういうお答えが正しく郵政省側において実行に移されていれば、今日こんな警告というものは出

てこないのです。日弁連の調査の中にも明らかなように、いま郵政省側がお答えになっておりますが、「ブラザー制度が、純粋な雇用政策ないし新入職員の定着確保施策で、その後の運用のなかで発生した、後述労使のトラブルは全く予期せざる事態であった旨の当局側の弁明は、少なくともその採用当初についてはなりたない。」と書いてある。だから、その弁明は大体成り立たないと日弁連側はとっているんですね。

実際、現実問題というものを調査されてまいりますと、ここ数年、郵政省側の労務政策の犠牲になつて自殺をされた方が何人いらっしゃいますか、郵政省には。通常では考えられぬですよ。その遺書の中にもはっきり書いてあるのですね。私は職場の中であちらこちらに自殺が次から次へと

起きるといふのはたいへんなことだと思ふのですよ。その遺書が、どれもこれも同じように、郵政省側の勞務政策をそれぞれの立場に受けとめられないで、そうしてがんじがらめになり、苦しめられ、ささいなことを逆に大きく針小棒大に持つていかれ、そうして自殺をしている。死んだ者について今度は全通に、組合で葬式をしてもらうと退職金も出ない、そうだなというようなことを言つて、これは現実の問題があるので、名寄市でなくなつた人の自殺後の中で。そういうのであれば、というので、本人のあれだけでも、退職金もあれだからというので、身内の方が集まつて、それじゃ局長が課長に葬儀委員長をやつていただこうじゃないかということになっている。もうほんとうに考えられないような事態が次々に起きてい

る。

そういうたぐさんの自殺者を出しているという現実についてもひとつも反省をされないで、がむしゃらに労務政策を推進をされて、その結果が先ほどから言われ、この報告、警告書の中にも書いてるように、職場そのものがたいへん險惡ですね。これはそれぞれの言い分はあったとしても、いま官公庁を歩いて、同じかまのめしを食ったと言われる電電公社に訪れるのと郵便局に訪れるののとでは天と地の差ですよ、中の空気は。そういう職場でなかったんですよ、なかったのです。私は、この現実というものは隠れもない事実なんだから、そうしてその結果が、指摘をされるような人権問題というものが次から次へ惹起するということとは、これ以上私は容認できないと思うのです。

ですから、同じようなことを繰り返して御答へになると思いますが、冒頭申し上げましたように皆さんのほうに警告が出され、両院の社会労働委員会あるいは法務委員会その他、公共企業体労働委員会等々にこの問題が日弁連から御通知をいただいている立場に立つて、これはもう何としても人権侵害問題というのは直ちに中止するように、強力な措置を郵政省がとるべきであるということを描き添えておきたいと思っています。

それから、この間の質問で法務省側にもお尋ねをしたのですけれども、法務局でもこれを受け受されて、昨年十一月十日ですか、調査を打ち切られたと言う。ただ単に電話で申し立て人に聞いてどうだとかこうだとか、そのあれがないからどうだとかこうだということでなく、法務局の段階で人権擁護の問題を扱われる人的要因が少ないのかどうかかわかりませんが、調査を打ち切られたということではなく、日弁連のこういうことがはつきり出ておられるわけですから、政府の立場において、大臣お答えのように、人権の擁護というものをもう文明国中最大に極端にまで規定をしている日本国憲法に照らしても私は調査を、電話だとかなんとかではなくて、実際に出向いて双方の意見もお聞きになり、あるいは現場のそういう

う実情というものを十分お尋ねになって、政府の立場においてもこの問題について具体的行動としてお取り上げになるべきだと思ふんですけれども、もう打ち切られたから、これはわれ関せずというふうなことでこのまま過ごされるおつもりなのか、今後この種の申し立てが再度出てきたときに、法務省としては、人権擁護局としてどういう態度をおとりになるのか、この際あらためてお聞きしておきたいと思ふんです。

○国務大臣(田中伊三三君) この憲法の大精神に基づいて人権擁護のやり方でございますが、昨年十一月に本件問題を打ち切ったという前回の委員会御説明申し上げた事情で、私は十二月に法務省に参りましたような事情もございまして、現実はこの問題はうとかつたのでございまして、けれども、人権擁護に政府の人権擁護局が発動するというのは、何も申告は必要ない。申告があればけっこうでございます。あればたいへん便宜でありがたいのでありますが、申告がなくて、風聞でもいい、新聞記事でもいい、ラジオでもいい、投書でもいい、正式の申告などなくいい。これは何か人権侵犯がありそうだと考えられる場合においては発動すべきものである、こういうふうには私に考えるのであります。そういう点から申しますと、電話で聞いてみた、こうだった、ああだったという程度のことであつたということでは、まことに申しわけのない人権擁護のやり方であつたのではなからうかと、前任大臣時代のできごとではありますけれども、そういうふうには考えられてございまして、今後のやり方でございますが、申告の有無にかかわらず、積極的に人権侵犯の事実ありやいなやという点については、これを調査をいたしまして、最善を尽くすように持つていきたい。法務省は、そういうふうな前回のたしか七日の日でございまして、先生からおことばがありまして、直ちに関係者を集めて、もっと積極的にやれということをしつかり訓辭しておるような次第でございまして、その方針でやつていくことをお誓い申し上げます。

○竹田現照君 じゃあ終わりますが、いまの大臣のお答えのように、積極的にこの人権を擁護するために政府側も積極的に行動されることについて、私は全面的に賛成であります。この郵政省の人権侵犯に關連をして、昨日の新聞にも報ぜられていた新宿郵便局等の問題について、これは裁判所だとか何とかいうことは別にしまして、私は法務省の人権擁護局でも直ちにいまの答弁の御趣旨に従つて行動をされて、調査をなさるようお願いをしておきたいと思ふんです。いまの法務大臣のお答えで、まあ政府側なんです、郵政省側も、先ほど大臣がお答えになつたように、再三この種の問題が国会で取り上げられるなどということはもう絶対にないように対処をされるように特に要望して、関連の御質問もあるようですから、大臣との約束の時間もありますから、私はきょうはこの問題を打ち切りたいと思ひます。

○原文兵衛君 関連して、郵政省のほうにお伺いしたいと思ひます。

私は豊島区の目白に住んでいますが、大体郵便物は日曜を除いて毎日相当量配達されているんです。ところが先月の後半から郵便物が配達されない日がだんだんとふえてきました。どうしたんだらうとふしぎに思つていました。そうしたら先月の三十一日の朝日新聞でございまして、「全通」順法を中止、「指導調書」廃止など合意」という見出しで、「郵政版マル生」などに抗議して国鉄の順法闘争に相当する業務規制闘争を東京地本を中心として強化して全通労組は三十日、これまでの当局側との争点となつてた指導調書の全面廃止など二十項目の合意が成立したとして、東京地本に對し闘争の即時中止を指示した。残る青森、仙台、盛岡などの各地本についても、組合は二三日中に闘争を収拾する方針で、六月からは時間外労働にも協力することにしてゐるため、東京の二百十萬通をはじめ全国で三百萬通近くにはのぼるが、手紙の滞りは一週間程度で解消するものと当局側ではみてゐる。こういう新聞を見まして、初めて、ああ、こういういふゆる順法闘争式なものが行なわれて、そのために私どもの家に来る郵便物も配達されない日が多かつたのかなあということを知つたわけだ。

しかし同時に、これで解決したので、これから郵便物もいままでどおり配達されるのだらうと期待しておりましたところが、六月に入つてもさつぱり配達されない。三日、四日配達されないで五日目くらいにこそと、こんなに一かかえも配達されぬというふうな状況が最近まで続いているのです。そうしたら今度六月の六日のやはり朝日新聞ですが、「ふえる都内の郵便物滞り、過去十年で最大、全通の「ヤマネコ」闘争」という、こういう見出しで「全通闘争のこじれから、東京都内の郵便物の滞りは一向に減る様子がない。五日現在で二百三十五萬通に達し、過去十年来、最大の規模にのぼつた。郵政省と全通労組本部の間では五月末、紛争がやつと解決したが、この収拾に反発して東京地本管内の過半数の地方支部が「ヤマネコ」闘争」を続けてゐるからだ。しかも当局への抗議だけでなく、執行部のやり方に対する不満や派閥間の対立などもからまつてゐるため根柢は深く、当局もお手上げの状態である。こんどの闘争は、当局側の労務政策(いわゆる郵政マル生)に反対して四月末の春闘妥結後本格的に始められた。とくに組合側は当局の「指導調書」が人権侵害になるとして反発してゐたが、五月三十日、郵政省側がこの制度の廃止を約束するなど譲歩を示したため、全通本部も同日付で闘争の中止を指令した。これに對して船津東京郵政局長の談話もいろいろ出てゐるのですが、「郵政省と全通本部との間でとくに妥結するものに、こんな闘争が続くのは違法なヤマネコストそのものだ。労使間の問題ではなく、組合内部の統制問題、いさざだ」と、船津東京郵政局長は強調する。全通本部でも、下部の「ヤマネコ」の実態は認めざるをえず、これ以上本部の統制に従わぬような統制処分もやむをえない、との態度だ。これは朝日の報道でございまして。

私は現実にその被害を受けてゐるわけでございますが、このいふゆる朝日新聞はヤマネコ闘争として報道したこういう事態は、公共企業体等労働関係法十七条に違反する。だがどう見ても全くこの十七条違反の行為ではないかと私は思ふのですが、これに對して郵政省は一体どういふふうに見、あるいはどういふふうに対処してきてゐるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(北雄一郎君) ただいま先生おっしゃいましたような経緯でございます。それが正しいことかどうかという点になります。それは、私どもは、いわゆるヤマネコでありましようとなかろうと、いわゆるスト、怠業行為というものはやはり法で禁止されておるところである、したがつてやつてはならないことだということで考えておるわけでありまして。

○原文兵衛君 そのように考えてゐるとして、これはどう見ても、新聞の報道もこういふふうには報道されてゐるところを見ても、私は現実に、郵便物が四日から五日来ないで、そして四日目、五日目にこそと来る、そういう事実を受けてゐるわけなんです。これは明らかに公共企業体等労働関係法十七条違反なんだから、違反であれば、それに対する処分というものがなければならぬんで、こう考えてゐるだけじゃ私は、郵政省当局として、やっぱ法律に従つてそれをきつと守らなければならぬのに、法律違反をしてゐることになるんじゃないかと思ふんですが、その辺について、しっかりとした態度でもつてやつていただかなければならぬと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(北雄一郎君) こういつた怠業に對しては、私もどうもいたしまして、当然重大な関心をもちて対処したいと思ひます。五月の下旬以来いろいろ、非常動を入れますとか、あるいは管理者を応援させるとか、いろいろな手を使いまして、できるだけ郵便物の配達につとめました。また、非常に態様の悪い、職場秩序がもう乱れ切つ

ておられるような局に對しましては、郵政局から、まあ四局ぐらいであります、四局ぐらいいへ、職場秩序の乱れを直すための要員も派遣をいたしました。それから、むろん、組合に對しても、そういったことをやるようにということとは、再三働きかけております。それから、六月の九日でありまして、なおその規制闘争を継続しておる局がございましたので、そのうち特に態様の顯著でありまして二局につきまして、百二十九名にのぼりますが、行政処分を行なうという措置もっております次第でございます。

○原文兵衛君 関連質問で時間もとつてはいけませんので、これで終わりますが、私は、法秩序の維持というものは、これはやはり当局側もあるいはまた組合側もきちっと守っていかなければ、日本のこれは労働運動としても発展もしないんだし、また、国民の皆さんを対象とするこういう公共企業等においては、当局側もその点はきちっとやらなく、だんだんだんだん乱れに散らばって、ちやう、とんでもないことになるんじゃないかと心配しているわけでございますが、答弁は要りませんが、その点について、当局側の姿勢もきちっと正すように要望して、質問を終わります。

○國務大臣(久野忠治君) 法治国家として、法令の定むるところに従って郵政事業が正常に運営されるということは当然のことであらうと私は思います。

春季闘争妥結後においても、都内の一部の郵便局におきまして、大量に及びます、二百数十万通に及びます滞留郵便物ができたということは、たいへん遺憾に存するような次第でございます。その実態について調査もし、また対応手段等も講じまして、でき得る限り国民の皆さんに御迷惑の及ばないよう処置をいたしてきたのでございますが、最終的に、ただいま事務局長から御報告申し上げましたように、二局につきましては、たいへん遺憾なことではございますが、処分ということにいたしましたような次第でございます。

今後とも労使間の正常な運営のために微力を尽

くしたいというのが私の考え方でございます。就任以来、このことは皆さんにも申し上げ、私自身も努力をいたしておるような次第でございます。今後ともこの趣旨にのっとり努力をいたしたい、かように存するような次第でございます。

○佐々木静子君 それでは、私は、この六月四日、これは朝日、毎日、読売、産経など一流紙にこそって報ぜられました国立伊東温泉病院の水銀事件についてお尋ねしたいと思ひます。

新聞を拝見しまして、私、正直なところ、非常に納得のいかない変な問題だなあと、すっきりしないものを感じたわけでございますが、実はあとでわかったところでは、これを讀んだ人、これはお医者さんの人たちに当たりまして、非常にふしぎな感じがした、あるいは法律関係の人と話をしまして、非常に奇妙な感じを受けたというの、これ異口同音に皆さんのおっしゃるところでございます。そういう点で、これは全く納得のいかないケースだ。そしてそれが、翌五日の日に少し部分的に報ぜられたところがありまして、その後びつたりと新聞からも姿を消した。そういうことで、たいへんにこの事件は奇妙な感じが一般の国民に与えているんじゃないかと思ひます。

その事柄につきまして、きょうは時間もございませんので、簡単にこの事件の経過を厚生省からまず伺いたいと思ひます。

○説明員(佐分利輝彦君) この事件の経過でございますが、まず、五月二十二日のお昼に病院が外来者のために出しました食事のみそ汁に薬品のようなものが入っておりまして、同病院の外科の医長と、外から応援に参っておりまして若い医師二人、合計三人が、そのみそ汁を飲みまして吐きけを催したわけでございます。そのために、病院当局といたしましては、そのみそ汁を伊東警察のほうに提出いたしました。その分析並びに調査をお願いいたしましたところでございます。その結果は、翌二十三日、警察署のほうから、水銀が発見されたという御報告を受けております。

次いで、五月二十八日でございますが、お昼ぐらいに、内科の医師でございますA医師が突然薬局の前で倒れてきて、病院といたしましては、直ちに患者を外れに運びまして応急の措置をしたのでございますけれども、いろいろ手当てをしたのかいがなく、三時過ぎにおなくなりになったわけでございます。なお、その際、同医師に酒気を帯びておるような形跡がございましたので、医局のほうを調べましたところ、医局にビールのあきびんとコップがございました。これも警察のほうに提出いたしました。これもまた若千の薬品のようなものであり、コップの中にまた若千の薬品のようなものがあつたようでございます。

そこで、遺族とも相談いたしました。同医師の死体解剖をすることにいたしました。翌二十九日の午後から横浜市立大の吉村教授をお招きいたしました。また、東京警本部の係官の立ち会いも得まして死体解剖をしたところでございますが、その解剖の結果は、肺に嚢血がある、心臓の不具合がある、また脳の硬膜下、硬い脳膜と書きますが、硬膜の腫瘍がある。また肝臓に脂肪肝の所見がある、こういうような状況でございます。そこで、一応病院当局といたしましては、その時点の所見に基づいて死亡届を市の戸籍係に提出していただきましたわけでございます。

その後私も警察当局から受けております連絡によりますと、種々の情勢から判断いたしました。五月二十八日の医師の死亡事件は、服毒による自殺とお聞きしております。また、五月二十二日のみそ汁事件につきましては、目下警察当局で捜査を続けていらっしゃる段階でございます。

○佐々木静子君 それでは、先に経過を承る意味で警察庁のほうに概略簡単に説明していただきたいと思ひます。

○説明員(小林朴君) ただいま厚生省のほうからお話ございましたように、二十二日のときに三名のお医者さんが昼食にとられましたみそ汁の中に薬物が入つておるというように、大体警

察のほうでは、その薬と申しますか、まあ毒薬になるのでしょうか、これはオキシアン化水銀というふうなものだという、そういう水銀性であるということがわかつておりますが、そういうものが入つておつたというふうなことで、先ほどもお話ございましたように、それを食事されたとお医者さんの方のほうでは、吐きけ、それから軽い腹痛、下痢というふうな症状が出たというふうなことで、一応毒物を、薬物を混入したというふうなと申しますか傷害事件ということで捜査をしておつたわけでございます。

また、これと全然別個といえは別個でございますけれども、二十八日の日に医局の先生が、大体服毒自殺、先ほどお話が出ましたように、服毒自殺ではないかという状況で死亡されたわけでございます。一応その内科というの、医師がなくなつた状況は先ほど申されたとおりでございまして、そのポケットの中に遺書を入れておられた。これも筆跡鑑定をいたしました結果、御本人のものにまず間違いがない。それから、当時、ああいうふうな指紋を採取されました医局に残されたビールとそのコップでございますけれども、それは御本人がお飲みになったものにまず間違いがない。同時に、そういうことで、そのコップの飲み残しの中から、先ほど申された水銀剤の一部検出されたというふうなことで、大体服毒自殺ではないかというふうには見ておりますけれども、この事件、最初の事件につきましては、一応私どものほうとしては現在捜査中ということでございます。

○佐々木静子君 いま厚生省及び警察庁から事件の経過を簡単に伺つたわけでございますが、これは死人に口なしで、本人さんから詳しい事情を聞くことができないというのは非常に残念なわけなんです。ございますが、遺族並びに関係者の人から見ると、これは全く覆耳に水、これくらい驚かされることはない。元気でその日まで、五月二十八日病院へ出て、午前中はずいぶん患者さんいろいろ見ておるようでございますけれども、そして突

然に正午過ぎに急病でなくなった。そして、むろん死亡証明書、病死であるところの証明書もいただいて、そして病気でなくなったばかり思いこんで葬式も済ませ、初七日というときに、いきなり、しかも病院からもあるいはそのほかのところからも正式なあいさつは全くなしに、だしぬけに、これはたぶん病院から発表されるか警察から発表されるかじゃないと、新聞社のほうはこぞってかつてに推測を書きになることはないと思うのですけれども、どちらからかこれは発表されたわけなんだろうと思うのでございますけれども、こういうふうに全く寝耳に水の、なくなったお医者さんが水銀のみそ汁を同僚の医師たちに飲ませたというふうなぬれぎぬを着せられたということ、たいへんに驚きかつ憤慨しているわけなんです。ございますけれども、その事柄についてももう一つ法務省から経過を伺っておりますが、人権擁護局のほうからこのことについて遺族のほうにお聞き合わせがあったように伺っておるわけでありまして、人権擁護局とすると、これに対してどのように臨まれ、また、どのような態度で処しているかとお考えになっていらっしゃるわけですか。

○政府委員(萩原直三君) お答え申し上げます。ただいま先生がお話ございましたように、新聞報道に接しまして、この問題を管轄、所轄等をしております静岡地方法務局の人権擁護課の係員が、なくなられた方の奥さんの渡辺智恵子さんに問い合わせましたところが、ただいま先生がお話しくださったような御意向のようになつたのでございまして、で、われわれといたしましては、問題が重大でございまして、ことに、なくなられた方及び御遺族にとってはきわめて大切な問題でございまして、私どもの立場としましては、まずなくなられた方及び御遺族の方の御意思を十分に尊重して、われわれの立場からできるだけの調査をいたしたい、このように考えておるのでございます。ただ、そのときの問い合わせによる奥さんの御返事によりますと、目下弁護士さんに調査を依頼している。法務局に調査を求めるかどうかは

はつきり申し上げかねると、こういう御返事がございまして、なほ御遺族の御意思を確かめた上で、調査する必要ありというふうな認められなかった場合は、われわれ独自の立場から、できるだけのことを調べていきたいと考えております。

○佐々木静子君 いろいろと人権擁護局でもお骨折りいただいているということばかりでした。いずれ人権擁護局のほうにもお願いしていただくと、あるいはいま遺族の方からお話があったように、先ほど竹田先生の御質問にもありましたように、先ほど日弁連の人権擁護委員会にもこの問題を提訴して、この死者及び遺族に対する人権侵害という問題でこの問題を取り上げていくというふうなこともいま考えられているわけでございますが、ともかく、この経過についてさらに突っ込んで伺いたいと思うわけです。

先ほどお話にもございましたように、まずこの死体の解剖でございますが、これは遺族の方の話では、医者のことでもあり、少しでも医学に貢献したい、あるいは急な病気で死んで死因を解明したいというふうな意味から、病理解剖を承諾した、お願いしたということなんです。ございますが、これはどういふわけで警察官をお立ち合わせになつたんですか。遺族の承諾をとっておられますか、その点厚生省に聞きます。

○説明員(佐分利輝彦君) 二十九日に行ないました死体解剖については、執刀者も横浜市立大の病理の吉村教授でございますので、病理解剖ということになっております。警察当局に立ち会っていただきまして、これはやはりいろいろと諸般の情勢から不審な点もあるということで、警察と御相談をした上で、立ち会っていただいたものでございまして。

○佐々木静子君 これが、実は私、吉村教授にも当たったんですが、当時警察官が立ち会っているというふうなことは全然聞いておらなかった、純然たる医学上の解剖だと承知したので、そういうことでやっただけである——これを警察官を立ち会わせた法的根拠を御説明いただきたい。

○説明員(佐分利輝彦君) その点につきまして、私、しろうとでございますのではつきりいたしませんけれども、病院当局といたしましては、二十八日おなくなりになったときに酒気を帯びていらつしやうて、ビールを飲んでいらつしやうた、あるいはポケットの中に遺書のようなものがあつた、またその前のいろいろな言動からして、どうも病気に急死というふうには考えられないと考へておりました、警察当局ともいろいろ御相談をしておりましたのでございますが、私は法的根拠はよく存じませんけれども、そういう場合には、警察当局にも御相談をして、また、病理解剖ではあるけれども、お立ち会いを願うというふうなことは、病院としても、事実の正確を期する上からも、またいろいろな事件に際しましては、また市民としての一つの義務といたしまして、適当なことではないかと考えております。

○佐々木静子君 これはね、死亡した人からだといふものは、遺族に、相続人に権利があるわけですね。これはあなたが、国民の義務とか何とかといふようなことをおっしゃいましたけれども、それじゃ遺族は、死因の究明、医学に貢献したいという気持ちで、自分の最愛の夫なり、父親なりを病院の解剖に承諾しているんですよ。それに対して、あなたのはうでかつて警察官、あなたのはうというか、国立病院のほうでかつて警察官を立ち会わして、それで遺族の了解を求めないとか、かつてにそういうことができるのはおかしいじゃないですか。実際、このケースを私調べまして、厚生省は警察の中の一部なのか、警察庁の厚生部というのがあるのかどうか、私はそういう感じを受けたんですよ。どういふ権限で立ち会ってもらったのか、わからぬで、ただ来てくれというところで立ち会わしたわけですか。それじゃ、これからそういうことで解剖するときに、これは病理解剖ということで、特に担当のこういう先生にお願したいということ、厳正な気持ちで——遺族の人は、自分の夫なり父親なりがなくなつて、しかも病院で解剖していただくというよ

うなことは、遺族といたらよっぽど思い切ったことですよ、しかも医学のためと思つて。それに対して、一方では、そのなくなった人を犯人にでっち上げるための工作をこしらえてやつてですね。それじゃだまし討ちじゃないですか、あなたの方のやっていることは。

警察庁に伺いますけれどもね。私はこれは実は国立病院の院長にも会つて経過を聞いたんです。そうすると、この院長が、死ぬ前にもうすでに病院側から警察に出動要請があつて、院長室に何人もの警官が張り込んでいたということですから、正式に警察は病院のだから、どういふことで要請を受けて、一方が危篤で苦しんでいるときに、警察の方がたくさん張り込まれたわけなんです。か、どういふことで出動されたわけなんですか、根拠を聞かしていただきたい。

○説明員(小林朴君) 警察のほうで、その法律的な根拠と言われました。これは不審なもの、あるいは自殺、まあ変死と申しますか、そういうものについて一応話を受ければ、出かけていってそれに事情を聞くというところは当然やるべきことだと思ひますけれども、話があつたのは、二十八日の日に児玉という事務長から連絡がございまして、そういうことで、二十時十五分ごろだったと思ひますけれども、警察は出かけていったということのようでございます。

○佐々木静子君 これ、お医者さんが死んだのは三時五十分ですね。ですから、これは服毒自殺とか何とか言うけど、まだ自殺してない前のことですね、倒れた直後ですね。これね、病院の常識として、いきなり午前中まで一生懸命仕事をしていられたお医者さんがふらふらになつて倒れたとなれば、まず全部が治療に一生懸命になるのがあたりまえじゃないですか。これ、倒れた直後ですよ、まだ死んでも何にもないですよ、死んだのは三時五十分ですよ。それにもう服毒自殺というて警察を呼びにいらつて。私はそこら辺も非常にふに落ちぬものを感じます。私はその辺も非常に、いまもう一度病理解剖の話に戻ります。

すけれども、この解剖の結果ですね。一部新聞によると、胃の中から水銀が発見されたというところが最初報せられておって、その後、胃の中からは水銀は全然検出されておらず、遺体からは出ておらずということ、それから、水銀を飲んだような場合には胃とか食道とかがただれるけれども、そういう反応も全く見られないということが報せられているわけですね。また、私のこれは吉村医師から直接聞いたわけじゃありませんが、吉村医師が遺族に報告された経過を詳しく速記したものを読ましてもらったんですが、水銀化合物は全然検出されておらず、また、水銀物を飲んだようなあとに見られる独特の胃のただれ、食道のただれというものは全く解剖所見では見られないと言っているわけなんです。正式の解剖所見、厚生省のほうではどういふふうに報告を受けておられるか述べていただきたい。

○説明員(佐分利輝彦君) 胃のただれ、食道のただれは認めておりません。

○佐々木静子君 水銀物の検出です。

○説明員(佐分利輝彦君) 胃の内容物からの水銀物の検出については、まだ警察から御連絡を受けておりません。

○佐々木静子君 これはなぜ警察から連絡を受けるんですか。解剖所見は、病院が吉村医師に頼んだわけでしょう。吉村医師は医学上の解剖だと思つてこれを承知したということをやっているわけですよ。なぜ吉村医師が警察へ報告するんですか。当然病院へ報告しないといけないんじゃないですか。まず第一に思うことは、家族が解剖を依頼したわけですよ。それに対しては、口頭では解剖結果はありましたが、厚生省や警察へ報告するよりも、依頼した遺族に当然まず報告すべきじゃないですか。報告書というものを出すとすれば、一体、どうなっているんですか、これは。ちょうど一人の死体を遺族からだまし討ちで持っていくようなことですよ。これは厚生省が人の人命を預かるような医療を担当しておりながら、まあ生きてゐる人間も死んだ人間も十は一か

らげにどうなつてもいいというような、非常に人命軽視、もうそのものずばりじゃありませんか。一生懸命午前中で勤務していたお医者さんが倒れた、倒れたと同時に、だれだつてそれは——この病院は十人しかお医者さんいないんですよ。それだつて、外来のお医者さんやら、いろいろ入院中の人がいるでしょうから、全部の人がそれにかかれない。そういうときに——家族への連絡も一時間おくらせているんですよ、同じ伊東市に住んでいて。それへ連絡しないで、警察へ連絡して、警察官をたくさん張り込ませて、いろいろのは、これは一体何ですか、厚生省のやっていることは、人殺しのために病院を置いてあるんですか。

まあそこところはもう一度、その警察から報告を受けてないという、なぜあなたのはうが調べないんですか。解剖を頼んだのは厚生省でしょう。

○説明員(佐分利輝彦君) いろいろこのような自殺とかあるいは他殺というふうな疑わしい事件の場合には、国立病院といつたにしても、また担当した医師といつたにしても、医師は医師法によつて義務があるわけですが、警察当局に捜査をお願いすることになっておりましたが、今回の場合も、二十九日に死体解剖しましたあと、胃腸の残留物とかあるいは治療した際の胃洗浄の液とかまた血液とか、そういうものを警察のほうに提出しておるわけでございます。で、そういう物質の検査につきましては、警察のほうの科学警察研究所で正確を期していただくという考え方で臨んでおるわけでございます。

○佐々木静子君 それでは、遺族は医学解剖のつもりで解剖に承知した。そうすると、その胃の内容物なり、胃の一部なり、遺体の一部を警察に立ちあわせて持つていかした。そんなことが許されると思うんですか。警察は、これはどういうことを持つていかれたのですか。押収調書でもあればここに示していただきたいと思ひます。

○説明員(小林朴君) これは任意の提出というこ

とで受けまして、現在科学研究所で鑑定中ということになっております。

○佐々木静子君 任意の提出とおっしゃいますけれども、これはだれが任意に提出したんですか。遺体というものは、これは相続人のものに所有権はつきりしております。だから提出を受けられたわけですか。

○説明員(小林朴君) 詳しいことはわかりませんが、私の聞いております範囲では、胃を洗浄した液を、その洗浄液を病院側から提出を受けたと、こういうことだと思ひます。

○佐々木静子君 それでは胃の洗浄液だけを押収してられるんですか、任意に提出を受けて領置してられるわけなんですか。領置調書は出しておられますか。

○説明員(小林朴君) 領置だと思ひます。

○佐々木静子君 領置調書を出しておられるなら、この件についての任意提出を受けた領置調書の一件全部を、一覽をこちらへ提出していただきたいと思ひます。と申しますのは、私はこの病院長にお会いしたときに、いろいろものを警察は持つていつているというのです。持つていつていつているのか、押収の権限に基づいて持つていつているのか、あるいは任意に提出したのか。これは、任意に提出したとすると、病院の所有物もあるでしょうし、あるいは遺族の所有物もある。所有者の了解なしにかつて持つていつたといふれば問題だ。任意に提出したといふのは当然に領置調書を警察からもらつていつるはずだといふことを言いますと、そういうものは何ももらつてない、何か知らないけれども警察が勝手に持つていつたといふのです。そういうずさんな捜査がどこにあるかといふことで、一体どういふことなんでしょうか、これは。しかも県警がタッチしてやつてられるというのに……。

○説明員(小林朴君) 詳しいことは私聞いておりませんが、これが犯罪捜査になるのかどうか、この点も問題でございますが、提出を任意に

受けて、それからそれを受けるという形のものなのか、その辺のところは私ちょっとよく存じませぬのですけれども、まあその死因をひとつ究明するという調査段階と申しますか、捜査以前の段階においての行為といふことであるならば、その領置調書というふうな捜査の手続があるいはとらなかつたかとも思ひますが、この辺のところはちょっと私、現在資料を持つておりませんので、何とも答えできないわけでございます。

○佐々木静子君 これは資料持つてないとおっしゃるけれども、実は私、これは事故が起つたその晩に伊東病院へ調べに行つて、そして翌日に通告してゐるんですよ。六月五日の日に警察庁にいつていると思うのです、国会でやることを。それがいろいろ国会審議の關係で延びていつにいつにいつるわけなのに、何も聞いてないじゃありませんか。もうにも怠慢じゃないですか。警察のほうも、こへ国会で警察を代表して出る以上は、県警からの答弁ができるようにしてもらわないと困る。ただ、あなたのは死因を究明とか言われるけれども、新聞記事によると、一応みんな犯人だとなつておりますよ。一番最初の日は、そうして被疑者であるところの医者が死んだので捜査はこれで打ち切るといふことが第一日目の記事に載つておりますけれども、そうすると、伊東病院のこの渡辺医師は、全然犯人だとは思つてないわけなんです。被疑者じゃないわけなんです。それを警察のほうではつきりしていただきたい。

○説明員(小林朴君) 關係者の一人には違ひない。被疑者と断定したことも何にもないといふこととでございます。

○佐々木静子君 關係者の一人といふと、当然この病院の中には十人しかお医者さんはいないし、大きい病院といつても小さな——全体から見ると、病院の中の人間は知れてゐる。その中で水銀入りのみそ汁を飲まれた。傷害事件があつた。その中のたぐさいる關係者の一人といふ意味でございます。被疑者といふふうには全然警察で

は断定しておらぬということでございますね。
○説明員(小林朴君) 被疑者としては断定はいたしておりません。ただし、その捜査でございますから、当時食事の運ばれて、医局に運ばれてきた段階で出入りのあった人というふうなことで調べの対象になるという人ではあるかと思うわけでございます。

○佐々木静子君 また報告を受けておらぬでお逃げになるかも知れないけれども、これ、死体の解剖されたのは五月の二十九日ですね。胃の内容物について警察から報告を受けておらぬ、私、警察から報告を受けることも非常に突拍子もないことだと思ふのですけれども、その吐き出したものとか、そういうものから水銀化合物があったのかどうかの検出というものはいまに至るもまだわからぬのですか。これは私、方々の医者に当たったのですよ。そんなものはすぐ検出できるとだれも言うのですよ。もしそれがまだわからぬというなら、これは厚生省か、警察かどっちか知りませんが、いづれにしろ両方ともが非常に怠慢だと思ふですね、あるいは何かの意図があって、わざとわからぬと言っておられるか、私はその二つしかないと思ふます。どうなんですか、その点。
○説明員(佐分利輝彦君) 厚生省といたしましては、警察のほうに必要な資料を提出いたしました。その結果をお待ちしておるわけでございますが、まだ結果の御回答をいただいております。
○佐々木静子君 私は、その新聞に出た六月四日の日に、院長に、これは一体もう病死だということ、こんなにももめていることは知らないから、遺族はみんな火葬にしようとしたわけですよ。これはこういうふうなことになるなら、遺族にしたって、もっと自分のほうから、考えられる法医学者なり何なりに立ち合わせて、むしろ内臓物でも、内臓そのものでも遺族は火葬にしないで取っておきたかったというわけですよ。これを火葬にしたあと、証拠がなくなつたのを待って犯人呼ばわりするということ、非常に憤慨しているわけですが、このことで病死だと言ってお

きながら、いまになって自殺だ、気違いだというふうなことを言う。一体自殺だったら検視をしてはいるはずだが、どうだったのかと言うと、院長は検視は一切していませんと言つた。私は三回だめを押した。私はかりじゃない、そこに居合わせた人は。どうなんですか。検視はしたのですか、しないのですか。これは厚生省でも警察でもけっこうです。

○説明員(佐分利輝彦君) 検視はいたしております。

○佐々木静子君 これは厚生省の方にお会いしたときも、院長のそういう報告だったし、新聞にも出ておりますが、二カ月前から気違いであつたというところなんです、この気違いであつたということを経験が知つておつたことすれば、その人に医療に従事していたということはこれは非常な問題なわけですから、死ぬことは予測していなかつた。なくなる前日、五月の二十七日までこれは医者が日記をつけているわけですよ。この日記を私遺族から預かつてきたわけですよ。いろいろなこと書いてある。五月の二十二日のことも、みそ汁事件のことも、ちよつとこんなことがあつたというふうなことを書いてございます。いろいろなことが書いてございますが、実は私は精神医学者、これもまあ時間がなかつたので五人ほどに読んでもらつて、この日記を見て精神異常を来しているかどうかということが考えられるかということ、これは遺族なり患者さんなり親しい人たちは、精神異常な人でとんでもないと言っているわけですよ。ですから、そういうことで鑑定してもらつたわけですよ。これはまだ正式の鑑定書はできておりませんが、そういうことで、どうしてこれは精神異常者というふうなこともおかしい。そういうふうなことであれば、単純に人を気違いであつたとか何とかいうようなことも、それも本人が生きていたからおそらく院長はそういうことを言わなかつた。死んだのを幸いに、気違い扱いしている。そこら辺にも大きな人権問題がある。死んだ

人にはもちろん奥さんもあるわい子供さんもあるわけですよ、これじゃほんとうに死んだ人に対する冒瀆と言ふよりほかはないと思ふんですよ。

それから、時間がありませんのでなしますが、私が病院で経過を聞いたときには、なぜ自殺かというところで騒いだかという、医局は薬局からずつと離れているわけですね。御存じだと思ひますが、階も違うんですよ。その医局に指紋のついたコップがあつて、その指紋が渡辺医師の指紋と一致したから、それで自殺だと思つてすぐに警察を要請したという話なんです。ところがもう一つ、それじゃ渡辺医師の指紋はどういう指紋か知つていたのかというて聞くと、指紋は全然知らない。話しなかつたけれども指紋をとりましたという話なんです。そうしたら、指紋が一致するものもないでしよう。これは全く初動捜査のミスだと思ひますよ。これは警察が男過ぎたのか、厚生省が男過ぎたのか。そして、そのためにこのなくなつたお医者さんが非常に不名誉な結果に終わつた。これは厚生省としてもうちよつと責任をはつきりして、ぬれぎぬならぬれぎぬで、犯人じゃない人なら犯人じゃないというのをはつきりしないといけないと思ふのです。あなた方、犯人だと思つていらっしゃるんですか。

○説明員(佐分利輝彦君) 私どもは犯人だとは思つておりませんし、またそのようなことを申した覚えもございません。また、本人が精神障害者ということも申していません。また、本人が精神障害者の表現を借りまして、精神状態が不安定であつたという表現をいたしております。
○佐々木静子君 もう時間がないので、次にあと二、三伺ひますが、これは、私、調べると、病院内部にもいろいろな問題があるらしい。覚せい剤の原料エフェドリンケースがかなり大量ですね、伊東国立病院からなくなつたケースについては報告を受けておられますか。
○説明員(佐分利輝彦君) 報告を受けております。

○佐々木静子君 警察のほうへは届け出がありましたか。これはだいたい前の話ですが。

○説明員(佐分利輝彦君) その点については確認いたしております。

○佐々木静子君 警察庁のほうは、その点は御存じありませんか。報告を受けているか。受けたとすれば、何年の何月何日にそういう報告を受けたか。

○説明員(小林朴君) 私は聞いておりません。調べてみないとわからないと思ひます。

○佐々木静子君 当時、職員の一部というよりも、看護婦さんの一部と暴力団とが何か結託しているような事情が判明して、そういうふうなことで、これはだいたい前のことですからけれども、病院の中でたいへんに人事の異動があつた。まあこのことだけではありません。これはなくなつた人が死ぬ前日まで日記をつけているものですか、この件も、私、日誌でも確認したんです。それからそのほかのこと、これも時間がないのでなしますが、ずっと三年ほど前からの日記を読んで、いろんなうわさの裏づけをとっているわけですから、むしろそのために書いた日記じゃないので、載つてないこともありますけれども、やはり病院がくさいものにはふたをしるというふうなやり方です。また、ひた隠しにしておいて、そして幸い人が一人死んだ、じゃこれにぶつかけようというふうな気持ちで多少ともあつたと思ふれば、これはたいへんな人権問題だと思ひます。

そういうことで、いまの御答弁で、厚生省も渡辺医師を犯人だと思つておらない、警察も同様である、関係者の一人だとは思つておられるが被疑者とはきめておらぬという、そのことを伺ひまして私も安堵いたしましたけれども、このこともその後の経過を見てまた重ねて私のほうもお尋ねしたいのだかと思ひますが、きょうは時間の関係で、このあたりで本件についての質問は終わりたいと思ひます。

それでは次、もう一つ別の件でございますが、本年の六月五日の日に、これは大阪市の北区で起

こつた事件でございますけれども、大阪市北区堂島中二丁目の渡辺橋南詰の交差点で、全自交の組合の傘下であるところの金星タクシーの運転手が東から進入して右折しようとして、いま申し上げた渡辺橋南詰交差点の中央付近で停止した。そして右へ曲ろうとしているときに、天満警察の署員からうしろへ下がれと指示を受けた。ところが、私もここは毎度通るところで、大阪の人間ならたいてい、この交差点がうしろ一ぱいにつかえて車が渋滞していることはよく知っているわけですが、うしろへ下がれと言われてもうしろの後続車がずっと続いているから下がれない。下がれと言われるなら誘導してくれと言っている間に信号が変わった。信号が変わって車がざっと動き出したから、これは交差点のまん中でとまっていたらうしろにある車は全部動けないし、たちどころに交通渋滞を来たすから、信号が変わったので右折した。ほかの車と一緒に進んだ。そうするとその警察官がまたついてきて、そして非常におこって、窓をあけてあつたら窓から手を突っ込んでその運転手の腕をゆさぶって、運転手は右手を打撲した。一体何をやるのだと思つているところに、しかし何ら道交法に触れるところがないからそのまま行きかかったところが、窓から手を突っ込んでキーを取り上げて、そうして運転手を警官がドアをあけて車から道路に引きずり出した。そして警察官がその運転手を——この警察官は柔道初段のようでございますけれども、背負い投げしてコンクリートで強く頭をたたきつけるようなかっこうで投げつけた。そのために運転手が軽い脳震盪を起こして気を失った。ところがそこをまた皮づつでからだやら顔面をけつてそして傷を与えた。

そういう事件が起つたわけでございますが、この警官は天満署の交通課所属の巡査の内田という人ですけれども、その人にそのために非常に傷害を与えられて、いまも重体な状態で、岡野という運転手が入院中である。そういう事件でございますが、このことは警察庁とすると、天満警察並びに大阪の府警から報告を受けておられますか。

○説明員(加野久武男君) 大阪府警察本部から報告を受けております。ただし、その内容については、先生いま御指摘の点と違う点がございまして、○佐々木静子君 違う点というのを簡単に——時間がありますから、十二時で終わりますから、二、三分でちょっと述べてください。

○説明員(加野久武男君) 時刻、当事者等についてはほぼそのとおりでございますが、状況といたしましては、その交差点は非常に渋滞の激しい所でございまして、その運転手がいきなり直進車を妨げて右折しようとした形勢となりましたので、バックするように命じたわけでございます。当時バックするには十分の余地があつたわけでございますが、運転手はその指示に従わず交差点を抜けようとしたので、窓ワックに手をかけながら制止いたしました。これを引きずるようになつて運転手はなおも進んだというのです。これは道路交法違反として告知しようと思つてなお追跡をいたしたわけでございますが、逃走を続けましたので、やむなく逮捕行為に着手いたしました。かようなことでございます。

○佐々木静子君 これは、いまの御報告でも私非常に矛盾していると思うんですけれども、これは、おっしゃるのとおりに渡辺橋の南詰というのは大阪でも有名な渋滞するところですよ。そこで逃走を続けようとかなんとかいふたつて、私も毎日一日に何回も大阪にいくときは通るからわかつておりますけれども、人の歩くのよりも車のほうがはるかにおそいところなんです。逃走を続けようというようなことはまず考えられないし、また警察官が「これは逃走を続けようと思つた」と誤認したとすれば、これははなはだ非常識な認定のしかただと思つたわけ。あつたは次々つかえているので、人間の歩くのより車のほうがおそいわけですから、逃走のしようがないわけですよ。ですから、そこら辺をまずあなたが、報告書だけで「ああそうか」と思つていらつしやるかもわからないけれども、あの実情を知っている人は、あつたで逃走しようつたつて逃走などできるものじゃない。

また、これはまあよくあることですけれども、交差点の中央で、しかも右折をしようと思つて、出ているところが前へ出過ぎることがあります。そういうときはじつととまっているのがあたりまえで——うしろからもどんだん来るわけですからね、あぶなくてうしろへは下がれないわけですよ。うしろへ下がればかえつてうしろから来る車にぶつかるわけ、ですから「うしろへ下がらぬ」と言ったのじゃなくて「あぶないから誘導してくれ」と言っているわけですね。そういうふうなところから、あなたの方——どういふところから聞いていられるのか知らないけれども、だいたい認定が違ふということですね。

この件でたいへんに、いま申し上げたように、警察官が運転手を車から引きずりおろして、そして柔道初段の腕前でコンクリートの道路にたたきつけて、そのために後頭部を打つて脳震盪を起こして意識を失つて、そこをまた皮づつで顔や胸をぶつくりしたわけ。これは一般の市民の人たちが非常に何というこた、市民の人たちが「これは何というこた、市民の人たちがとめに入つたのですよ。いままなかな市民の人たちは、うっかりそういうトラブルに入ると、あとでまた、これは警察官同志じゃなくても、普通の暴力ざたの中に入つていくとあとのたたりがあるから知らぬ顔していろいろのがこのごろの風潮ですけれども、あまりにひどいことなのでみんなとめに入つたわけですね。そのときは、これは警察官といふふうなこともわからなかつたわけですね、初め。その中にもそういう人もいます。ところがこれは警察官がやったということで非常に憤慨して、これは国民がこういふことで安心してわれわれの治安を警察にまかすことができない、こんなおそろしい警察であればたまつたものじゃないといふことで、一般の市民の人たちがこれを問題として取り上げていられるわけなんです。もちろんその当時の毎日新聞をはじめ一流紙にこの問題は大きく取り上げられておりますけれども、そしてその上、そういう状態で脳震盪をしばらく起こしてふらふらとして、血まみれになつて人間を、すぐに病院へ——市民の人が救急車を呼んだわけですよ、あまりにもひどいので。ところが、救急車を呼んだのに病院に連れて行かずに天満警察に連れていって、そうして先に血まみれの人間を取り調べ、調書をつくつた。そうして運転手も苦しい息の下から、ともかく早く病院へやつてくれと岡野さんも何回も言ったのに、これは病院へやらすに、そういう重症の人を無理やり調べた、調書をとつた。それからやつと、この事件が起つてから何時間もたつた後に病院へ運んだ。病院では、これは重態だからと直ちに入院をさせたといふことが、これは各新聞にも報ぜられておるし、またそのときに立ち会つた何人かの市民の人たちにおいても確認されておるわけですよ。いろいろと警察のはうで、いま多少行き違ひがあるといふようなお話があつたですけれどもね、これはかりに百歩譲つて、いきさつが警察の説明されたような経過であつたとしても、脳震盪を起こして倒れている、しかもけがをしてい、そうして頭を打つて吐きけを催しているといつたら、これはかなりひどいわけ。へたすると死ぬかも知れない。そういう人を市民の人たちが早く病院へ入れてやつてくれと言っている、本人自身も何とか早く病院へ送つてくれと苦しい息の下から言っているのに、それをこぼんで、手錠をかけて捜査を続けたといふこと。それは警察としてどういふふうにお思いになりますか。

○説明員(加野久武男君) さっきのお答えが少し簡単過ぎましたので、つけ加えさせていただきますけれども、逮捕行為に着手いたしました際、運転手のはうが先に、目撃者の証言によりまして、ボクシングの構えをして交通巡査の顔を十数回たたき始めたわけでありまして。交通巡査は両手で防ぎながら車の後のほうまで下がつたわけですが、その車の後方で、ついに制圧逮捕するもやむなしといふことで、腰投げを打つてこれを路上に倒したわけでございます。その後くつてけつ

たり等はいたしておらないという報告を受けております。

なお、到着したバトカーによりまして天満署に連れて参ったわけでございますけれども、手続をいたしまして、司法警察員のもとに引致するということになっておまして、その後長時間ではななくて、私どもが受けた報告によりますと約三十分ないし三十五分間ぐらゐ署でいろいろ弁解などを聞いて、その間本人はそう大した苦痛も訴えていなかったけれども、シャツ等に鼻血のあと等がついておつたので、病院に行つて診察を受けさせたほうがよからうという幹部の診断で、本格的な調べに入る前に病院に行つて診断を受けさせたわけでございます。その病院の診断によりますと、レントゲンの結果等では別に異常は認められないけれども、一日、二日入院させて様子を見たほうがよからうということで、入院を続けたということになっております。

○佐々木静子君 あなたが警察の上層部の方として、警察官の起こした問題についてかばおうとされるお気持ちはわかりますけれども、しかし、自分の部下のやったことであっても、やはり事柄は事柄としてはっきりと厳正中立にやつてこそ警察が国民から信頼されるわけでありまして、それは背負い投げまでして脳震盪まで起こさせるような暴力警官に対しては、ある程度の抵抗はしない——これはあたりまえのことですね。しかし、一般市民あるいはその場に合わせた報道人の方々の言うことと警察の言うことがこんなに食い違ふというのは、これはやはり警察が警察の肩を持つていふと思われたつてしかたがないんじゃないか。また現在、いまもかなりひどい重態で、面会謝絶で入院しているわけで、そして吐きけを催して、へたをすると、一応生命の危険は脱したらしいけれども、失明するかも知れない、そういうふうなひどい状態であるのに、あなた方は、警察という密室の中ではまあ一応診察を受けたらよからう、本人は苦痛を訴えておらぬというふうな、そういうことをかりに県警なり何なりから報告があつても、それをうのみにして思い込んでおられるとすれば、これは非常に甘いんじゃないか。これじゃ、いまの警察に国民が相当不満を持っている、不信感を持っている、この不信感を除去することができないんじゃないか。警察というものがほんとうに国民のための警察という姿勢を示してこそ国民は信頼するわけですが、もう、もういまの御答弁のような態度では、これは国民はついていけないと思ひます。そういう意味で、やはりこういう事件に対して、しかもこの問題の運転手を、内田さん自身はくつで脳震盪を起こしている人を一回けたというのを認めているわけですから、そういうふうな状態の中で、やはり警察が警察一家ということにかばつていたんじゃないか、これは国民は信頼していかない。やはり十分によく調査して、そして何にもないのに大ぜいの国民がおこるはずはないわけです。ですから、やはりそれはもう少し徹底した人権思想で貫いて、幾ら警察官であつても不正は不正ということで、き然とした態度をとつていただきたいと思ひます。

それから、これはこの件に限らず一般的な問題として、法務省のほうにちよつとお願いしておきたいのは、別にこの問題じゃなしに、一般的に警察官の職権乱用というふうな事件に對して、これはなかなか起訴されるケースが全国的に見て少ないのじゃないか。そして結局準起訴手続とか何とかいうようなことで争つていかなければならぬ事柄に對して、法務省とすると警察官の職権乱用の犯罪罪についてどういふ姿勢で臨んでおられるのか、その所信をお聞かせいただいて、けっこうだと思ひます。

○政府委員(安原美穂君) 御指摘のとおり、たゞいまお話の事件を離れまして、一般的に檢察の姿勢は厳正公平でなければならぬわけでありまして、特に警察とは密接な関係でありますから、ゆゑに、世間からへんばないしをいたしたという誤解を受けないうちに、慎重の上にも慎重に、厳正公平な態度

で臨むというのが檢察の一貫した方針でございます。職権乱用等におきまして、いわゆる準起訴手続にのる場合の請求が多いというのは、それはむしろへんばないといふよりも、事柄が相当むずかしくて、檢察としては警察官の不正行為を認めることができなかった事案であつて、それがへんばないによる結果ではないといふことを御信願いただきたいと、かように思ひます。

○佐々木静子君 それでは私の質問は終わります。

最初に、甲府刑務所の移転問題でございますが、

実は甲府市のほうでは、市の東部の地区の地域開発計画というのを策定いたしておまして、いまその実現のために市当局は鋭意努力をいたしておるのでございますが、たまたまこの地域に法務省の甲府刑務所がございまして、これは約八万五千八百平米ぐらゐの土地でございます。もしこの土地を法務省側が何とか刑務所を移転することにまつて開放していただけるならば、都市計画に非常に都合でございます。まことに一方的な言い分かもしれませんが、市長以下何とか、移転のことについては法務省御当局の御意向に沿つて、土地交換——等価交換でございますが、そういうふうな方法も十分考慮しながら、法務省当局にしばらく前から陳情しておるのでございます。この問題につきまして、移転することでございますが、につきまして、法務省としては地元の意向に私はぜひ沿つてやつていただきたいのです。

甲府は御承知のように戦災を受けまして、山梨県全体としては唯一の県都でございます。そこに若干の人口も人がふえていふといふのでありまして、産業の誘致その他いろいろと県・市当局も努力しておるのであります。何とかひとつこの際法務大臣の最高の御配慮でこの問題を御解決していただき、市の開発計画に国が積極的に協力

をしていただきたい、こういうふうに思ひまして、実は御所見を承りたいのであります。どんなものでございましょうか。

○國務大臣(田中伊三三君) 戦災をこうむられた甲府市の計画の上から、ぜひ移転をしてもらいたいの御希望が届いておられます。私は、これには当然の事情の許す限り御協力を申し上げたいという心持ちを持っております。すでに移転先につきましても大体の見当をつけております。ただ、甲府市と法務省との間にお調整しなければならぬ若干の問題が残つておりますが、それは枝葉末節のことである。甲府市のお立場を考慮しましてこれに協力をするという意味でも、ぜひ市街地から刑務所を予定地にはずしていき、こう考えておるのでございます。

そこで、具体的な進め方として、そういうことの方針をとるならば、予算的措置としまして調査費はどうするかという問題でございます。これは明年度——四十九会計年度の概算要求で要求をしたい、こういうふうに考えておるのであります。したがって、甲府市におかれても極力、若干の調査を必要とする問題につきましては御協力をいただくように希望しておる、こういう事情でございます。

あと詳細は事務からお答え申させます。

○説明員(水原敏博君) 営繕課所管の事項でございますので、私から補足いたしまして御説明させていただきます。

大臣から御答弁がございましたとおり、現在の甲府刑務所は、先生も御承知のとおり、施設の老朽化がたいへん著しいものがございます。戦災にあひました老朽した建物でもございますし、これを全面的に改築を必要とする時点に至つておつたわけでございますけれども、たまたま数年前から、地元の甲府市から移転の御要請がございました。いろいろ事務レベルで検討させていたしましたが、その結果、市の御提示になりました数カ所の候補地をいろいろ私も法務省の立場から検討さ

せていただきました結果、市の御要請をいれまして、甲府市の津町の地区に、これを一応予定地として移転を計画いたしておるところでございます。大臣からの御答弁にありましたとおり、まだ若干市御当局との間に問題がないわけじゃない、ま、せんので、今後その問題につきまして鋭意解決に努力いたしておるところでございますし、これも時間の問題で解決ができるのではないかと考えております。それが解決しましたならば、移転に要します経費につきましては、昭和四十九年度の予算におきまして、特定国有財産整備計画の要求を行なうことにいたしております。

以上御説明させていただきます。

○鈴木強君 たいへん大臣から御理解のある御答弁をいただきました、心からお礼申し上げます。

あとからもお尋ねをするような事件が、やはりこの施設の老朽化と申しますか、そういう点も私は若干原因があるように思いますが、この際、法務省が勇断を持って移転をし、そのことがひいては地域の開発にプラスになる、そういう協力をしていただけたらということには私は非常にいいことだと思えます。それで、具体的に調査費を計上していただけたらと申すまで、これは調査費というのですか、私はむしろいいことばはわかりませんが、通称調査費というのだと思いますが、そういうものを計上して具体的に御調査をいただける、調査費がつけば大抵いいというのがこれは通念でございますから、私も非常に安心をいたしました。

実はけさも、市長が私の友人でございますから電話でちょっと連絡をとりましたが、地元地権者との間に若干の理解がまだ足りないような点もございまして、問題があるが、しかしこれは市長も何とか市全体の開発のためにございまして、責任を持って納得をいただけたらいいから、私はいまお話しのように、時間の問題で解決ができると思いますが、いずれにしても、移転先の津町の地権者の方々あるいはその地域の市民の方々に理解と納得をしていただくということがこれはも

う大事なことでございまして、そういう点はまた法務省としても、まあこれはお互いに願ったりかなったりということでございまして、市当局とともに、ひとつ問題点がありましたらお骨折りをいただいて、何とかこれが市の当局の御要望どおりいけるようにさらに今後御努力をいただきたいと思えます。

それで大臣、どうでございましょうか。調査費を組んでこれからのいろいろなところを調査をいただくのですが、おおよそあれでしようか、建物を建ててそれから移転するということになりまして、普通のものとは違っていて、服役者等もおるわけですから、そういう方々をどうするか。いろいろとむずかしいわれわれにわからない問題点もあるうかと思えますけれども、大体何年くらい計画でおかやになるか、そういうことはまだあれですが、計画そのものについては、お聞きしても無理でございまして。

○国務大臣(田中伊三次君) 移転先の新築計画、どれくらいが大体の予算で、何年くらいで完成して、いつごろから使えるようにしていくか、という具体的計画はまだやっております。これはたいへんずさんなようにお聞きになるかもしれないが、方針がきまりましたら早速これを立てまして、遺憾なくやっていく考えでございまして。御心配がないようにしたいと思います。

○鈴木強君 営繕課長さんあれですか、常識的に言って、あの程度の刑務所を、新しく本格的に移転し、近代的なものにしていただきたと思うんですけれども、どのくらい大体おおよそかかるものでございましょうか。

○説明員(水原敏博君) この甲府刑務所の程度の施設でございまして、通常の場合は調査費がつかますと、それで調査が一年かかります。本体工事、これに二年ないし三年程度かかるのが例でございまして、大体その程度の見通しで計画を進めたいと、こう考えておるわけでございまして。

○鈴木強君 ありがとうございまして。市の開発計画とのテンポの問題もありまして、参考になり

ますので、ありがとうございました。それでは、重ねて大臣にも御配慮を感謝し、今後さらに一段のひとつ力をかけていただけたらお願いをいたしておきます。

それから次に、これは地元の山梨日日という新聞でございまして、これにも大きく報道されておるんでございまして、残念なことですが、五月九日に甲府の刑務所の独房室で、シーツを鉄格子にかけて、申しわけないという遺書を残して未決拘置中の犯人が首つり自殺をした事件があるんでございまして。甲府の刑務所は、ことの三月にも服役者同士がなぐり合いをし、それから一人は非常に重傷を負ったという事件が起きた直後だけに、たいへん、国民の側から、市民、県民の側からすれば、一体、刑務所はどういうふうな管理体制になっているのか、そういう問題をどうして防ぐことができなかったんだろうかという、非常に司法に対する不信は持っておりますんでございまして。そこで、いろいろあとからお伺いしますが、今日まで法務省のほうで把握をしておりますこの事件の概要でございまして、原因がどこにあるのか、そして将来それをどういうふうに正して、再びこういう事件のないように厳重な管理をし、体制をとっていくかという、そういう問題まで触れて、ひとつ最初にお答えをいただきたいと思えます。

○国務大臣(田中伊三次君) 人権尊重の立場から申しまして、十分注意しておったとはいえないが、自殺者を出したということ、まことに申しわけないことで、私のほうの手落ちでございまして。特にこういう手落ちがあったというわけではございませんが、とにかく自殺者を出したということは結果において申しわけない、こう考えております。そこで、先生のお尋ねの、あちらこちらに刑務所内に自殺者が起こるということ、一体どうしてこれを防止するかという具体的な防止策でございまして。これは申し上げるまでもないことであります。これは一番大事なのは、自殺をするおそれのあ

る要注意者、この人物は自殺のおそれがあるかないかということについて注意を必要とする人物という、要注意者たることを発見するということが何か医学的にできますならば、精神医学その他心理学等から判断をいたしまして、そういうことができません場合は、これを特別の部屋に収容をいたしまして、特別の監視を怠らないようにするという方法が立つわけでございまして。これはなげんということが第一でございまして、これはなかなかまだ今日の段階におきましては、こいつは要注意者だというように判断をすることがなかなか容易でないという欠陥がございまして。学問的にもまた実践的にもこれを発見することの容易でないということがございまして、しかし、極力その発見に努力をしていかなければならぬということが第一でございまして。

そしてもう一つは、そういうふうな要注意者だということになります場合においては、これに対して監視を十全に尽くしていく。たとえば十分おきの監視というものを五分おきに監視をするとか、三分おきに監視をするとか、この監視に十分の力を尽くしていくということが一つでござい

ます。それから第三に大事なこととは、収容しております部屋の中に、妙なことでわかりにくいのであります。突出部分——ちょっとひもをひっかけて首つると、こういうのでありますから、簡単な話が、絶対に首をつらさぬようにするという道は、理論的には、ちょっと突き出た突出部分のない部屋をつくるということなら絶対首つりというものはないです。そういうことでございまして、窓といわず入口の手すりといわず、その部屋の中全体を通じて、首をつるひもあるいは毛布を、あるいは湯上りをつるひもあるいは毛布を、これをひっかけて首をつるわけでございまして、ひっかける余地のないように、部屋の中の突出部分を全部削除をする、これを切り取っていく、そしてひものかけようがないようにしていきますことが大事でございまして。

私も責任がありますので、現地を見る必要があるというので、申府まで行くことができませんでしたが、東京拘置所内においても有名な自殺者を出していることをごいいますから、その自殺をいたしました現実の、どこにひもをかけてどうして死んだのかというのを調べるために、現地向かいます。そして関係者の説明を聞きまして、自分でその場に腰をおろして距離をはかってまいりました。そういうことから申しますと、この突出部分を全面的になくする、これは甲府だけに、私の見ました東京拘置所だけでなしに、全刑務所についてこれをやるのは予算的措置はどれぐらいの金がかかるものか、かどっこをいじり切ればいいことをごいいます。切れないところには何か適当なものを張りつけないと、いかに必要であろうと存じますが、そういう努力をいたしまして、自殺の余地ならしめるという方法を講ずることが必要であろう、こういうふうな今日判断をいたしまして、そういう方面に全力を尽くして、今後これを根絶するように努力をしていきたいと思います、こう考えておるのでございます。

なお、詳細のことにつきましては事務局から説明を申し上げます。

○政府委員(長島敬君) ただいま御質問のございました甲府におきます自殺事故の概要、経過等について申し上げます。

この本人は、先生御指摘のとおり破綻者でございます。五月四日に警察から甲府刑務所へ入ってまいりまして、未決監に入っておったわけでございます。本人のその後の状況でございますが、五月七日には父とか兄とか弟と面会をしております。そのときは一般の家庭の關係の家事の連絡でございます。その面会後に特に変わった様子もございませんでした。

先ほど大臣が申されましたのでありますけれども、東京拘置所の事件がありました後、矯正部内の精神医学及び心理学の専門家、それから保安のほうの専門家が集まりまして鋭意検討いたしました結果、自殺要注者判定表というものをにつくり

まして、この手引きとともに全国の拘置所、刑務所、少年院その他に配っていただくわけでございます。これは一つのためしと申しますか、試行的なものでございまして、その結果について、ただいま矯正の特別研究というのをごいいます。その研究員を指名いたしまして、この有効性、なお改正を要する点等について研究を始めております。この自殺要注者判定表というのによりまして、いろいろなチェックリストがついておまして、本人の犯しました犯罪、疑われております犯罪とか、あるいは家庭の状況と申しますような環境的な要因、それから本人の精神的な異常があるのかないかというふうな要因、それから心理的に非常にショックを受けているのじゃないかというふうな心理的な要因、大きく申しますと、三つに分けて、チェックリストでチェックをしております。そして、一定数のチェックがつかますと、これは当然要注者という判定になってまいりますわけでございます。

そういう要注者判定表というものをこの甲府刑務所でも現にこのときは使っております。それによつて本人に詳しく、この五月七日の日にいろいろな事情を聞いてチェックリストをついたわけでございますけれども、その段階での判定の結果は、要注者というところに実は入らなかつたわけでございます。

で、五月九日になりました。兄にあてて手紙を出しておりますけれども、それには、冷静に裁判を待って、服役して罪の償いをしたいという普通の趣旨の手紙でございます。またその日に友人と面会しておりますが、この面会内容も、皆さんに心配をかけたが、犯罪についてはこういう理由があったというふうな程度の話でございます。その日に昼食に差し入れ弁当がございましたが、これも全部食べておまして、午後零時十分はその食べ終わつた食器を舎房から出すために看守が房をあけたわけでございますけれども、そのときも落ち着いた様子で、別に何も変わった様子はありませんでした。

ところが、その後、そういう状況でございましたのでありますけれども、その後、午後零時二十五分でございます。ちょうど先ほど食器を取るために開扉しましてから十五分後でございますが、看守が見回りに参りましたところ、その部屋の中で縊死をしているというのを発見いたしました。すぐ人工呼吸その他、医者が参りまして強心剤の注射その他をやつたのでございすけれども、三時十五分以内に死亡したという、たいへん残念な結果になったわけでございます。

経過につきましては以上のとおりでございますが、本人がなくなりましてなら後に室内をいろいろ調べましたところ、室内に、各室に未決者の収容心得という小冊子が入っておりますが、その冊子の表紙の裏に、家族にあてまして、死んで罪の償いをしたいという簡単な遺書がございました。以上の状況から判断いたしますと、やはり自責の念にかられたと申しますか、そういうことで発作的に自殺する決意を生じて自殺したのではないかと、このような状況に見受けられます。

で、当時この拘置所に収容されておりました人員は約五十三名でございました。二名の看守がそこに張りついておまして、交代で順次巡回をしておりました。巡回の間隔は十分ないし十五分間隔です。巡回をしておたのでございます。そのほかに当直の監督看守がおります。これは随時監督者としてやはり巡回をしておたという状況でございます。本件の場合、食器を下げたところから十五分後に、巡回をしたときに首をつつておるのを発見したという状況でございます。

これらの自殺事故につきましては、大臣から仰せられましたように、私も矯正に当たっております者としては、これはもう最も申しわけないことだというふうな考えをしております。まああらゆるいまま考え得る限りの努力をただいま尽くしておりますが、一つは、先ほど申しました自殺要注者判定表をつくりまして、これを各地でいまして使っておるということでございすが、このケースでもわかりますように、ややまだ判定力と申します

か、十全でない点もございますので、いままでの過去のケースにもさかのぼりまして、この判定表についてさらに精密な科学的な、いまこれから検討を加えていくということで、もっとこれを完全なものにしたいというふうな考えておるわけでございます。

そういう判定表によりまして自殺要注者と判定された者につきましては、特別の舎房をつくるということで、これまで東京拘置所におきまして数種の舎房を試作いたしました。試作いたしました理由は、先ほど大臣が仰せられましたように、突起物を全部取るといふことのほかに、現在居住の環境をなるべくいい、明るい環境でまあ未決の方を収容する、あるいは受刑者にいい生活を送つてもらふということを考えておりますので、ただ自殺防止ということと網を張つてしまふというふうなことになるかと、居住性を害してまいりますので、居住性を害しない、しかも自殺になる手がかりをみんな除くにはどうすればいいかというところで、いろんな検討をいたしました。その結果、東京拘置所で、それほど感じを害しなくて、部屋も暗くならないで、しかもこういう自殺に使えるような、たとえば鉄棒とかそういうものを全部取つてしまふという方法を、不完全ではございますけれども、見つけたわけでございます。その方式に従いまして、今後こういう要注者として判定された者を入れます房には特別のそういう配慮をするということで、いまそれに着手しております。自殺の件数から申しますと、何と申しましても未決の場合が一番多いわけでございますので、さしあたって拘置所、未決監を重点にいたしまして、この全体の中の大体十分の程度が要注者であろうかと思っておりますので、その程度の房につきましては、こういう特別房をつくつてまいりたい。

さらに、こういう房に入ります者につきましては、ふとんに敷きます敷布とか、えり布とか、そういうものを全部ふとんに縫いつけてまして、これをたやすくは破つて破つて縊死に使うというふう

なことがないように縫いつける、あるいは、タオルとかくつ下等も自殺に利用されますので、こういうものは必要のつど本人に渡すということ、ふだんは引き揚げていくというような措置をとるわけでございます。なお、自殺を企図いたしました場合には、応急の措置といたしまして人工蘇生器とか、その他各種の救命用具がございます。これを各所に配付いたしております。

こういうようなあらゆる方法をやっております、先ほどの甲府の例では、この判定表がうまくいかなかった例でございますけれども、その後各地の状況を見ておきますと、東京拘置所におきましては、本年に入りましてすでに十二件自殺企図がございましたが、それを全部未然に防止いたしております。大阪拘置所でも五件自殺を防止いたしました。その他各管区から聞いてみますと、数件ずつすでに防止をした事例がございます、全国的には相当多数の自殺を防止しておりますが、これらのうちの相当部分が、実はこの判定表というものが非常に有効であったということが出てきておるわけでございます。なお各管区におきましては、管区長がこの問題について非常に真剣に私どもと協力しておりまして、自殺事故を防止いたしました職員に対しては管区表彰ということで激励をしております。

まだいろいろ不備の点がございますが、私どもといたしまして、ただいま全力をあげて今後少しでもこういう事故を防止したいということで努力をしております。

○鈴木強君 矯正局長のお話を伺いまして感ずることは、何と云うのですかね、まだ人為的に手段を尽くせば防ぎ得たのがたくさんあるように思うのです。たとえば判定表の問題でもそうでございますけれども、この近代科学的な時代に、その一つの判定表だけに絶対的にたよるとするのは、そういうふうなことだけでもちょっと私は足りないように思いますし、それから突起部分というか、突出部分ですね、こういったものがまだ鉄格子があって、そこに毛布を裂いて太いひもにして、そ

れで首つれるようなそういう条件があったという事は、どうしても納得できないです、私は。甲府には独房が十あるんですね。それから雑居房が十九。それで二十九からなっている、未決拘置所の場合、そういうふうになっている。ですから、大臣が最初におっしゃった点はこれは非常に重大なところだと思えます。ですから、そういうことをなぞもつとやれないんでございませうね。管理体制にこれはミスがあるんじゃないですかね。これは看守の人たちも少ない。

私もさうやって中野の刑務所に行ってみましたよ。いろいろ中を見せていただきましたけれども、何か識別用でいろいろやってみました。私が引いたのは、全く私とは違う性格のものが出ておったんですね。写真を見てどれがいいか、自分で選んで、それでその人の性格を判定するなんというの、はおよそ神がかりみたいなもので、私は、いろいろデータを集めてやっているとと思うけど、少し非近代的なものだなという感じを受けましたけれどもね。

ですから、これは明らかに管理体制にミスがあつて起きた事件だと言わざるを得ないです。しかも、逮捕したのは小笠原という警察署なんです。その小笠原の警察署のほうでは、自殺など思わぬ事故が起きないようにということで、監視をかなり慎重にしておたということをお聞きするわけですね。ですから、大臣のおっしゃるように、要注意者、要監視者ですね、そういうふうな形にしておきますれば、もっと厳重な監視もできたと思えます。

問題は、この清水という人が三角関係のもつれから酒に酔つて愛人を殺して、妻をくさり小刀で刺して重傷を負わしたという。しかもこの人のおにいさんは社会的にも相当に地位のある方でして、私もよく知っておりますけれども、非常にそのおにいさんも責任を感じておられましたよ。ですから、そういった周囲の客観情勢から見ますと、自殺のおそれがないなど判定したことが識別判定表だとすれば、大きなミスですよ、これは。取り

調べをした地検の増井一郎という検事の談話がこの新聞にも載っておりますけれども、それを見ると、「午前中二時間ほど調べ、午後から調査作成に入った。短気な一面はみられたが、自殺するようない気配は全くなかった。犯行を悔やんではいたが」という話をされておりました、いまの局長がおっしゃったような一応判断も、私はもう絶対そんなことをしたのはいけぬかといひませんけれども、やはり念には念を入れたいということ、そして人権尊重の時代に、やはり大臣のおっしゃるように、もう少し、人間は英知を持っていますわけですから、科学的な時代に、絶対自殺などを根絶するように設備、環境というものを整備しておくべきじゃないですか。そういう点が欠けておつたんじゃないでしょうか。ですから、そういう点は私はただ単に国会で言うだけでなく、人間これはベストを尽くしてもあやまちがあると思ひます。ですからそのあやまちは再び繰り返さないというのが大事なことではないかと、私は、私に国民におわびして、そして予算的などの程度の私は金が必要だったかわかりませんけれども、大臣もおっしゃる通りに、そんな突出した部分があるならば、これを全部取つて少なくともやるとか、あるいは、敷布を置いてあるわけでしょう。あれはひもになりますよ、だれが考えたつて。その敷布もいまから縫いつけておくなんて、そんな話を聞いても、われわれとしては納得できませんね。

ですから、そんなものは敷布なんかなくつたつていいんだから、あるならあるようにまた何か絶対取れないようにするとか、あるいはひもにできないようなものがあるでしよう、そういうものを考えるとか、少なくとも自殺をする、自殺に持つていくような条件を全部排除するという、そういう最高の配慮が足りなかつたんじゃないですか、警備上。

これは人も少ないようです、確かに。ですからもっと——私も中野へ行つてみたときに、たいへん苦勞されていますよね、看守の方々も。両方向

十かの部屋を立てて見ているんですね。外へ出てくるわけじゃないですから、ある一角でどうある程度見ておつて、またずつと回るわけですね。四本ぐらいありましたかね、その中央でどう立つて見ていたが、あれじゃあ各部屋でどういふことをされていくのかよくわからぬわけですから、もう少し人が足りないならば人をふやして、しっかりした態勢をつくつてほしいんです、私は。そういうことをはっきり聞かなければ、私は納得をできませんね、これは。

○政府委員(長島敦夫) まことに御指摘のとおりでございます、先ほどから申上げたつもりでございますけれども、従来の不備、欠陥につきましまして反省を加えまして、できるものからいまい努力をしております。また、鋭意さらにこの自殺要注目者判定表につきましても、鋭意さらにこの精度を高めるための研究を引き続いて続けておるわけでございます、それから施設自体につきましても鋭意改善と改善にかかつておるわけでございます。抑せのとおり、私どもといたしまして、従来欠陥がありました点については深刻な反省をいたしております、それに基ついてただいまのお教示のように着々と新しいそれに対する対策をいまとつておるところでございますので、御了承いただきたいと存じます。

○鈴木強君 そうすると、管理上のミスは認めるわけですね、はつきり。

○政府委員(長島敦夫) これは、当時といたしましては、全職員、与えられた範囲内でできるだけの努力をしたわけでございますが、今後の注意をいたしましては、もっと注意をしたいと思います、もっといろいろな施策を講じていきたいということでございます。

○鈴木強君 普通のお役人さんなら、私はまた当面を糊塗するような発言をして、そしてある程度済む場合もあると思ひますけれども、事は人権の問題でございますし、局長、もっとあなたの方の努力が足りなかつたのじゃないですか。たとえばいま言ったように、大臣のおっしゃる突出部分を取

ることについても、取つてないでしょう、これは。自殺した清水というのは、看守のすきを見て、シーツを巻いて太いひもをつくって、高さ二・四メートルある窓ワクについていた鉄格子に結びつけたのですよ、鉄格子に。そして、窓ワクの下のはうへ足をかけて、首に綱がかかったところで足を離して首つり自殺した。首つり自殺というのは、私もよくわかりませんが、気持ちよくいけるのだそうですね。だから、足を離すとすぐそのまゝいけるようなものだそうですね。だから、少なくともこういう首つりができるような態勢があったのです、部屋の中に、しかも独房の中に。これはあなた、何と言つた管理体になつておらぬじゃないですか。あなた方は自殺をしないという判断だからそこへ入れたのだということであらば、その判定自体がもっと科学的にやらなければいけませんよ。だから、万が一あつてはいかぬ、かりに判定で自殺をしないということであつても、それはやるかも知れぬ。現にあるでしょう。だからそういう首つりができないような部屋の設置にしなければだめですよ。そうでしょ。そこが欠けておつたじゃないですか。それは認めますか。

○政府委員(長島敦君) その点だけに過ぎましては、仰せのとおりそういう金網とか何か張つてあれば防げたという点は、確かにこちらの落ち度とも見られるわけでございますけれども、先ほどから申し上げましたように、全部の房につきまして金網を全部張つてしまふと、実はたいへん暗い陰惨な感じのする房になります、その点が私どももいたしましては、全部金網を張つてしまふということにちゅうちょするわけでございます。そこそこがたいへん苦しいと申しますか、一方で自殺の判定が、完全にまだ要注意者の判定ができない段階でございますから、そういう意味ではある程度広く張るということが必要だと思ひますけれども、一方で申しますと、全部に張つてしまふということになりますと、完全にそういう危険性が全然ないという場合もございします。

で、そこがたいへん苦しいところでございます。この甲府について申しますと、具体的にはこれは私どもの落ち度と言へば落ち度でございますけれども、そういう意味で、なるべく居住環境を害しないですういふ自殺のとかかりをなくするといふ房の試作に実は傾倒しております、東京拘置所で幾つもの房をつくつてやつておつた段階でございまして、そこで、まだ地方に手が及ばなかつたという段階でございます。今後は、先ほど申しましたように、一応の基準といたしましては、優先的に、拘置所ないし拘置監が一番危険でございしますから、それに対しまして、しかも大體そこへ入ります十分の一見当が危険者であらうといふことで、優先的にその十分の一見当の房についてあらゆる措置を講じて、その手がかりをなくするといふことをまず第一優先としてやるということ、順次広げてまいりたい、かような計画でおるわけでございます。

○鈴木強君 局長、いまあれですか、日本中に刑務所がありますね、未決の被疑者の独房といふのは幾つありますか。そこに突出した部分があるかないか、全部実態調査していますか、聞かせてください。

○説明員(岩崎隆弥君) ただいまお尋ねの、独房が全国で未決に幾つあるかという点につきましては、さつそく、いまこまかな資料を持っておりませんので、調べまして御報告いたします。

なお、この房に突出物があるかないかという御質問でございますが、ただいま局長からお答えいたしましたように、突出物を全くなくするといふ居房の試作を終わりました、最終結論を得た段階でございます。今後これを各施設へつくつていこうといふ段階でございますので、完全に突出物のない房といふのは現在のところございません。

○鈴木強君 まあ、もう少し本省の局長たる者はそういうことに思ひをいたして対策を立てるべきじゃないでしょうか。私はそう思ひますね。それがお仕事でしょう、皆さんの。ですから、大臣がさつきおつした自殺の余地なからしむるこ

とに努力するといふ、これが最高の私は方針でなければいかぬと思ひます。ですから環境を、網を張れば暗くなつて気分を害するとか——気分を害したつて命を捨てるよりもいいですよ、これは。私に言わせれば、未決拘置中に、たとえ一週間のつか十日たつか知らない、あるいは二十日たつか知りませんけれども、暗いところにおつたつて死にませんよ。そんな自殺をするような要件を整えておくよりも、暗いところにおつたほうがいいですよ。私はそう思ひますね。だから、思ひ切つてそういう自殺の行為が行なわれるような、そういうふうなものは思ひ切つてなくしていくといふ、そういうことにしなければいけないんじゃないですか。

あなたは、何か既成概念だけにとらわれて、自分たちのやつたことを正当化しようといふそういう考え方がある。これは役人の一番悪いところですよ。もっと、一つの事件が起きたら、それを契機にして、それじゃ自殺するような余地を与えられ部屋のはうがいいのか、暗くてもがまんしているののいいのかといふことになれば、私はやっぱり少し暗くてもそのほうが、自殺の余地を与えるような設備のないようにするのが私はベターだと思ひます。だからそういうふうにお考えいだいて、これは大臣も最初に一番大事なおところをおつしやつておられるので、これは大臣、いま私ちょっと大臣に失礼でしたけれども、発言をちょっと延ばしてもらったのは、実態についても少し知りましたわけですが、まだ、方針はきまつていますが幾つ独房があるのかよくわからぬようです、独房の中に突出部分があるのが幾つあつてどうなつていのか実態がよくつかめておりませんから、これを大臣さつそく調べてください。そして、予算が幾らかかつても、大臣、来年の予算にはそれを全部計上して、大臣がおっしゃるように、自殺の余地なからしむるよう、いまの独房なり雑居房なりについても、一切そういうものについては直していくといふ、これをひとつ政治家大臣、国務大臣としてぜひはつきりし

ていただきたい。そうすれば私は、まあ今回の事件は非常に残念ですけども、再び少なくとも国の刑務所の中で自殺者が起きるなんといふことはなくなるんじゃないかと思ひます。それによつて、人権を尊重するといふ憲法の基本精神にも沿えると思ひますから、金ではないですよ、これは。ぜひそういうふうにしていただきたいと思ひます、いかがですか。

○国務大臣(田中伊三次君) 鈴木先生、私現場を見てきたのでございますが、問題は突出部分をなくするといふこと、私の理想を申し上げておるので、突出部分をなくするといふことでたいへん大問題になりますのは窓でございます。この窓には、御想像がつかますように、鉄棒がはまつております。出られぬようになつております。その鉄棒に引つけて死ぬやつが多いんです。そこで、鉄棒のしまつておられます外壁の、外部の手前に、もう一つ手前に網を張つちまへ。そこで、現物の網を古いものを持ってきて張つてみてそれをながめてみた。これ、先生もうとでもその部屋の中におられるものじゃないんですね。窓に網を張つた。もうたいへん、電気が消えたほどには暗くはなりません、さあつと暗くなる。網を張つても暗くなる。光線の入るのが何分の一になつちまうわけでありますから、暗くなるということ、その薄暗い部屋の中に未決監が留置されるという、こういう姿はまあとてもたえられない姿だ。私らが一時的に行つて、犯罪に關係のない人間がちらつと見ただけでも、まあ、これはとてもいかに、これはこのこと自体、そういう部屋に収容しておるといふこと自体が人権上大問題だと、こういうふうな感じが、まあありのままにいたしますと、大げさに言うのじゃありませんが、そういう感じがいたします。そこで、問題は現在未決監は、大體独房の数が七千前後日本全国にあるかと存じます。大ざっぱな数字で申しわけありませんが、大體七千前後と思ひます。そのうちの自殺のおそれのあると考へられる要注意者は、どんなに多く見積もりましても、大體一割であらう、こう考えられますので、

その一部に相当する部屋ですね、一部に相当する部屋だけすみやかに突出部分をなくする。ことに、窓の部分について、いやなり方でございますけれども、人権尊重のためにはこのほうがどういんだから、これをやることはやむを得ないという考え方に立って、その窓の部分の突出もはずそうと、こういうふうな考えまして、目下計画を立てさせておるわけでございます。

大臣の命というものは夏に鳴くセミのように短いものでございますが、もし私がこの予算の概算要求折衝の時期まで、この私が在職するようになるとになります場合は、私が現地を視察をいたしました体験を大蔵大臣によく申し聞かしまして、これだけはぜひ通せという交渉を私がいたしました。来年度はこの一部に相当いたします部分につきましては、とりあえず、私がしろと目に見て突出部分をはぶけというこの理想の方向に向かつて、この考え方を實現してみたい。これ、一生懸命にやってみようと思っております。これができますれば、毛布を縫いつけたりせぬでも、かけるところがなくないわけでございます。かけるところがあるから死にやうがあるわけでございますから、そういうふうなやうにしていきたい。こう考えるのでございます。なかなかタオル一本にいたしましたも、渡しておくから首つるんだから、したがってタオルは渡さずにおいて、そしてふろに行くときにタオルを持たして、ふろから出たらそのタオルを取り上げる。これも理屈でございますが、管理をいたしますのに人間の頭数の不足をしておるこの現状のもとにおいて、何百人、何千人の収容者について一々タオルを必要に応じて差し出す。便所に行く、手を洗う、タオルをやる。それが済むとタオルを持ち帰る。番号を打ってタオルをおさめておくんだというところは、なかなか容易なことではございませぬので、要は突出部分を切り取る、あるいは張りつける。こういう方法によって処置をすることが一番根本的に処置ができる。ただ、それは光線のぐあいから申し

ましても、別の意味の人権侵害ということにもなりますので、まあ自殺のおそれある者に限り、そういう部屋をつくりまして入れると、こういうやり方をとりあえずしてみてもどうかというところが大体の結論でございます。そういう方向に向かつて努力をしてみたいと思っております。

○鈴木強君 大臣のお気持ちはよくわかりました。が、もう少し大臣ね、この部屋の取り方ですね、採光の取り方についても、金網、金網と金網はかりに固執しているんですね。それはおそろく既設の鉄棒の入っているところですからね、まあ金網ということになると思ひますけれども、われわれ回つてみて、上のほうにちよこなんとあるような窓でございますね。大した、採光上はそこから入るから部屋の中が明るくなるというやうなものでもないように思ひます。ですから、割れないガラスもあるしですね、何とかもう少し私はこの鉄格子のこつちに、もう少し、光線をささげられないやうな近代的ないろいろな資材もあるわけですから、そういうものなんかも研究してみる必要があるんじゃないでしょうか。

それから、新しく今度は甲府も建ててもらえるんですからね。そういうところは近代的なやうな点を考慮してやっていたらいいと思ひます。ですから、いづれにしても、既成概念だけにとらわれずにね、大臣、もう少し近代科学の粋を誇っている日本ですから、いろいろな面でございます。そして人権尊重のやうな司法行政というものをやっていたらかなければいけないと思ひます。ですから、ぜひ、特別法等もお考えのやうでございますから、そういう点についても配慮していただくと同時に再びこういうことのないやうに、この設備の点についてはやっていたらいい。

それから、もう一つね、向こうの所長さんも言っておられるのですけれども、責任を非常に感じておられるやうです。決して責任がないと言つてないですけれども、やっぱり一面、所長の立場から

すると、この要員問題に頭を悩ましておるんでございませぬ。これはおそろく甲府だけではないと思ひます。私、長野に行きましてもそう感じました。そこで、甲府の場合は具体的に保安職員ですね。看守さんと通称言ふんですが、この保安職員は百四十人おられます。それで拘置場は昼間は二人で七十四人を受け持つ。一人が三十七人受け持つ。夜間は一人だけだ。刑務所の場合も、夜間は服役者五百二人に對しわずか四人が四交替で切り抜けており、看守一人に對する負担率はかなり多いのが実態だ。こういう点は国民も同情しているんですよ。ですから、いま大臣がおふる場に行つて手ぬぐいを使うことについておっしゃつていましたけれども、私は極端に言えば、やっぱり人権を尊重するならば、必要な要員を配置して、危険があるならば危険を除去するというのが、これは政治ではございませぬでしょうか。ですから、そういう意味において、やはり自殺をしたりあるいはけんかをして人を殺したり、刑務所の中でやるなんてことは、これははずかしくて世間には言えないことじゃないでしょうか。ですから、そういうことを防ぐためには、まず設備の問題と、それからもう一つは管理体制といふことが監視体制といひますか、そういう面において万全を期することでしょう。

ところがその面においては、残念ながらわれわれが見ても、十分な監視ができていないと思ひます。ですから、まあ大臣、夏のセミみたいだなんてそんなことを言わないで、あなたは自由民主党の中の有力な立場にいらつしやる方ですからね、かりに大臣を辞されても、またその面のあなたはエキスパートでございますから、専門家でございまして、次の大臣に引き継ぐなり、あるいは、あなたもまた政治家としてあなたの御所信を實現できるやうに、私は大いにがんばつてもらいたいと思ひます。私、そういうふうな要員措置について、もひとつぜひ、われわれもまた協力いたしますけれども、なかなか人がふえてないやうですからね、その点もひとつ大臣として配慮していただきたい。

い。その点に對するお答えを大臣から伺つて、時間もだいぶ予定を過ぎましたから、これで終わりたいと思ひます。

○國務大臣(田中伊三次君) おことばのように最善を尽くしたいと存じます。

午後一時休憩

○委員長(原田立君) 本件に對する質疑は本日はこの程度として、午後二時まで休憩いたします。

午後二時三十分開会

○委員長(原田立君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について報告いたします。

本日、小枝一雄君、重宗雄三君、木島義夫君及び増原恵吉君が委員を辭任され、その補欠として、斎藤寿夫君、河本嘉久蔵君、安田隆明君及び柴立芳文君が選任されました。

○委員長(原田立君) 刑事補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○鈴木強君 最高裁の方はいらしておりますか…… 前回の委員会では私の質問はほとんど尽きたのでありますが、ただ一つ、予算編成について裁判所側の御意見を伺ふ必要が出てまいりました。それは法務当局からのお答えが「そう思ひます」とかやうな答えでございますから、そういう御答弁ではちよつとわれわれとしては了解できませんので、きょうは裁判所側からおいでをいただきます。残された一つの点だけでございますから、この点だけ御質問をもう一回申し上げて、お答えをいただきたいと思ひます。それは五月八日に、同僚原委員からも実は御指摘のあった点でございます。

今回の刑事補償法の改正によって上限がアップされてまいります。そうしますと、まあ常識的に

考えると、前年度予算に比べてして予算総額というものが若干なりともふえていくのが筋ではないだろうかということになります。ただ、事件がどの程度になりますか、これは実態を見なければわかりませんが、それにいたしても、四十八年度は、刑事補償の予算が千二百七十万円、ところが前年度の予算額は二千二百六十万円、というふうになっておりまして、むしろ四十七年度よりも四十八年度のほうで総額において少なくなっている。上限が引き上げられるわけでありまして、当然予算額はふえなければならぬ。このように疑問が出たわけでありまして、何か法務当局のお答えを聞きますと、裁判所の予算の編成は二年前のデータに基づいて編成をされているという事ですから、裁判所というのとはそんなに古いデータでなかったら予算の編成ができないのだからかという疑問を持ちました。一般の官庁あるいは公企体等の予算は前年度、たしか六、七、八とか、ある基準月をとりまして、それによってやっておられるようですから、その点がどうなっているか。それから、もし足りない場合に予算の流用が考えられるということをおっしゃいましたが、これは予算総則上、款項目節の移流用がどういふふうになっているのか、その辺もあわせてひとつお答えいただきたい、こう思います。

○最高裁判所長官代理者(牧圭次君) 本年度の予算額が少くないという点のお尋ねでございますが、昭和四十八年度予算の編成は、昭和四十七年度の八月末までに大蔵省に一応概算の見積もりを出すとすることになってございまして、したがっていまして、四十七年度中の予算編成でございますので、四十七年度中の資料を使うというのにはまだ日にちが経過いたしておりませんので、結局一番近いところの昭和四十六年度中の資料を使うということにいたしましたわけでございます。したがって、昭和四十六年度の四月から昭和四十七年三月までの、いわゆる昭和四十六年度の実績を基礎にいたしまして、四十八年度年度の分を予算の積算をいたしましたということ

が、四十八年度と四十六年度の差で二年前というふうな御理解いただいたのかとも思いますが、予算編成の際には、前年度の、一番新しい会計年度の予算額、あるいは事件の実績というものを考えて編成したので、古い分を使ったという趣旨ではございません。その利用で得る一番新しい資料を使ったということでございます。

それから、まあ八月に予算編成に入りますのに、できるだけ近いところというお話もございまして、それはそのとおりかと存じます。ただ、刑事補償の実例と申しますのは非常に数が少のうございまして、それによって将来の正確な見積もりというのとはなかなか立てにくいかと存じます。で、最小限一年間ぐらゐの実績をとるということにならざるを得なからうかと存じます。そういたしますと、ことに予算的に申しますと、法律的には千三百円以内ということがございまして、お尋ねでございますが、そのうちどの程度の金額が支払われるかということも必ずしも明らかではございません。そういたしますと、事件数と、その一件々について支払われる金額というものを合わせて持っている資料といえますと、やはり予算の支出実績というふうなところと存じます。それで、支出実績がとれるのは三月末、つまり八月の予算編成時期には、まだ六月、七月などの会計上の支出実績が出てまいっておらないというふうなことがございまして、結局前年度の、昭和四十六年度年度の一年間の支出実績というものを基礎にして予算を積算いたしておりますわけでございます。

○鈴木強君 わかりました、その点は。四十八年度の場合は前年度よりもだいぶ金額が減っておりますね。これは四十六年度の支出実績というものをいって、それから四十七年度どの程度になるか、あるいは四十八年度どの程度になるか、これは推定になると思ひますけれども、四十八年度刑事補償法によって補償されたと推定されたこの件数ですね、要するに算出の根拠ですね。それから、被疑者補償というのが一

つございまして、被疑者補償、これもこの中に入らんでございまして、それは一体この予算との関係ではどうなるか、千三百円をおそらく二千二百円に上げられるんじゃないかと思ひますが、そういう要するに四十八年度の刑事補償法によって補償されるこの千二百七十万円三千円というこの額の算出の根拠というのとは一体どうなるんですか。それを示していただきたいですけれども、その中に被疑者補償が入っているなら被疑者補償も入れて、別なら別と、こういうふうにしてその根拠を示していただきたい。

○最高裁判所長官代理者(牧圭次君) いまお尋ねのうち被疑者補償の点は、裁判所は関係ありませんので、法務省の所管にならうかと存じますので、いずれそちらのほうで答えがあらうかと存じます。裁判所のほうの関係についてだけ申し上げますと、昭和四十六年度の支出実績が大体八百八十六万円でございます。それに昭和四十八年度で事件がどの程度になるだろうかという数字をかけた合わせまして出した数字が、九百四十三万八千円でございます。これがいわゆる金額を上げない元のままの事件が出てきた場合に幾ら出てくるだろうかという推計額でございます。それに、今回の刑事補償法の改正に伴いまして、日当額の値上げというのがございますので、その分を計算いたしましたのが三百二十六万五千円でございます。それを合わせましたのが、本年度予算額ということに相なっております。

○鈴木強君 私たちがむしろ非常に心配するのは、なるほど四十六年度はわかりました。その四十六年度の実績によってそのままだけでそれに加えられる分だけをプラスしたんだという……、ところが、四十七年度は二千二百六十円でございますね、ですからむしろ四十七年度のほうで実績としては確実性があるわけですね、信憑性というか、実態に合っていますからね、信憑性というか、確実性というか、根拠にするのは四十六年度よりも四十七年度のほうで確実なんでしょうか

りした根拠のように思ふんですけれども、それはその年度によって事件が多い少ないというのはあると思ひますけれども、それが四十七年度がそれだけあったんですから、したがって、それよりも多くなると一応常識的には考えられるわけですが、これも、その辺の事件のつかみ方というのは、これはどうなるんですか、四十七年度はどういうふうになっていきますか、四十七年度の実績は。

○最高裁判所長官代理者(牧圭次君) 四十七年度は、その予算編成のときには支出実績は出ておりませんけれども、現在のところでは出ております分でございます。約四千六百万円でございます。これはいわゆるメーデー事件、辰野事件、仁保事件、その他本年度中に相当数の事件が出まして、その刑事補償が支払われた関係で四千六百万円という非常に多い金額になっております。したがって、これから将来の分を予測するというのにはいささか臨時的な要素が多いのではなからうか。特に一件一件の事件が非常に大量の被告人を含んでおたりあるいは拘禁日数が長かったりいたした事件が入っておりますので、これを基準にすることはやはり若干合理的ではないように存じますので、平年度の的なものとして考えてまいりますと、特段に少ないという金額ではないように思っております。

○鈴木強君 メーデー事件の補償とかあるいは辰野事件の補償というのには、予算にきめられた四十七年度予算というのには二千二百六十万円が前年度の予算でございますね、四十七年度、ですから四千六百万円から足りない分は、これは予算総則上何か流用したと思ひますけれども、それではメーデーと辰野と抜いてみたときの金額というのはいくつなんでしょうか、二千二百でこれは間に合っていますか。予算と実績との関係ではどうなっておりますか。○最高裁判所長官代理者(牧圭次君) 四十七年度に起こりました実績で考えてみますと、メーデー事件で二千九百十九万円支給されておるわけでございますので、これだけを除きましても一応予算額で間に合っておりますということになります

が、そのほかに辰野事件で二百二十七万一千二百円、仁保事件で六百六十九万三千七百円、それから吹田事件もございしますが、二十万六千七百円ということ、約三千万をこえる分がこの事件で支給されておるわけでございますので、その他の分としては千万円をこえる程度でございますから、予算額の範囲内で十分まかなひ得たはずでございますが、いま申し上げましたような特殊な事件が生まれたために、四十七会計年度では予算額をオーバーいたしましたということに相なっております。

○鈴木強君 そうしますと、あれですね、いまの例で、辰野、仁保、吹田、大体概括にいまお述べになった数字をあげてみると、約三千七百万ですね。三千七百万。そうしますと、四千六百万から三千七百万を引きますと千九百万という数字になりますよね。で、前年度は二千二百万円計上しておいたわけですから、大体この数字は合っていると思うのですが、しかし、今度は額が引き上げられるわけでありまして、どうも千二百七十万というのは少し私には少ないのじゃないかという気がするわけですね。ですから、まあこれは実績によつてはじめてみた場合に、前年のがでないわけですからね、残念ながら。編成当時とれなかったわけですから、その前年度にしたというお話です。まあそれはそうしますと、まあわかりました。そういうふうな、なかなかつかみがたい要素があったということです。

そうすると、この足りなくなったときですね。まあ四十七年度もだいぶ足りなかったんですが、その場合には目の流用といいますが、節の……目ですね。これは、これは予算総則上どこから持ってくるわけですか。それとも予備費から取るのかですね。その辺はどうなりますか、こういう場合は。

○最高裁判所長官代理人(牧圭次君) 先ほどの数字で、若干御計算の誤りではないかと存じますが、特別の分を合算いたしますと約三千六百万円でございます。支出実績が四千六百万円でございますから、約一千万円が通常の事件の支出額だとい

うふうにございばに言えるのではなからうかと存じます。

ところで、足りなくなりました分につきまして、裁判所の予算中余裕のございましたところから流用を求めるといふことで、大蔵省の承認を得て流用いたして支給するということになるわけでございますが、刑事補償金がまあ裁判費でございますので、主として裁判費のうち、その時点において余裕があると考えられますものから流用をして考えていくということにならうかと存じまして、特段にどの費目ということを前もってきめておるわけではございません。

○鈴木強君 まあ裁判費という、これは款になるのですか、裁判費というのはい。

○最高裁判所長官代理人(牧圭次君) そのとおりだと存じます。

○鈴木強君 そうしますと、相当にこれは幅が広いわけですね。

ただ、予算というものはやっぱりある程度はつきりした算出根拠に基づいてはいておくことが私は筋だと思つておる。特別のこういうメーデー事件やなんかのあった場合は、これはやむを得ませんでございね。ですから、もう少し予算編成についてくふうなさつて、そしてこの場合、四十六年度ですか、のしかとれないというので、十六年度で、たとえば四十七年度の四、五、六とか、予算編成の概算要求ぐらゐまでの、一番何か一つの科学的に考へて平均トータルとしてとり得るようなそういうものができないものでございませうか。普通の会計ですとそれができると、公社関係なんかの場合でも、収入が幾らになるかというふうな見積もりについては、大体年平均してみてこの月はどうだというふうなことでとつていようございませうかね。そういうふうなことをしなくても、前年度のと言ふか、もう一年繰り上げて、もう少し近寄つて事件を推測するといふような、そういうことはできないものでしょうかね。

○政府委員(安原義徳君) お話、ごもっともだと存じます。できるだけそういうことに努力いたし

たいと存じますが、何ぶんにも一般の訴訟事件数総数ということになりますと、通常第一審でまいりまして大体年間約八万件というふうな数字がございまして、これでまいりますと、ある程度推計をいたしても、その誤差といふものはそう大きくはないと言へるかと存じます。ところが、刑事補償の例を見ましますと、たとえば昭和四十三年から四十七年を見ましますと、大体五十件、六十件、七十件、八十件ということがあつたわけでございますが、たまたま四十五年というときになりますと二百四十四件というふうな形になります。これはまあメーデー事件と大須事件が入つていたためでございますが、そういうふうに入つていたと存じますが、私どもとしてもなおくふうはいたしたいと存じますが、いままでのところ、こういう多少御指摘の受けるような形になつておるわけで、その点については十分検討いたしたいと思つております。

○鈴木強君 これで終わります。

ほんとうならば、無罪になるような事件を取り上げないことが一番いいのですよね。えらい苦勞して、最後には無罪だといふんじや、どうも裁判の権威を疑われるようなことになるし、しかし、そう言つてもいろいろ情状酌量の点もありまして、いろんなケースがあるわけですから、補償しなければならぬ場合も出てくると思ひますから、根本はそこにあるような気がします。しかし、これはあなたの担当の部門でないわけですから、予算編成上としては、いま刑事局長のおっしゃるように、もう少しくふうしてみようということですから、ぜひ御検討をいただくことをお願いしたいと思ひます。

○白木義一郎君 きょうは午前中に人権擁護とい

う問題を根本に、いろいろな質疑が行なわれたわけでありまして、本法案もいよいよ本日で賛否を明らかにするといふふうなことになるかと思ひますが、この法案が活用されてこなかったといふことが私の一番気になる問題で、すでに大臣もそれ

をお認めになつておるわけですが、それ以前に、衆議院で附帯決議がつけられ、また大臣も前向きに検討するといふ発言をされたにもかかわらず、再びこの改正案だけが出てきた。それについて、先日鈴木委員からの質問で、大臣はこの今回の任命について、大臣就任直後の問題であつたのでという御答弁でありましたけれども、ほんとうに大臣が前日に検討すると言ふそれから三年あるいは四年間の期間が置かれておるわけですが、なぜ今回の提案について、提案の時期について、前回のいきさつをもとにして、不拘束者の補償もあわせてといふようなことをできなかったかどうか、その点もう一度御説明を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(田中伊三三君) この問題は、刑事補償法の規定によりますと、身柄を拘束されていた刑事被告事件であつて無罪の判決を受けた者、この規定に規定になつておるもので、この規定を裏から解釈をいたしますと、身柄拘束を受けていなかった、非拘束のまま公判に付せられた被告が無罪となつた場合においては、刑事補償の必要はないといふように表裏からは一応判断ができるのであります。それは何もおかしな判断ではないのであります。同時に、一休憲法十七条に基づきまして国家補償制度といふものがあるのかかわらず、何ゆゑに刑事補償を認めたのかとこゝう言へば、人権擁護という立場に立つて、身柄を拘束されながら無罪になつた者の場合、その場合に限りここに刑事補償として、故意、過失による不法行為の損害賠償たる性質を負わさないで、故意、過失、不法行為といふ立証を必要としないで、直ちに補償をするといふことを認めておるのでございませう。この身柄を拘束されたといふ場合に、人権擁護の立場に立ちまして、人権尊重のためからこういう法律制度を設けたといふことになるならば、その精神をさらに拡張して、延長して考えるならば、身柄不拘束の場合といへども、不名誉な刑事裁判といふものを受けたといふことなるのでありますから、金額の上において差はで

きまして、非拘禁の場合において補償を行なうということも必ずしも人権擁護という立場から申しますと否定しておるものではない、こういうふうには昔から解釈をいたしまして、非拘禁の場合といえども国家補償をすべきものだ、ただし金額に差のあることはやむを得ぬのだという考え方を持ちまして、昭和四十二年在職中には、たしか委員会においてもそういう答弁を、これは衆議院であったと存じますが、申し上げた記憶がございます。

いまでもその考えは変わりはないのであります。私が昨年の十二月末に押し迫りましてから法務省につとめることになりましたその時点では、すでにこの改正案というものはできて、用意ができておった。しかも、その用意はどこでできたのかと申しますと、法務省で用意をしたという形でございますけれども、事実上、その内容につきましては、この法律の実施官庁であります最高裁判所事務当局との間にすでに協議が整いまして、この法案の準備ができておった。本省に私が参りまして、私のツールの一声で、一量見ただけではこの重要な非拘禁の問題を追加することができなかった。加うるに私の微力ということも手伝いまして、遺憾ながら、用意のできておるこの身柄拘束中に限るといふ国家補償、これの上限を引き上げること以上には実は及ばなかったということから、本件の提出をいたしましてお手数をわずらわしておるという事情でございます。

○白木義一郎君 事情はよくわかりますが、そうしますと、今度の刑事補償法の改正についても、大臣はいろいろ意見を述べられておりまして、前向きのお考えを披露されておりますが、このままいきますと、これは金額上限を高くしたというだけでございます。人権擁護ということばを使っても、この法案が活用されなければ何にもならないように思われます。

先日もある会合で大ぜいの人に、こんなことをやっているんだという話をしたところ、みんながゲラゲラゲラ笑いだしてしまつて、

そんなことやっているのかというところで終わったわけですが、このままこの法律が、改正案が成立しても何にもならないと、このように思うわけですね。なぜ何にもならないかという、適用を受ける人が非常に少ない。ということとは、どこに根拠があるか。まあ金額が安いということ、と同時に非常にその手続が複雑じゃないかと。で、法務省のほうの説明では、いとも簡単にこの補償請求ができるというようなことですが、実際はそうではない。ゆえに、われわれが時間をかけて、そして慎重に審議をした法律がさっぱり国民に深い影響を及ぼしていかない。まことに残念なことだと思ふのです。

そこで、この活用されないおもな原因は、手続が非常に複雑である。したがって、弁護士さん、無罪になった時点で、請求の金額とそれから費用を考えると、積極的にこの活用を進められないというふうな点が多いように思います。また学者等の意見もそれを強く述べております。したがって、どうしても大臣がはっきりした所信を述べられて、その所信が今後において具体的な施策となつてあらわれないと、われわれが心配したことが、また法務省もあるいは政府も配慮したことが、さっぱり国民の側に生かされていかないということがまた繰り返して行なわれるのじゃないかと思ふのです。前に衆議院の委員会で大蔵省のほうに積極的な考えを披露されていながら、いまだにその問題に対して具体的な前進の回答が得られないというふうなことで、また先ほどのセミの命じゃありませんが、大臣がかわつてしまえばそれっきりだ、またいづれこの金額の改定をしなればならぬというときになると、また同じようなことを蒸し返さなければならぬ。実にばかげた話だと言わざるを得ないわけですね。

で、その点を、先ほど刑務所の件については大臣が非常に明快な決意を述べられたように、この法案成立についても必ず活用されるように、大臣の措置を強く望まないのでないか、大臣の質す。その点ひとつ伺つて、本法案に対する私の質

問は終わりたいと思ふのです。

○國務大臣(田中伊三三君) 先生、妙な説明のしかたでございますが、本来の国家補償というものは、憲法十七条にございまして、公務員において、国家の立場で申しまして故意か過失があつて、そうして不法行為が成立をして、不法行為に基づく損害賠償を請求するというのが国家賠償の筋でございます。これは、日本のみならず全世界どの国も文明国はそういう処置をとつておるという事情でございます。しかし、刑事事件において無罪の判決を受けた場合に限りそういう故意過失の立証などは必要がない。請求があれば、まあ金額は少ない幅でございますけれども、金額は固定されておるけれども、定型化された範囲内において、一定の金額だけだけれども進んで払うんだと、こういう制度が刑事補償制度でございます。私も長い間、弁護士としての経験を持つておるわけでございます。そこで被告の立場、被告を弁護する弁護人の立場から申しますと、まあ無罪になつてよかった、りっぱな判決をしていただいた、この上国家から賠償を要求するなどということはまあ遠慮しようという空気がわが国においては強いのはなからうか。謙虚な態度を持つ人が多いのではなからうかというところが原因で、比較的に進んで請求しようという人の数が少ない。それで、一年を通じて四千万円とか四千七百万円とかいったような金額の予算にとどまつておるといふことになるのではなからうかと思ふのでございます。

これは、この言いわけをするのでございませぬけれども、法律をつくり出すのは法務省の責任で、法務省が第一線に立つて皆様にお願いを申し上げるという立場でございます。できあがりまして法律を実施して、そして、請求があればそれに對して手続的に金額をきめて、定型化された範囲内の金額を、適当という金額をきめて、お支払いをいただきますのは裁判所のお仕事と、こういうことでございまして、一応この問題は先生仰せ

のことごとくとも存じます。法律をつくつたって活用されておらなくちゃ何もならぬじゃないか、活用の幅が狭ければ意味はないじゃないかと、いうことは、私もそのとおりだと存じますので、裁判所側とひとつよく連絡を、懇談を遂げまして、無罪になれば、請求すれば金額に限度があつてもいただけるんだと。なお、その裁判所が決定する幅がきまつておりますので、そのわずかな金額で間に合はぬ、それ以上の損害があるではないか、国家側に故意過失の立証がなければできないというお立場をおとりになる場合においては、この金額だけを差し引いて、残余のところは憲法十七条に基づく国家賠償制度で賠償を要求するんだ。それは当然のこと、遠慮すべきことではないんだということを、ひとつよく徹底する道を考えてまして、法律の実現について徹底いたしますというところ、何もおかしいことはございませんので、遠慮をせずに権利として請求をしていただくことができるようなムードをどうしたらつくれるかというところについて、積極的な姿勢で、ひとつ最高裁のお立場とよく相談をいたしまして、最善を尽くしてみたい、こう考える次第でございます。

○白木義一郎君 後半の大臣のお話は当然であり、私も了承いたしますが、初めの方ですね。もうこの上国家に、国にいろいろ迷惑かける気はない、そういうのが大かたのものの考え方じゃないかというふうな考えで、そういう発想で進まれているんでは、これはなかなか大臣のいまの決意が浸透しないんじゃないかと思ふ。おそらくそういう人は私はいないと思ふんですが、さんさんいやな思ひをして、その点はよくわかりなすから、取り調べ当局よりも大臣のほうか。もうさんさんいやな思ひをした上で、何かそういう制度があつても手続が簡単にできない。それをやろうとすれば費用を弁護士さんに払わなくちゃならない、私に何が残らないというふうなところ、この法律が生かされない原因があるんじゃないかと思ふんです。

ら、まあ過失、無過失というようにことに議論が進むと、だんだんばやけてくる問題ですが、被疑者になった立場の心情を考えれば、とても金額その他で補償なんというものはおこがましいわけですから、それもまあのみ込んだとしても、できるならば、いろいろ技術的な、法律的な問題もあるでしょうけれども、無罪の段階ですべてが少しでも気持ちよく解決をするという方向へ行かなければ、依然、官尊民卑の残存のある法律を承知で、大臣はその席を汚してしまつたと、非常に不名誉なことになるんじゃないか、あなたのために、そういうことで申し上げているわけですから、最後の御決意を伺つて、大臣の善処を期待したいと思ひます。

○国務大臣(田中伊三次君) おことばのとおりであると思ひます。ただ、私の考えは、遠慮をなさるであらうということをお前に置いて、金額をきめたり、法律を制定することをお願いしたりして、おるといふ事情ではございません。しかし、私がタッチをいたしました事件から申しまして、これは損害がとれるんだぞとこう言うてみるというのを、いやいやもう世間ていに対しても、そういうものを国家から金をもらおうと思ふね、もう先生、請求はしてくださるなと言ふ人が意外に多いですね。これは、わが国の憲法が、基本的人権尊重という大原則に立つて憲法ができておるのかかわらず、意外に今日国民の側が、ごく金持ちは、無罪になったからといって国家から金を請求するといふことは容易なことではない、できてきてもきぬでももうそんなことはやめてくれ、また新聞に載つては困るといったような考え方に立つ人が比較的多い結果が、この法律をつくりまして請求される人の数が少ないといふことになるのではなからうかというように私は思つておるのでございます。結果の見通し、観測を申し上げておるのでございますが、先生おことばのとおりでございますので、十分最高裁側と御相談を申し上げて、さあ請求をしないといつておすめするといふわけにもまいりますまいけれども、こ

そくな考え方でなしに、憲法、法律に基づく請求権があるんだ、それを請求することは自分たちの人権を守る上から正しいんだという明るい気持ちに立つて、この法律の適用を求められる人が積極的に起こりますように考えてみたいと思ひます。

○竹田現照君 いまの白木委員の質問に関連して、身柄不拘束の場合の問題についてお尋ねしますが、四十三年の改正の際も、参議院では附帯決議がこの問題について出ているわけですね。ちょうど五年たちますけれども、先ほど大臣、御就任前にこの改正案ができていましておられますけれども、五年間、政府なり最高裁当局は、この附帯決議の身柄不拘束の補償についての御検討はどういうふうになされたのか、ちょっとお伺ひしたい。

○国務大臣(田中伊三次君) 私、不在中のことでございますので、間違つてもいいかもしれませんので、刑事局長から御報告を申し上げます。

○政府委員(安原美穂君) 竹田先生御指摘の点は、実はわれわれ最高裁との間の一つの長い懸案事項でございます。ほうりっぱなしにしておつたわけではございません。附帯決議の尊重をいたしまして、自來、刑事補償制度というものを不拘束の場合にも広げるべきかどうかといふことは、真剣な討議をしてまいりましたのでございます。そして、先ほど大臣も申されましたように、不拘束の場合に刑事補償をするといふことをそこまで広げることが、法理論あるいは憲法のもとにおいて間違つておるといふようなことにはならなかった、それは立法政策として十分に考え得ることであるといふことは、そういう結論についてはみな異論はなかつたのでございます。ただ私も、今日の段階において、他の制度との比較等から考えまして、まだそれを立法化することは相当ではないといふ一つの、理屈はともかくとして、現状においてはまだ相当ではないといふ結論を、少なくとも今日までは持つておるわけです。

その理由をいたしまして、まず、先ほど大臣申されましたように、現在のわが国の法律制度の中

におきましては、国家の公権力の行使によりますところの損害の補償というものは、その本質が損害賠償といふことである以上は、本来その損害の発生につきまして、その公権力の行使にあたりましては公務員に故意過失がある場合に限り行なうというものが、憲法七条にも出ておりますように、原則であるといふ制度をとっております。したがつて、今日の刑事補償法のように無過失の場合にでも補償するといふことは、それは特別の理由がある場合でなければならぬといふ制度のもとにあるんだと、そこで、この刑事補償法で現在無過失の場合でも補償しておるものは、まさにこの現段階においては、身柄の拘束を受けたといふことが、そしてしかも無罪を言い渡されたといふ場合には、その者の受ける損害が著しく程度が高いといふことで、ほかの公権力の行使による損害よりも著しくその損害が重大であるといふことのゆゑに、無過失でも補償をするといふ制度をとつたのであると理解するはかばかしいという考へに立つたわけでありまして。

すでに御案内のとおり、刑事補償もそうでございますが、あらゆる公権力の行使といふ場合におきましては、その公権力の行使あるいは制度といふものは、これは国民全体の利益のために認められておるものでございまして、その利益のためにある制度を行使いたします場合に、大なり小なりその制度の行使の対象になる者において損害が発生するといふことがあるわけでありまして。しかし、まあそれは大きな国民全体の利益のための制度であるといふ意味において、ある程度の損害は国民は受忍すべきではないか、その受忍の限度が普通の程度を越える場合に、それは公権力の行使が無過失でも、補償するといふことが公平の理念から必要とされてくる、そこに無過失補償の存在理由があるといふふうに考えるべきだと、そこで、受忍の限度をどう考えるかといふことが、決して絶対的なものではなくて、相対的なものであらう、今日においては受忍されるが、将来においては受忍する限度を越すんだといふことがあり得るん

じやないかといふことが考えられる。

そこで、私も考えました場合に、不拘束で刑事事件において起訴されました場合に、被告人が物質的、精神的な損害を含めて現実に種々の不利益を受けることがあることは、これは否定できないと思ひんであります。しかしながら、身柄拘束を受けました場合は別といたしまして、その他の刑事事件によりましてこのやむを得ない不利益といふものは、およそ、先ほどちょっと申しました公権力の行使に伴つて通常生ずべき不利益の範囲に属するもの、つまり私が先ほど申しました受忍の限度の範囲内に属するものであるといふふうに考えるべきではないか。少なくとも今日ではそう考へるべきではないか。たとえば、国民の権利義務に重大な関係のございします海難審判とか、特許審判、あるいは許認可の取り消し処分等に誤りがあるとして、その結果、国民に損害を与えるといふことがあるのでございまして、これらの場合について直ちに国がその損害を補償するといふ制度は、いまのところ設けておらない。当該公務員に故意過失がある場合に限りて国家賠償法による賠償請求が認められていふにすぎないといふことが現実の制度としてあるわけでありまして。そこで、検察官が十分な根拠に基づいて適法に公訴を提起した場合には、裁判の結果が無罪となつたといふ理由だけで、非拘束者に対して当該公務員の故意過失の有無にかかわらず損害を補償するといふことは、いま申しましたような行政処分等の誤つた場合との関係において均衡を失ふることになるのではないかと、少なくとも現段階ではまだその限度は受忍の範囲内に入るのではないかと、いふふうに一応考えたわけでありまして。

なおいろいろの理由はございしますが、そのほかにも、私も法律制度を立法いたします場合には、やはり外国の制度といふものも見てみる必要があるといふことで、外国の制度を詳しく精査いたしました。が、そもそも刑事補償といふものが、国の無過失責任を認めた特別の制度でありますところから、刑事補償制度といふことを設けている国

自体が世界でもさほど多くない。そして、特にいま御指摘の補償の範囲を身柄不拘束の場合にも及ぼしている国は、私どもの調べたところでは、見当たらないというところで、外国にもそういう制度はないということも含めまして、少なくとも立法政策として取り得ることはあるし、理論的に憲法に違反することでもないが、現段階においてはまだ不拘束の場合による損害は国民の受忍の義務の範囲に属すると考えるべきではないかということ、最高裁との協議の上で、一応今回の補償改正法案には不拘束の場合の補償の制度は取り入れなかったということでございます。

○竹田現照君 これはものの考え方だと思ふんですけれども、無罪の判決を受けるまでは、何といひますか犯人として、言うならば罪人としての扱ひをしていないのだからという理由もあるでしょう。しかし、世上一般警察につかまったらすぐ犯人扱いに新聞でも何でもしますわね。この間の千葉医大の鈴木さんですか、あの方も、この間無罪になったとたん新聞は鈴木さんになりましたけれども、長い間まきりあひの人がチフスの犯人のようにずっと扱われてきたわけでしょう。そうすると、たとえ無罪になっても、不拘束であったとしても、その間本人はもちろん家族から親戚に至るまで、受ける精神的、経済的な負担というのは、損害というのはいへんなものだと思うんですね。ですからそういう意味では、不拘束の場合でも補償をすべきだ。

この間、この法律に関連する朝日新聞の「今日の問題」ですかにも、社会党の私どもが出している案というものを、むしろ今回の改正に取り入れて、せっかくりっぱな法律があるんだから、それをよりりっぱなものにすべきではないかというふうな、新聞にも出ておりましたけれども、私はいままでの例でいくと、また五年ぐらいたないといふこの法律が、改正案が、いままで大体五年に一べんぐらいいすかね、ということになりますと、せっかく附帯決議がなされて、その当時大臣は十分にこの点について検討を加えますと、決議の御趣旨

に沿つてというようなことを型どおり言われるわけですけれども、型どおりのそういうことではなく、やはり補償してやるんだ、そのためにはどういう方法をとったらいのかという前提で御検討になるべきではないかと、こう思ふんですね。

外国にも、何かフランスには、身柄拘束を前提としないというような制度もあるということを開きますけれども、諸外国にはそういう例はないんですか、あわせてみてひとつ。

○政府委員(安原美穂君) 世界すべての国の刑事補償制度を調べるというわけにはまいりませんが、先ほど申し上げましたように、私も調べました範囲においては、そういう制度は見当たらない。ただ社会党の法案に一部出ております、裁判に要した費用でございますね、費用につきましても補償ということにつきましては、先般鈴木強先生御指摘のように、オーストラリアにおきまして、費用補償については、どうもまだ詳しく条文の一文当たつておりませんけれども、費用補償については、不拘束の場合に、これを補償しておるのではないかと推認される制度がございますが、いわゆる何と申しますか、無罪になったということ、いわゆる精神的、物質的損害という広い意味での補償制度としては、私も調べた中では見当たらないというのが実情でございます。

○竹田現照君 同じ附帯決議の中に、被疑者の補償制度の整備等について検討すべきこと、そういうことがありますが、これについて伺ひします。が、事実問題として、被疑者として拘束されたけれども不起訴になったという数ですね。それから、その中で補償を受けたという数は、この二、三年でもけっこうですけれども、どれくらいあるものですか。

○政府委員(安原美穂君) 本法案を提出するにあたりまして調査いたしましたところ、昭和四十七年中の結果を御報告申し上げますと、昭和四十七年中に全国検察庁が受理いたしました、これは刑事補償——被疑者補償制度が身柄拘束をしてお

て不起訴になった場合のことでございますので、私も調べましたのは、身柄を拘束しておいて不起訴になった者が幾らあるかという調査でございますが、身柄を拘束して検察庁に送られてまいりました者が、昭和四十七年中に十四万九千七百七人ございました。このうち不起訴処分にした者が二万八千五百二十七人でございます。つまり身柄を拘束されて検察庁で調べを受けて、そして不起訴になった者は二万八千五百二十七人でございます。つまり、パーセンテージにしますと一九・一％が不起訴になっております。そこで、不起訴処分というものは、御案内と思いますが、いわゆる罪は認められるが、情状として、起訴して刑罰請求権を行使するまでのことではないという、いわゆる起訴猶予という者は、いま申し上げました二万八千五百二十七人のうちの二万三千三百人でございます。つまりパーセンテージにしますと八一・七％でございます。それから不起訴の中には、本人が罪を犯したのではないということが明らかなる場合には、それを嫌疑なし、犯罪の嫌疑がないとするわけでありまして、それから、やったことは罪だと言われているけれども、それは罪にはならないというようにする不起訴、これは、いま竹田先生御指摘の被疑者補償の適用を受けるべき不起訴処分の内容になるわけで、そういう嫌疑なし、罪とならずという者が、合わせて百二十一人でございます。その他は嫌疑不十分としまして、嫌疑なしというほど、いわゆるまっ白ではない。白ではないが、相当疑いはあるけれども、起訴をして有罪を得る蓋然性が乏しいというの検察官は起訴いたしません。そういうのを嫌疑不十分と申します。そういうのは三千三百二人。

そこで、被疑者補償の対象になり得る者は、私どもの関係では、被疑者補償規程にありますように、「その者が罪を犯さなかつたと認めるに足りる十分な事由があるときは」と、こうなっておりますので、「十分な事由があるとき」と目されるのは先ほど申しました二万八千五百二十七人のうち百二十一人であるということに相なるわけであります。

す。合わせますと〇・四三％、不起訴処分を受けた者のうちの〇・四三％が、身柄拘束を受けて、そして不起訴になり、それは「罪を犯さなかつたと認めるに足りる十分な事由がある」ということとなるわけであります。つまり昨年中では百二十人が一応この不起訴になり、かつ「罪を犯さなかつたと認めるに足りる十分な事由があるとき」というものに該当する、一応形式的に当たるということになるわけで、そこで、そういうことでございますが、若干時期のズレはございますけれども、被疑者補償の運用の実際は、この前申し上げましたように非常に数が少ないのでございまして、昭和四十七年度におきましては、被疑者補償した者は四十四名、これはもう非常に多いのでございまして、四十七年には四十四名でございまして、さかのぼりますと四十六年は五人、四十五年は三人というふうに、非常に少ない、十人にも足らないというのが過去の実績でございます。そこで、そういうことで身柄を拘束して、そして不起訴にした。そしてそれが罪を犯さなかつたと認めるに足る事由の者は、昨年中に百二十人あったが、被疑者補償した者は、多い年ではあったが、四十四人であつたというふうなことになるというのが昨年度の実績でございます。

○竹田現照君 その後、四十七年が飛躍的に多いんですね、約三分の一。その前のいまの御説明の詳しい数字がわかりませんけれども、きわめて少ないわけですね、五人以下、これ。これはどうなんですか。この補償規程の裁量というの、検察官の判断にゆだねられているという面もあって、そういうような結果が出てくるんではないですか。ちやうど、全くしらうとで、素朴に疑問を感じますけれども。

それで、それと、この補償規程千三百円は下限がないわけですね。ですから、幾ら補償されているのか、ちやうど私にもわかりませんけれども、百円でも五十円でもいいわけですね、極端に言えば、大体どれくらい金額で補償、裁量されているのか、あわせてひとつお答えください。

○政府委員(安原美穂君) まず、非常に少ないことは事実でございますが、その原因につきましていろいろ、私も、考察もし、反省もしておりますわけでございますが、まず、何と申しまして、被疑者の拘束期間がそう長くはないということも一つの原因であろうと思ひますし、もう一つは、やはり被疑者本人に、こういう制度があるというところが必ずしも徹底したということを自信を持って言えないという検察当局の反省もございまして、かような結果になっておるものと思ひますので、実はわれわれが改め得る部分、つまりこれをできるだけ被疑者に徹底するということにつきまして、大臣訓令の趣旨の徹底をはかるために、検事の集まりがありますたびに、この間も全国の検事

正の集まりがございまして、人権擁護徹底という意味から、ぜひこの制度の活用をはかるようにということをお願いし、繰り返して申しております。また現に、どろなわ式という御批判があるかもしれませんが、この間、埼玉県の学校の若い先生が女の子にいたずらをしたということで誤認逮捕されたものにつきましては、さっそく被疑者補償する手続をとらせたとようなこともございまして、十分徹底するようにはなっておりますが、今後とも、まだ十分努力が足りませんので、大いに努力をしたいというふうに考えております。

なお、どの程度の補償かということになりますと、これは決して少なくはないので、ほとんど最高額で補償をいたしております。そして下限がないのは、この制度は刑事補償と違ひまして、一種の国の側からする被疑者に対する自発的な一種の請求権に基づくものではなくて、一種の自発的な金の支払いということになっておりますので、すべてこれは具体的には検察官の裁量ということになっておる。したがって、検察官の良識に期待するということで、下限は設けておりませんが、先ほど申し上げましたように、ほとんど最高額で交付しておるというところでございます。

○竹田現照君 いまお答えのように、やはりみんながわかるようにしてこの補償なりあれを受けられるように法務当局がさらに一段と御努力をされることも、私は、この附帯決議の、整備等について検討すべきこと、に合致するのではないかと、こう思うので、さらに一そう努力をしていただきたいと思ひます。

それから、いまちょっとお話がありましたけれども、誤認逮捕というふうなもの、事実問題としてどれくらいあるんですか。いつか三億円事件でつかまつた人がありますね、草野さんという若い人、あれも誤認逮捕なんですよけれども、ああいう人にはやはり補償はされてるんですか。何か別件逮捕で三億円の内容者としてつかまつた……、何年になりますか、二、三年になりますか。

○政府委員(安原美穂君) この被疑者補償規程は、御承知のように、何も検察庁だけの問題でなくて、刑事手続において捜査の段階においてございまして、警察が誤認逮捕した者も不起訴にした場合に、必ず警察が捜査いたしますと検察庁に送致してまいりますので、検察官のところ、誤認逮捕の場合は罪とならず、あるいは嫌疑なしということと落としますので、必ず被疑者補償の対象になるはずでございます。

ところで、誤認逮捕がどれくらいあるかということ、実はそんなに統計をとるほどには多くはないというところで、数は幾らかということにはなっております。不敏にして存じませんが、そう多くはございません。

なお、三億円事件につきましては、いわゆるほかに事件がございまして、たしか暴行が脅迫というところで処理をして、罰金の判決が確定しておりますので、これはいわゆる罪を犯さなかったと認めるに足る十分な事由ということには当たらないというところで、被疑者補償の対象にはなっておりません。ただ、それが世上伝えられる別件逮捕というふうなことになりますと、また別の問題が起きますけれども、少なくともあの場合には、暴行あるいは脅迫ということでは有罪になったわけでありまして、この問題は起こらないとい

うことになります。

○竹田現照君 しかし、世上あれば三億円犯人としてあれだけ騒がれたわけですから、まあ別の罪にかかったとしても、本人はたいへんなあれだったと思ひますが、それでちょっとお聞きしたんです。

それから家宅捜索などによって——私は、まあ最近ちょっと家宅捜索を警察が乱用しているのではないかとすら思ふことがあるんですけれども、別に、全然家宅捜索をしなればならぬというふうな理由も何もないんだけれども、何でもこのごろ家宅捜索しますけれども、その場合の押収をすべきものというものは、必ず、いま返されてるものですか。返さなくても没収処分をするものもありまして、これは私の経験からもちょっとお尋ねしておきたいのですけれども、昔はよく本だとか何とかいうものは押収していきまして、思想犯だとか何とかいう容疑でガサ入れをやりまして、返さないものがありますね。戦後、これが古本屋でたいへん高い値段で売られていたというふうな時代もありましたけれども、ああいう、まあ戦争終る前のことでたいへん恐縮ですけれども、そういうふうな事態というものは、いま、絶対にないというふうに理解してよろしいのですか。

○政府委員(安原美穂君) まず押収するものというのは、証拠物たるもの、あるいは没収すべきものというものが押収の対象になるわけでありまして、最終的には裁判所の判決によりまして没収ということになるか、そして証拠品としましては還付ということになるはずでございます。法的な根拠なしに取り上げるというふうなことはないはずでございます。ただ、たばこ専売品とか、わいせつ図画とかいうような、いわゆる所有法禁物につきましては返さないということがあり得ると思ひます。

○竹田現照君 これはガサ入れされると、どうしてもされたほうは精神的にもちょっと何か変な気持ちになるものだから、返されなくても黙って

るといふようなケースが——昔なら取りにいけばどなれたんですけれども、それで事実上公権力で押収されたものが返されてないという事態は、これは決して少なくなつたと思ひます。ですから、新しい憲法下においてそういうようなことが万々一あるとすれば、これはまたたいへんなことだなどと、そういうふうな場合の補償についても、時間もありませんから先に進みます。

そこで、今回も、前回の改正と同じように、補償の金額、これは「最近における経済事情にかんがみ」と、こういうふうな御説明になつておるわけですが、この補償金額の構成要素の中で、経済的な損害要素というか、それと、精神的に受けるいわゆる慰謝料的要素、こういうものは、どういう割合で織り込まれてるんですか、この金の中には。

○政府委員(安原美穂君) その点はまことに説明を申し上げることの困難な問題であることを率直に申し上げたいのでございますが、実は、どういう割合でということ、は、全く、フィフティ・フィフティとかそういうことではないんでございまして、要するに刑事補償は、先般来る申し上げておりますように、いわゆる国家賠償ではない。したがって、無罪になった者の精神的物質的損害というものをすべて洗いざらい明らかにしてそれを補償するという制度のものではなくて、故意過失はないが、無過失でも、受忍の義務の限度を越えるから、平均的な定型の形において精神的物質的損害を補てんしよう、それによって、国民全体の負担によつて、その個人の受けた損害を相当程度分担しよう。その分担したと言ふ額として相当なもの、は、どれくらいかというところで、一応今日までは千三百円というのが最高の日額として相当であらうというふうな考えられてきたわけであり

ます。

先般、鈴木先生の御質問にも申し上げましたが、当初は、旧刑事補償法時代からの金額を見ますと、当時の証人の日当とか、それから罰金刑に算

入りました未決勾留の換算される金額の日額とかいうようなものをにらみながら、この程度で相当であろうというふうに見られたらということでごさいます、どの程度に精神的損害がありどの程度に物質的損害があるかということは明確ではございませんで、要するに、この程度に金額を払えば精神的物質的な損害の補てんとして、一応、こういう刑事補償としては相当であろうという金額が今日までは千三百円であつたという以上には、まことにむずかしい御質問で、これ以上説明のしかたがないということで、何とぞ御理解をいただきますと、かように思います。

○竹田現照君 改正の説明が、消費者物価指数、賃金指数の上昇ということだけの御説明ですから、そうすると、精神的な慰謝料的な要素といたものは事実上含まれてないんじゃないか。大体、今度二千二百円に変えるにしても、指数の上昇の分だけ計算をしてはじき出されているわけでしょう。ですから、実際問題としては、精神的慰謝料要素というものは含まれてないとは理解をしたいんですけれども、これはあわせてひとつお答えをいただきたいんですが、そこで、今度のいわゆる物価指数あるいは賃金上昇率を法務省の御計算がなされて、二千二百円ですか、それで二千二百円というふうにはじき出されているんですけれども、最近のように、異常な物価指数の上昇、それに伴って賃金の上昇率も、きのう労働大臣が閣議で御報告になったことしの賃上げの結果も二〇・一%、きのう閣議で報告になったと、けさの新聞に出てますね。そういう状態というのは、この改正のときにはおそろく想定をされておらないと思うんです、これを立案されたときは、そうしますと、先ほどもちょっと触れましたけれども、さらに従前の例に従って、今後五年後にまた改正をされるというふうな手順を踏まれるとすれば、この法律を通すいまの段階で、もうすでに二千二百円という金額は適正でない。算出の根拠そのものももうくずれているというふうに思うんですけれども、これは、やはり、特に最近には異常な物価

上昇ですけれども、そういうようなことを加味しまして、機械的に、いままでも五年だから今後また五年後だなどというふうな、これをスライド制を入れるというわけにもいきませんでしようけれども、もうそういうことには、どういうふうに対処なさろうと、お考えになっていらっしゃるのか。あわせてひとつ。

○政府委員(安原美穂君) 五年に一ぺん定例的に引き上げるといふようなプリンスプルをとつておるわけでごさいますんで、実はいままでの千三百円という最高額が天井、頭打ちというか、裁判所の運用の実態において千三百円ではまかなえない事態というものが切迫し、ある程度裁判の実務において無理が出てきたという実情がございまして、これを要するといふことにいたしましたわけでごさいます、何と申しますか、五年に一ぺん必ずやるという定例のものでございませんで、あくまでも現実的に即して、その最高額がまかなえる限度としてはもう破産に瀕したというときに改正すべきものでございまして、場合によつたら二年でも、一年でも、実情にそぐわないときは至急に改正すべきものと、かように考えております。

○竹田現照君 ところで、いままでの千三百円という基準も、三十九年の改正の際に御説明になった法務省の資料というものは、当時の経済統計資料で、三十八年の十月を基準としたものを、指数を用いられてますね。それから、四十三年の場合は、三十九年を一〇〇として昭和四十二年の指数を用いられておられるんです。そういう御説明になつてますね、その当時は、ところが、ことしの御説明は、ことしの、四十八年度の上昇指数というのものも見込まれて計算されているわけですね。前に二回の算出の根拠というものは、たとえば三十九年なら三十九年の上昇見込み、四十三年なら四十三年の上昇見込みというものを算定の基準には置かれてないんです。そうすると、ことしの御説明に関する限り、算出の基準というものが違つています。そうすると、そのいまの千三百円というものは、ことしの改正

の御説明からいけば、改正時点における上昇見込みというものをとつてなかつたとすれば、千三百円そのものがすでに低かつたのである。その低かつたものを基準に置いて、ことしは、御説明にあるように、ことしの上昇率である程度推定をしてはじき出すというものは、ちょっとその意味でも金額が低きに失するのではないか、そういうことに理屈の上ではなるのではないかと私は思うんですけれども、いかがですか。

○政府委員(安原美穂君) 竹田先生のおことはございまして、四十三年の改正のときにも、四十三年におきます物価、賃金の推定上昇率をばい計算したはずでございまして、その点はパターンとしては同じだと思ひますが。

○竹田現照君 いや、私がいろいろと調べたりお聞きしている限り、そうでないように記憶したものですから、あらためてお尋ねしたわけですが、それからもう一つ、今度は下限の六百円の改定がありませぬ。これはいままでのあれでいくと、何というのか、この差というものはある程度定型化しておくといふか、この御説明になつていたですね。それで、それから、六百円と千三百円、大体まあ半分、今度は六百と二千二百円ですから、もう大体四分の一くらいになつてしまつてわけですね、上限と下限は、その六百円を据え置いた理由をいろいろとこの間も御説明、鈴木先生の御質問にいろいろとお答えになっていましたけれども、たとえば、心神喪失者の無罪の場合に、はたして補償することが社会感情等からどうか、いろいろなことがありましてけれども、私は、そういう特殊な例というものは、別に法律上、立法技術上できるかできないかは別として、考えられるべきであつて、いままでも上限下限の定型化ということをお御説明になつて今回だけ変えなかつたという、このやり方を変えられたわけでしょうけれども、これはちょっと理解しがたいんですけれども、これはどんなものでしょうか。

○政府委員(安原美穂君) いま竹田先生の、特殊な場合には例外を設ければ、ということでごさいますが、実は補償法の第三条に「左の場合には、裁判所の健全な裁量により、補償の一部又は全部をしないことができる。」といふことで、無罪になつたものについてはできるだけ定型的に補償するたてまえをとりまして、いわゆる総体的ではございまして、「補償の一部又は全部をしないことができる。」つまり、補償金額をきめておいても、その定型化のワケの下のはうへきめるといふ場合は、きわめて厳格に今度の法律では限定しておりまして、ここにございまして、一「捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白」をすることか、「有罪の証拠を偽造することにより」、「有罪の裁判を受けるに至つたもの」とか、あるいは「一個の裁判によつて併合罪の一部について無罪の裁判を受けても、他の部分について有罪の裁判を受けた場合」といふふうに、全部はしない場合、あるいはやるにしても減らす場合といふのは、この二つの場合しかないといふことになつておりますので、あとその他の事情、いま申し上げました必ずしも国民の感情にマッチしない場合といふようなものは、やはりいまの場合なら六百円と千三百円の中でまかなうということに相なるのだと思ひます。

そこで、国民の感情にマッチしない場合があるから六百円にとどめたといふのも一部の理由ではございまして、要するに、先ほど申しましたように、金額の改定は、その定型化されたこの補償の金額の幅が裁判の実態においてももうたなくなつた、天井をついたといふようなことである場合に、それを見越して改正をしていくというのが立法の態度だといひますと、この六百円につきましては、実はこの間鈴木先生に申し上げたと同じでございますが、上については天井打ちになつておりますけれども、下のほうにつきましては、たとえば、無罪になつたが、その無罪の人が全然定職がなくて何にも収入がない人だつた、あるいは心神喪失者で責任無能力で無罪になつたという場合は、裁判の実例におきましても六百円ということではまかなつておるケースが相当あるということ

で、先ほども、原則として、六百元のはうはそういう場合もまかない得るものとして、まだいわずに破産の状態になっておらぬということで、と置いて国民感情にも違反しないんじゃないかと、いうことでとめ置いたというのが理由でございまして、その前には何で直したのかと申されますならば、やはり先ほどの立法方針としての下を底をついたというところで変えたんだということで、首尾は一貫するものとまあ考えておるのでございませう。

○竹田現照君 ただ、いまいろいろと御説明になったのは、いままでだつてあつたわけですね。収入がなかったとか、心神喪失だとか、あるいは低額所得者、いままであつたわけですね。あつたけれども、その二百円が四百円、四百円が六百元、これはいろいろと物価上昇その他を加味して、こういうことで改正をされてきて、上下の定型化が、補償の定型化があつた。とすれば、今回もやっぱり、そういうものは従前もあつたんだから、それはまあ立法上どういふものができるかどうかは別として、下限も従前三回改正になっておるのに準じて上げることが常識的でないかと、私はそういうふうな素朴に思うものですからお尋ねをして、質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(安原美穂君) 先ほども申しましたように、われわれも一応竹田先生の御指摘のとおり、同じような幅のままでスライドするということを考えたわけでございますけれども、裁判の実例等におきまして、また前の衆議院の法務委員会の公明堂議員の強い御主張もございましたように、責任無能力の場合というのは本来やらなくてもいいじゃないかという御議論、また外国の立法ではそういうものがあるわけでございます。責任無能力によつて無罪の場合には補償しないという制度をとつて国がいわゆる先進国に相当いたしますというふうなことも含めて強い御主張がございましたこともやはり考慮のうちに入れまして、と同時に、裁判の実例で六百元

でおさまつてゐるケースがあるということも考えると、物価スライドということのほかに、裁判所もそれで妥当なんだという線がそこに出ておるといふことも含めまして、そういう意味におきましては今回は変える必要はないという判断に達したということでございます。六百元というものの価値が、昭和四十三年に比べれば物価あるいは賃金関係において貨幣の価値の変動があるという意味においては、六百元というのは下げたということになるのかもしれないけれども、そういう実情も加味して、とめおいたということでございます。

○竹田現照君 終わります。

○佐々木静子君 それでは、私からお尋ねさせていただきます。

いま竹田議員はじめ、先ほど来質問の諸先生から、この額が妥当でない、あまりにも低過ぎるというふうな事柄につきましているものと御質問があつたわけで、私も全く同感、同じ立場で質問をさせていただきたいと思ひますが、まず、この刑事補償法を見まして、第四条の部分でちよつと解釈上問題があるんじゃないかと思ひ点でございますが、この第三項、死刑の執行による補償が現行では三百万円、これを五百万円以内に増額になるというのが今度の法案でございますが、このときにたし書きがございまして、「本人の死亡によつて生じた財産上の損失額が証明された場合には、補償金の額は、その損失額に三百万円を加算した額の範囲内とする。」というふうになつておりますところから考えますと、これは現実には発生した損害を立証できたら、それプラス三百万、今度は五百万、というふうなことになるわけでございます。その点は衆議院でも出ておつたようにと思ひますが、はっきりと確認していただきたいと思ひます。

○政府委員(安原美穂君) 佐々木先生御指摘のとおりでございます。

○佐々木静子君 そうすると、この第三項の考え方は慰謝料ということになるんですか。慰謝料はまた別に慰謝料として請求できるという考え方でございますか、故意過失がある場合は。

○政府委員(安原美穂君) 結論的にはこの三百万円、今度変えようとする五百万円は慰謝料ということに相なるわけでございます。先ほど申し上げましたように、刑事補償は精神的物質的損害の補償、補てんということで、死刑の場合におきましては特に重く見まして、財産上の損害につきましては、本法制定当時国会の修正でこうなつたようでございますけれども、財産上の損害については、証明された限りはいわゆる定型化しないで現実の損害というものを財産的な物質的損害として考える。あと慰謝料としては、ここにありますように、定型化した金額の範囲内で定めるといふこととでございます。

○佐々木静子君 それを伺つてよくわかつたんですが、もう一度重ねて申し上げますと、別に故意過失があつて慰謝料がこの額では足らぬという場合は、国家賠償で請求することもやぶさかじゃないというわけでございます。

○政府委員(安原美穂君) 御指摘のとおりでございます。

(委員長退席、理事原文兵衛君着席)
ただ五条の關係で、現実の慰謝料を含めました四条三項の金額が現実の国家賠償における損害額を上回ることもあり得るわけです。そういうときは支払うことができません。理論的には、おっしゃるとおりでございます。

○佐々木静子君 ところが、この初めの二項の場合など、これは拘束による場合の補償ですが、これは「本人が受けた財産上の損失、得るはずであつた利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならぬ。」というふうなこの補償の内容規定についてきめてある。これは慰謝料じゃないと思ひますけれども、慰謝料じゃないと思ひます。

○政府委員(安原美穂君) いや、これは慰謝料、それから物質的損害を含めた補償がこの四条一項

の日額六百元以上千三百円以下ということでございます。ここにあります「精神上の苦痛」というのは、これはまさに慰謝料のことをいつておるのだと思ひますが……。

○佐々木静子君 おっしゃるとおり、慰謝料も入つてゐると思ひますが、慰謝料オンリーではございませぬ。

○政府委員(安原美穂君) 説明が不十分でございまして、オンリーではございませぬ。

○佐々木静子君 それから、このあとの罰金の場合ですね。これ、同じ条の第五項ですけれども、これは、「すでに徴収した罰金又は科料の額に、これに対する徴収の日の翌日から補償の決定の日までの期間に応じ年五分の割合による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。」となつてゐるんですが、これは今度の改正案には全然出ておりませんが、年五分の割合のもので補償してもらつて、この物価の値上がりで、実際に返還されたところで、これは実際には補償にならぬのじゃないか。ですからその点、これは法務省とすると、何な適當な方法をお考えにならなければ、実際かりに百万円を徴収されたとしても、罰金を払つたとしても何年か後に五分づつ返してもらったのでは、實質上は、場合によると三分の二とか、そういうことになつてしまふんじゃないか。そのことについて何か特別な方法をお考えじゃありませんか。

○政府委員(安原美穂君) 別の利率をきめることも理論的には可能かもしれません。これはいわゆる民法の法定利率をここに持つてきたという以外に何の理屈もないわけでございます。ただ、くどいようでございますが、刑事補償という性質からいって、必ずしも全損害の補償がなされなくてもいいという根本的なためえをとりましますという、必ずしもこれを変えなければならぬということでもないんじゃないかというふうな考え次第でございます。

○佐々木静子君 まあ、いわばこれは、罰金を取り立てたけれども、その後再審で無罪だということ

とがわかった、それは返さないかぬのは常識で考えてもあたりまえのこと、麗々しく補償などと言わないでも、これはだれが考えたって返さないかぬと思うのはあたりまえだと思ふんですが、今後何か大臣、この点について立法なり、何かいい解決方法ですね、お考えじゃございませんか。

○国務大臣(田中伊三次君) いま刑事局長が申しましたように、そもそも刑事補償のたてまえというものが、全額の補償をしようというものではない、全額の一部であるけれども、定額化された、きめられた幅の範囲内においてとりあえず賠償をしようという趣旨に出ているものでございます。全部が一部かと言われると、一部の補償というたてまえがたてまえでございます。そういうことから、法定の利息程度のものをつけ加えて賠償をしようというたてまえをとったものと存じます。特にこれに關しまして、将来どうしようということろまでは現在では考えておりません。

○佐々木静子君 これは、この間の法案を審議するにあたって刑務所の見学もさしていただいたんですが、矯正局長に伺いたんですが、非常に刑務所における作業賞与金が高い。

(理事原文兵衛君退席、委員長着席)

○佐々木静子君 この法案についての関係資料、法務省からお出しただいていられるのでも、このい

まの昭和四十八年の常用労働者の平均賃金が一日三千七百九十三円と推定していられるわけでございます。刑務所で誤った裁判で服役させられて、その人が一日わずか五千三百円で何年間か働かされて、そして後日再審で無罪になったという場合で、これはやはり、いかに補償は全額じゃなく一部だといつても、一般の人間から考えると割に切れない感じがするわけですね。外へ出て働けば普通平均で三千七百九十三円、刑務所での労働が外の労働に比べて酷であるか酷でないか、その点は論外として、それを五千三百円であるとなると、やはり無実な者がその間働かされて、そしてわずかな補償額で解決される、解決というものはおかしいのじゃないか、もうちょっと上げなくちゃならない。そもそも作業賞与金というのはむちゃくちゃに少な過ぎるというのが根本的な問題でございます。すけれども、そこら辺のところも考えていかなければいけないのじゃないかと思ふのです。

それともう一つは、この法案の審議に先立って一番最初参考人の方々から御意見を伺ったわけですが、これは刑務所の中でたてで食べさせてもらっているのだから、その食費も差し引かなければならないからというふうなお話があったわけですが、平均して一日の食費というのはいくらになっているわけでございますか。

○政府委員(長島敦君) 今年度予算におきましては、平均いたしますと、おとなの場合が百三十五円でございます。少年の場合が百五十円でございます。なおこの分につきましては、実は私もまだいへん少くないと思っておりますが、大蔵の非常な理解を得まして、本年度は昨年に比しますと、比率で申しますと約三〇〇近い実はアップをしてきておりますが、もともと少のうございますので、いまでもたいへん少ない金額だと思います。もう一つは、御承知でございますけれども、刑務所、拘留所等で収容人員が非常に多い場合には、非常に安価に原材料が入りますので、大きな刑務所におきましては、実質はこれをかなり効率的に

使っておりますので、そういう点もございまして、カロリーの点はもちろん充足しておりますが、全般的にそんなにひどい不服はいま受刑者からは起こっておらないという現状でございます。

○佐々木静子君 矯正当局が非常に食費の増額に御努力なさっていること、また少ない予算で御努力いただいていること、また少ない予算で御努力に御苦労のことだと思ひますが、しかしこの、ただで食べさせてやっているからといったところで、国が負担しているのは、もう何と一日百三十五円である。それから一日の労働に対する作業賞与金が五千三百円、それだけの負担で、いわば二百円にも満たない負担で、収容されている人間をフルに一日働かせている、働かせているというところと表現が妥当でないかもしれないが、しかし一日作業に従事していることは間違いのないわけ、それが再審で無罪になった、無実だということがわかった、それじゃ、これは補償というものは一部だとおっしゃいますけれども、これは私は小学校の生徒が考えても、その人が無実だったから、いままでも働いた分についてやはり国が補償するのあたりまえじゃないか。

これはやはりわずかに六百万から今度改正して二千二百円の範囲内で補償するということじゃ、これはやっぱり国によるピンはねじゃないか、俗なことで言います。そう思わざるを得ないわけなんです、その点について、先ほど来いろいろこの額について質問がありましたので、私は重ねて御答弁は求めませんが、ただ、これは実務の経験から申しても非常に少ないというところは、これは何回も私、引用させていただいて恐縮なんです、私も弁護士をしておりまして、刑事補償は四回ほど請求したことがあるわけでございます。これは世間大きくアビールしました事件で、八海事件のことなどをちょっと例にあげさせていただきますと、これは八海事件で、この補償額が裁判所始まって以来の刑事補償額とその当時は騒がれたわけでございますが、これは四人の被告で千六百五十二万円をいただいたわけなんです。

補償がされたわけなんです。ところが、これは私が実際にやってやったので一番よくわかっておるんですけども、この八海事件につきましては、弁護士が二百五十名ついたわけですね。二百五十名つく必要があるかないかという問題はあろうと思ひます。私も二百五十名がフルに動いたとは思ひませんが、現実には法廷にも出たり、法廷活動した弁護士が九十名おるわけなんです。長い人はやはり十年間この事件に縛られているわけですね。ほかの事件に手が回らずにこの事件に縛られている。これに専属の人は十人ぐらいでございますが、多かれ少なかれこれに法廷活動してきたという者が九十名ほどあるわけですね。ところが、この訴訟記録の謄写代だけでも、弁護しようと思えば記録がなければ弁護はできませんけれども、これ一そろそろえるのに、当時これはあらゆる一番安い方法を考えて、一通りが八十万円要るわけなんです。ですから、十人の弁護士が持とうと思えば八百万円、九十人の弁護士が持とうと思えば、またその九倍要るといふふうな状態で、実のところこの補償というものが弁護士の活動費用にも全然ならない。現実には法廷へ向かう旅費だけでも全弁護士の費用を補っておらないというぐあいでございます。もちろんこの刑事補償金は全部被告の人たちの再生のために、再出発のための費用に充てたわけでございますが、そういうふうに、当時非常に高い補償金だと新聞などで騒がれたこの千六百五十二万というお金は、これは実際のところ、ほんとうに補償という名に値しておらない。焼酎石に水というところか、その水にもならないというのが現実の状態でございますので、やはりこれはもうちょっと、せめて補償と名前がつく以上は考えていただかなければいけません。

これは先日参考人の方にもちょっとお尋ねいたしました、松川事件の例によりまして、鈴木被告、これは死刑の判決を受けて最終に無罪になった人ですが、これが百四十二万八千円の刑事補償金をもらっている。ところが、あとで国家賠

償法による請求をいたしますと、得べかりし利益が二百三十一万三千二百七十円、慰謝料が六百万円。そしてこの刑事補償額を差し引いた残りが六百八十八万五千七百二十円となっている。そのように全体の損害額、この判決の損害額というものをまず妥当と考えましても、非常に少ないわけがございます。佐藤一というやはり死刑判決を受けた人においては、もっと少ないわけ、刑事補償額はわずか四十万五千六百円。ところが国家賠償法では、得べかりし利益が二百二十七万五千三百八十七円、慰謝料が六百万円。ですから、この刑事補償額を差し引いても、その差額は七百八十六万九千七百八十七円というふうに非常に額が違ってくるわけでございます。そういうことから考えましても、やはり刑事補償という以上はもう少しお考えいただきたい。

いまの刑事局長の御答弁によりましても、実情に合わないとなれば、これはもう一年後にでも改正するというお話でございましたが、これ、いま改正したのが法律になっても、私はもうすでに実情に合わなくなっているんじゃないか。まあできまじたら、実務に精通していらっしゃる法務大臣になるだけ長く法務大臣をやっていたら、御在任中にもう一べん増額の改正をしていたら、だいたいと私、思うわけなんです。それ、それから刑事裁判で無罪になった結果、国家賠償に移った請求事件というものがたいへんに少ないわけでございます。刑事補償は、これは補償額の一部だから、あとは国家賠償でも請求できるのだというお話でございますが、それだったら、もっともって大ぜいの人間が国家賠償を請求すると思うのです。ところが現実には法務省と最高裁で調べたところによりまして、昭和三十五年以降わずか十四件ぐらいしかない、全国で。これはいかに国家賠償というものが困難な訴訟であるか、また経済的にもたいへんなものであるかということをはっきりと物語っていると思うのです。

実は先ほど申し上げました八海事件のときも国家賠償請求しようというところで、一年間ほど会議を持ったわけですが、いまも私、申し上げたように、九十人の弁護士がおりますから、その中で、だれかこれをやる弁護士、やってもええ人がいないかということ、いろいろと検討したのですけれども、やはり国家賠償が非常に時間と費用を要する、それから国家賠償請求訴訟を起こすと、たいへんな費用が要る。たとえば記録だけでも一そろえて八十万円。これをそのまま証拠として民事事件に出しても、正本と副本というわけでございますから、このことだけで直ちに二百四十万円のお金が必要。そのほかにもいろいろ要るわけでございますので、とても国家賠償というものが起こしにくくなる。そういう実情を考えますと、刑事補償というものが補償の一部だからということだけでは済まされないんじゃないか。やはり国家賠償を起こすというところが困難であるかということ、これを考えると、国家賠償を起こすのが非常に限られていることから考えても、もうちょっと刑事補償を額を高くする必要がないか、こういうふうに痛感するわけです。

この国家賠償請求事件で訴訟救助の申し立てなどがなされた例があるか、またそれを認められた例があるかどうか、これは刑事局しかお越しじゃございませんか、おわかりになりますか。

○説明員(眞家克己君) ただいま正確な資料を持ち合わせておりませんが、私の最近取り扱いました記憶に基づいて申し上げますと、最近の例では、かなり訴訟上の救助決定がなされているように記憶しております。

○佐々木静子君 それでは、いま国家賠償、きわめてわずかな、全国で十四件しかない事案についてですが、これを拝見しますと、大体半分が国の敗訴ということになっているようでございますが、この国が一審で敗訴した場合、控訴しているのはほとんどのように思うのですけれども、控訴せずに確定させた件がありますか。

○説明員(眞家克己君) 実はお手元に差し上げました資料でございますが、これは国側が敗訴、つまり原告、すなわち刑事で有罪を受けた方でございますが、その請求が認容された事例だけを書かれたものでございます。

そこで最近の数字を申し上げますと、昭和二十八年以来、二十年間、これも完全な統計ではございませんが、最近調査いたしました結果によりますと、原告勝訴、つまり国が負けたケースでございますが、原告勝訴、これは一部勝訴も含みますが、それが三件でございます。昭和三十七年に一件、四十五年に一件、四十六年に一件、これはいずれも確定したものでございます。それから取り下げられたものが八件ございます。それから和解で解決いたしましたものが一件でございます。それから国側が勝訴、つまり原告の請求が棄却されたものが十七件ございまして、二十年間で大体確定事件が三十件近く、約二十九件ということになっていくわけでありまして、まあ勝訴の率は、これは一般の事件とはほぼ同じでございますが、必ずしも多くはございません。なお、現在上訴中の事件が六件ばかりでございます。一審で国側が敗訴いたしました直ちに確定した事件があるかというお尋ねでございますが、最近の例では、ございません。しかしながら、控訴審におきまして再び同じ、同様の判断が下された場合に上告はしないというケースは多々ございます。なお、一審で国側が敗訴いたしましたして控訴審で和解をしたというようなケースも、一件でございますが、ございします。大体以上のような状態でございます。

○佐々木静子君 実はそうした資料を御提出いただけたらと思つて、早くに資料請求しておいたんでございますけれども、国家賠償が認められた例ばかりが出ておまして、そういう資料があまりなようでしたら、これはぜひ委員会に資料としてお出しいただきたいと思うわけでございます。それはお願いいたします。

○説明員(眞家克己君) 御要望に沿うように検討いたしたいと思ひます。

○佐々木静子君 そして、国が敗訴、すなわち国家賠償が認められたという件数、いまもお話があり

りましたが、これを見ますと、全部高裁以上で確定しているわけでございます。それから地裁の分は係争中とか、そういうようなことで表現になっておりますが、これはやはり、個人と国という場合、一対一で争う場合ですね、やはり国の上訴というものは極力控えるべきじゃないか。これは、国は膨大な国民の税金を持って、お金に一つも不自由ないから、まあ幾らでも使つてやれというところで上訴をされるんだと思ひますけれども、これでは全く資力に限定された、いまも言っているように、訴訟救助をして戦わなければならないという個人と、それから非常な財力と権力にものを言わした国との戦いということになると、これは全く公平に戦うということとはむずかしい、そういうふうなことから考えましても、ともかく国が間違えて無実の人を有罪としたケースなんぞでございますから、やはり上訴などというふうなことは極力差し控えるべきじゃないか、まあそういうふうに今後お考えいただきたいと思うわけです。

ただ、一般的に国相手に対する事件について思うことですが、国相手の事件で国が敗訴になれば、必ずといっていいくらい控訴する。まあそれは一般的に非常にまあ特色でございます。そのケースもいいただきたいと思つて資料要求したんですが、そこまで詳しい資料がわからずに、どういふ事件があつて、という一覽表をいただき、昭和四十六年には国相手の訴訟千八百五十三件、昭和四十七年には二千二十三件、四十七年には千九百七件が確定したという御報告だけいただいているんですけれども、これをできまじたら、国が一審で敗訴して控訴したケースがどれだけ、何%あるのかということも、これできたら一べんお調べいただきたいと思うわけです。といひますのは、このごろの公害訴訟などで、苦しい被害者などが、財閥、大企業を相手に訴訟した場合ですね、これは大企業のはうもお金がたくさんあるわけですから、控訴をするわけですね、それに対して国民の世論というものがたいへんきびしくなつてきているわけで、そういうことから控訴をしないので

審で確定させるというふうなケースが非常に多くなつてきておりますけれども、やはり国も、幾ら権利があるんだからといって、これ国民の税金でまかなわねばならぬわけでございまして、やはりこの上訴というものを十分に慎重にいたさなければならぬ。もちろん当然上訴しなければならぬものは、当然権利ですから上訴をしていただけたらけっこうですけれども、いたずらに引き延ばすとか、資力のない、苦しんでいる国民を困らすような上訴です、そういうふうな点は十分にチェックしていただきたいと思いますけれども、大臣はそういう点についてどういうふうにお考えでござい

○国務大臣(田中伊三次君) 御見解はまことにこともっとも存じますが、それぞれの具体的事案について考えるべき事柄ではなからうか。ケース・バイ・ケースで考えるべきことではなからうか。一般的にこれを言います場合には、国家が相手となつておるわけでございまして、やはり上訴をすべきときには上訴の道を踏まねばならぬ。これは上訴をしてみても上訴の効果がなからうと見る場合には、上訴をせずに適正な手段であらうと、こういうことになるのでありまして、一般にどうであらうかというお尋ねに対して、少しはさきりしたお答えを申し上げることにしようと思つて、要るのでございます。ケース・バイ・ケースでありますけれども、しかし、先生仰せのことは、私は、国民の立場、請求者の立場というものは、私ますときにはおことばも、とも存じますので、できる限り、事情の許します限り、そういう方向に向かつて善処をしたい。訟務部をもちまして、国家を代表して訴訟の任に私のほうは当たっておりますので、そういう方向にひとつ持っていくたいと考えるわけでは

○佐々木静子君 大臣の御所信を伺いまして非常に心強く思つておるわけでございしますが、ともかく国対個人、一対一、私人同士のようなかっこうの民事訴訟でございまして、やはり一方は国というわけでございますから、単なる当事者に墮し

てしまったのではこれはどうにもならない。そこら辺のところを十分良識を持って乱用を慎んでいただきたいということを特にお願い申し上げるわけでございます。

それから、これは直接法案に関係ないのですが、きょう訟務部長お越しでございまして、ついでに、ついでという失礼ですが、資料要求申し上げておきたいと思うのですが、実は六月十一日の一流紙に「千億円の山争い」という名目で、いま岩手県のはうで国相手に争われている事件があるわけでございますけれども、この記事を拝見しております。林野庁の方の話として「列島改造は平地から山へ。山の経済価値が上がるにつれ、国有山林の境界線、入会権をめぐる国と民間の争いは増え、現在、四十五件。国有山林は全国で七百六十万ヘクタール。国土の二割に当たる。」云々というのがあるわけですが、そういうことで、非常にいま、山林、山地の値段が、列島改造の線に沿つて地価が暴騰している。そういうことで、国有山林との争いが多くなつて、四十五件あるということ、私も、こういう風潮を聞きまして、いま憂慮しているわけでございまして、この四十五件はどの地方で行なわれている訴訟なのか、係属裁判所、それを一覧表にして一度お出しただきたいと思つてございまして、これは法務省の法務行政ともかなり密接な関係があるのじやないかと思つてございまして、ひとつぜひともこの四十五件について一覧表にお出しただきたい。これ訟務部長さんに特にお願い申し上げます。お願いいたします。

○説明員(真家克己君) 山林の境界争いになつていふ事件、きわめて多数あることは仰せのとおりでございます。ただ、現在これは各地に散在いたしておりますので、必ずしも法務本省で実施しております。各地方方法務局で担当しているもの、あるいは各地方方法務局で担当しているものもございまして、若干時間がかかるかと思つて、御要望に沿うように努力いたしたいと思つて、

○佐々木静子君 時間がかかってもけっこうでござい

ざいますから、ひとつぜひとも、お手数ですがよろしくお願い申し上げます。

それから、これは先日委員会のときにちょっと関係いたしました委員の御発言に対する御答弁の中で伺つたこととございまして、このいまの死刑の判決を受けてまだ執行してない人たちがかなりいるということで、そのところで質問者の意図とちよつと誤解があつては困るんでございましてけれども、私そのときにも関連質問で申し上げますが、再審特別法を設けようということ、提案されたが、しかし終戦直後の旧刑訴と新刑訴に変わるあたりの混乱した時代の事件については、特別に恩赦などについて十分に検討するから、この再審特別法は法律として目の目を見ないでも実際上は十分に配慮するからというふうな実は話で、事実、問題の七人の死刑囚の方のうち二人は恩赦で減刑していただいているということも聞いていますわけでございます。この間の質問で、何も死刑の執行を早くしてくれと言つては意味では全然ないのだということ、誤解があつてはいけませんので、重ねて申し上げます。これは昨年も法務大臣並びに当時の保護局長から御答弁いただいたとおりですが、再審特別法の対象になつていふ平沢貞通、免田栄、石井、西などの福岡事件の被告あるいは佐藤誠のような特別な人です、これは恩赦の道も十分に考えていただきたい。これは実はまた同じことを言ひましてなんです、先ほど例にあげました八海事件でも三回死刑の判決を受けているわけでございまして、それが最終的に無罪になつたが、灰色の無罪じゃないわけ、実際にやつた本人が、あれは全然関係なかったんだということを言つておるわけ。よくこの三回死刑の判決を受けておつたのが執行されなくて、確定しないでよかつたということ、これはもうほつとすわけですけれども、そういうこともあるわけでございます、非常に問題の多いこれらの事件について、これが再審の請求を出したりしておるのは、ただいたずらに執行を免れようというわけじゃなくて、これはいろんな

うの自分の真摯な訴えを申し上げておる。しかも日弁連の人権委員会でも、この問題にたいへんに真剣に取り組んでおるわけで、多くの法曹が取り組んでおるわけでございまして、やはりそういう点については十分に御配慮をいただきたいと思つておるわけでございまして、これは平沢貞通の弁護人なども再々陳情されていることですが、もう歯が悪くて、一本二本しか歯が残つておらない、食物が食べられなくてだんだん衰弱して、何とか適当な処置を講じてやつてほしいというふうなこともお願いがいろいろあるわけでございますが、まあそういうお願いをあまりしつこく申し上げるのもどうかと思つて控えているわけですが、矯正局長さんもおられますので、ぜひともそういうふうな点も十分御配慮いただきたいと思つておるわけ。

ついでこの間の朝日新聞六月十日の、先ほど申し上げた佐藤誠さんの歌集の原稿が刑務所で塗りつぶされておつたというふうなことで、これは表現の自由を侵す、せつなく歌集として出版しようと思つていたこの編集者たちが非常に残念に思つているわけなんです。新聞記事によりますと、この刑務所当局は、文書の場合、事実無根や事実を曲げたことが書かれ、社会に對し疑惑を招いたり、犯罪を蘇生するものであれば抹消するといふふうになつておるわけなんです。ところが抹消された文章、これ抹消をしたけれども読めるわけなので、この新聞記事によりますと、執行を告げられ曳かれてゆく死囚ふるへて鳴らす両手の手鏡

これが抹消されたけれども、すかしてみたら読めたといふことなんです、この歌などを聞きますと、これは芸術的には非常に価値のあるもの、うでございまして、このどれにも当たらないと思つておるわけ。これを見て犯罪を蘇生したりするものでもない、何でもない、もうちょっと矯正局として、うういうふうなところで、もうちょっと矯正局として、うういうふうな、新聞の写真も載つておる、うういう、片端から黒い墨で消すといふことであれ

ば、これはやはり表現の自由に対する侵害じゃないか。もちろんどんな文章でも通せとは、私も非常識なことは申し上げませんが、そういうふうな点について十分に慎重に御検討いただきたい。その点について局長さんの御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(長島敦君) まことに御指摘のとおりでございます。憲法上の表現の自由といいますが、そういうものからいってとるところでございますので、実は私どものほうで、ただいま従来の通達等につきましても慎重に再検討を加えておりまして、御趣旨に沿うように、一方どうしても刑務所の管理上の必要等もございますから、そのバランスにはいろいろ問題がございますけれども、憲法の趣旨に沿いまして、ただいま検討いたしておりますので、御趣旨のようにはかきたいと思っております。

○佐々木静子君 いまの御趣旨のとおり、どうぞ十分に慎重に御指導をいただきたいと特にお願い申し上げるわけでございます。そうして、たいへん話がかどいようでございますが、この死刑囚の方などから出されている再審とかあるいは恩赦の申請などについて、これは法律の実務家である大臣でいらっしゃいますので、いろいろな事情でこういう犯罪の被告となり、また既決となつて人問の中にはあるということをお認めいただいておりますので、十分に慎重に御検討いただきたいというのを特にお願いするわけでございますが、その件について簡単に御所信をお述べいただきたいと思います。

○国務大臣(田中伊三三君) 現在の取り扱ひのやり方でございますが、死刑の執行は法務大臣の命令による。判決が確定したら六カ月以内にやれ、ただし、という条文がございます。非常上告とか再審とか、恩赦とかの願ひが出た場合には、その願ひの書類の審査が終了するまでの間は、右六カ月の中には算入せぬでよろしい、こういう規定がございます。今日やっております。で、一度執行すればもう取り返しのつかぬものになるというこ

と、先生のお説のとおりです。そこでたいへん時間をかけまして、何とか非常上告の要因はなからうか、何とかして再審の道はなからうか、恩赦で許してやる道はなからうか、近頃どうか恩赦はなからうかというようなことをたいへん入念に考えます結果、平均にいたしますと、死刑の判決確定したる後三年以上を経過、平均、もっと早いものもございまして、もつとおそいものもございまして、三年以上を経過しなければ死刑の執行に判をつかない。私の手元に書類が参りまして、すぐ私が判をつけているように新聞は書いておりますけれども、それはそうではないので、実に入念に、山のような書類を持ってございまして、私も幾らかしろうとに比べますともの判断ができませんので、みずからその書類をめぐって読みまして、いま言ったようなことの前後左右を判断いたしました結果、やむを得ないと認められるものについて、心は進めぬのでありますけれども、これに対してサインをしておるといふ事情でございますので、先生仰せのとおり、これらの法規、情状の許しに限り、ことに平沢君の問題はたいへん気の毒に思いますところは、特に年齢が年齢でございます。老齢であるという点、刑の執行をいたしますには忍びない年齢でございます。こういう点をよく頭に置きまして、法規、取り扱ひ方針の許しに限り、ひとつお説のような方向に向かって善処をして御期待に沿いたいと思っております。

○佐々木静子君 どうも力強い御所信を伺いました。ありがとうございます。それから、時間もありませんので次の問題に進みますが、この刑事補償法で「免訴又は公訴棄却」これは刑事補償法の二十五条でございますが、「刑事訴訟法の規定による免訴又は公訴棄却の裁判を受けた者は、もし免訴又は公訴棄却の裁判を受けるべき事由がなかつたならば無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるときは、国に對して」請求できるということになっておりますが、こうした事例はいままで何件くらいありましたのか、ちょっと教えていただきたい。

○最高裁判所長官代理者(牧圭次君) 刑事補償法が施行後昭和四十七年まで、免訴または公訴棄却を理由とする補償請求人員、補償決定のあった人員等について調べますと、請求人員が百九人でございまして、そのうち補償請求のあった人員といふのは三十二名でございます。率にいたしますと二九・四％というふうな数に相なっております。

○佐々木静子君 それから、いまの刑事補償法が「これ裁判所にやはり伺いたいんでございまして、刑事補償の請求をして、現実に決定が出る、それからあと現実にお金がおりるまでの間がどのくらいかかっているか。これは実は先ほど申しました八海事件のときなども、十一月に判決がございまして、それですぐに確定をして、すぐに請求しておったものでございまして、何とか年内に補償金をいただきたというところで、これは裁判所にも非常に御尽力いただいたわけなんですけれども、理屈からいって、何も請求する者が裁判所に何回もお願ひがあがらないと現実に受け取れないというの、妙な筋合いです。また、裁判所自身が非常に御努力なさらないとその予算が大蔵省から出ないというのも、これもまた妙な話じゃないかと私思うんですが、現実にはそうすぐにお金が出ないわけなんです。平均して、決定が出てからどのくらいの期間でお金が出てくるのか、その点も教えていただきたいわけです。

○最高裁判所長官代理者(牧圭次君) 補償請求が各裁判所に参るわけでございまして、それから予算は最高裁判所のほうで保持しておりますので、その裁判所から予算額の上申がございまして、それに對して予算を配賦する、それに基づいて所屬長が支出決定をするということでございます。で、日にちはそうかかりませんので、大体一週間から十日ぐらいのところ決定があつた上の支払というところはできていますようでございます。ただ、補償請求がございまして、補償の決定がかか

るものが若干あるかとは思いますが。

○佐々木静子君 できるだけ早く困窮している元被告の人たちに手に入るようにぜひともお願い申し上げます。

それから、もう時間がありませんので、最後に、先ほど来諸先生方からも不拘束の場合についての補償のお話もございました。ぜひその問題を、こういう実務家としてもベテランでいらっしゃる大臣の時代に何とかこれを実現していただきたい。そのためには、できるだけこうした法案が提出できるやうに大臣もお骨折りをいただきたいと思つてございまして、これは和歌山県的美浜町の町長さんの方ですけれども、昭和四十一年十一月十二日に任期が切れるという七カ月前に二十万円収賄したという容疑で警察で調べられた、そして、そのまま処分留置で釈放になった。そして次にその再選期に立候補すべくすつかり準備を整えていって、その告示が、十月十八日が告示のころ、いきなり十月十六日に起訴された。そして、二日前に起訴されたので、これはしかたないから立候補を取りやめた。そしてその間裁判が続いて、そしてその結果、もちろん全然、収賄といつても金銭の授受自体が全然ないので無罪になった。検事はもちろんこの件は控訴はしない。ただ、そのためにこの町長さんは政治家としての信用はもう失墜してしまつた。そのほかの、対立の人には町長の座も奪われて、もうどうにもならぬ。この方は拘留されたのは二十三日間だけれども、政治家としても社会人としても辱られたやうな状態になつたというやうなケースもあるわけでございまして、この不拘束の場合の補償といふこともやはりお考えになつていただきたいと同時に、まあこういうふうにはほんの権力のちよつとしたミスというやうなことが人の社会的生命を一生棒に振らすやうな結果に終わるといふことなどからも、十分に慎重に、申し上げることもないことですが、捜査権の乱用というやうなことは十分にお慎みいただいて、この刑事補償の問題というものが起こらない

ような検察行政というものを實現していただけたらたいへんに——まあこれは検察ばかりじゃございません、警察のほうもでございますが——ありがたいと思うわけでございます。

これで私、質問を終わりたいと思いますが、最後に、この問題について今後どういうふうに取り組んでいただけるのか、人権擁護の面でもう少し積極的に、もっと積極的に前向きな姿勢で大臣お取り組みいただけると思うのでございますが、その御所信を伺って、質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(田中伊三三君) この本案を国会に提出させていただきます、衆参両院を通じてぜひ御熱心に御審議をいただきます。基本的人権の尊重の上からどう思うかというおことはに対して、私はこの審議に出席をいたしました感じに、三つ本件についてございす。それは、ただいま先生のおことばの、不拘束の場合にも無罪の判決あらば何とかこの法律を適用するわけにくまいかということが一つでございます。

それからもう一つは、何といたしてもその金額が低過ぎる。低いのはまあ理屈はあるわけでございす。全部を賠償してこれではいとは言うていない。一部だけれども、そのかわりに金額に限界があつて、無罪の判決を受けた場合に限り、身柄の拘束の場合に限り、わずかだけれどもこれを補償するのだという立場をとつておるので、まあずばつと言へば一部補償で、一部補償というたてまえでございます。だから、足らぬところは国家補償で取れというところはあつたことではございすけれども、わが国の憲法は世界に冠たる最高度の人権保障をしておる国の憲法でございます。その憲法のもとにおいては不拘束の場合にも払うべきものだ。

それからいま一つ、同じ金額をきめて、定型的に金額の上下の幅をきめて、これを支払おうというところであるならば、もう少し理想の金額にするわけにはいくまいか。同じこの制度を設けるならば、最高度の人権保障の上から言えばあたりまえのことじゃないかと、こういうふうに——まあ自

分が出しておいて自分がそう言つておるといへんおしかりを受けることにもなるかと存じますけれども、私は審議に列席をして、御意見を伺つてそういうふうにするのです。

それからもう一つ思うことは、請求せないとくれぬのです。そこで、また新聞に出るだろう、国家に対してまたあつかましいという感じで、日本人の一種独特の気質でございす、請求をしない人が多い。したがって、わずかな人しかこの金は当たらない、こういうことになっておりますので、請求をせぬでも当該裁判をなされた裁判官が判決のついでに判決すりやいいのでありますから、そうむずかしいことじゃないのだから、そのいわば無罪になった人が請求をせぬでも、裁判所が職権をもつて金額をきめて支払うようにするわけにいかぬだろうか。最高度の基本的人権を保障する立場から言えば、それはあたりまえのことじゃないか。ただ、そのたてまえは、国家補償のたてまえというものは、請求を待つて、請求するものが立証をして、故意過失を立証して、不法行為を証明して金の補償請求を起せよということがたてまえでございます。請求がたてまえではございすけれども、最高度の人権保障をしておるたてまえから申しますと、請求はななくとも払つたらどうか。現に法務大臣の訓令に基づく被疑者の補償は、微細ではございすけれども、請求なくして進んで支払つておるじゃないか。そういう制度を裁判所もなされたらどんなものであらうか、こういうふうには第三に思うのでございす。

思うことを、要らぬことを言う癖のある男でございすけれども、基本的人権尊重の立場からどう思うかというおことばがございすので、以上三つを身にひしひし感するように私は感じた。その感じました事柄を将来に向かってひとつ微力ながら努力してみたい。大臣はいままでやつておるかわかりませんが、在職三十年にわたつて一貫して法務委員をつとめておられますので、将来もこの程度のことにはやれるものと存じますので、力を入れてこの方向に向かつてやつてみたいと、

こう考えます。

○佐々木静子君 どうもありがとうございます。ぜひともいまの御所信とおりの御尽力をお願いしたいと思ひます。

私の質問を終わります。

○委員長(原田立君) この際、委員の異動について報告いたします。

本日、瀬谷英行君が委員を辞任され、その補欠として鶴岡哲夫君が選任されました。

○委員長(原田立君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長原田立君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○佐々木静子君 私は、日本社会党を代表いたしました、本案に反対の意見を述べたものでございす。

この法案は、基本的には現行の法律を改正する——まあ多少ながらも前進するという意味では、根本的に反対というわけでございせんけれども、私どもが前のこの同法の改正の際にも強く主張いたしましたように、また先ほど来大臣の御意見の中にもございすように、もっと大幅な増額——大幅な増額というよりも、実情に即した増額というものをやはり実現していただきたい。また、先ほど来申し上げておるように、不拘束の場合の補償というように、もっと対象の幅を広げた、これも実情に即した刑事補償を實現していただきたいというのを強く望んでおりました、その線に沿つての改正でございすならば、もう手をあげて賛成なのでございすけれども、遺憾ながら、この法律の、今度法務省が政府案で

出されている法律案では、われわれの考えているところが十分に生かされておらない。そういう点で、社会党といたしますと、反対の意見を述べるものでございす。

先ほど来、社会党の各委員の質問、あるいは大臣をはじめ政府委員の御発言にもありましたように、この法案が現実に近い、刑事補償の名に値するところの法案にまで前進することができまふように、ひとつ政府当局にも強く要望いたしまして、私は反対の討論をいたしたいと思ひます。

○白木義一郎君 私は、公明党を代表いたしました、この法律案に反対をいたします。

このたびの政府案が最近の経済事情にかんがみて補償金の算定基準を引き上げた内容であることに關しては、評価するにやぶさかではありません。しかし、私たちがあえてこの政府案に異議を唱える理由は、一つには、刑事補償を請求する資格がありながら、これをしていない者が、実際に請求した者に比較して非常に多いという事実であります。現行法が真に国民の権利を救済する制度となつていない点について、政府もその不備を認め、善処を約束しながら、今日まで抜本的な検討がなされず、単なる金額の改定のみにとどまつてゐることは、まことに残念なことでありまふ。

次に、今回の改定額をもつても、その実質的価値が、昭和六年に旧刑事補償法が制定されたときにおける五円にも及ばないのは、国民の生命、自由等に対し「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とうたい、かつ、刑事補償の条項を新たに設けた現行憲法の精神からいつても、多くの問題が残ります。

以上述べた理由と、前回の改正のとき身柄の不拘束の場合の補償等について附帯決議を付したいきさつから見ても、今回の政府案が、国民の立場を考慮した、真にりつぱな制度に改めていくという熱意と姿勢に欠けていたということを強く感じてゐる次第であります。

よつて、今日の段階では、賛成するわけにまいりませんし、将来の課題として、反対の意を表

明いたします。

○委員長(原田立君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(原田立君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

刑事補償法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(原田立君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(原田立君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

六月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、保護司活動強化のための財政措置等に関する請願(第二七〇二号)(第二八六〇号)

一、司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願(第二七〇四号)(第二七〇五号)(第二七〇六号)(第二七〇七号)(第二七〇八号)

(第二七〇九号)(第二七一〇号)(第二七一一号)(第二七一二号)(第二七一二号)(第二七四三号)(第二七五二号)

(第二七五三号)(第二七五八号)(第二七七九号)(第二七八〇号)(第二八二三号)(第二八二四号)

一、「出入国法案」反対に関する請願(第二七二三号)(第二七六五号)

一、出入国法案撤回に関する請願(第二七三三号)

第二七〇二号 昭和四十八年五月二十五日受理
保護司活動強化のための財政措置等に関する請願
請願者 栃木県大田原市中央二ノ五ノ四大
田原保護区保護司会内 塚越三子
紹介議員 植竹 春彦君
保護司活動強化のため、左記の措置を講ぜられたい。

一、地方交付税の行政基準需要額の大増額を計るか、新たに更生保護活動助成費を交付できるようにすること。

二、保護司に対する実費弁償費を増額すること。

三、保護司の研修経費を増額すること。

四、保護観察官の急速な増員をすること。

五、更生保護会職員の定員の確保とその待遇の改善を図ること。

理由

一、昭和三十八年度以降、厚生労働費の中、社会福祉費の細部の積算に防犯問題打合旅費及び防犯パンフレット作成費が計上されてきたが(一億円)、最近の物価高騰、その他の事情によりこれを二億円程度に増額するか、或は「更生保護活動費」を新たに設けて、三億円程度を計上する必要がある。

二、保護司はその活動のための経費を自己負担する場合が少なくないが、最近における経済状況の激変は、自己負担費を増大させている。このことは保護司の活動の活性化を阻害し、さらに新任保護司の選任に支障を来している。

三、保護司研修は、重要な意義をもっているが、宿泊費自弁のため、参加者が少ない。特に北海道などの市町村の行政区域の広いところでは、その感が深い。

四、保護観察官は保護司と密接不可分な関係にあり、観察官の周到な指導連絡は保護司活動強化に不可欠なものである。

五、更生保護会はその財政力の弱体なものが多く、職員の特遇を改善する能力すらない。

第二八六〇号 昭和四十八年五月三十一日受理
保護司活動強化のための財政措置等に関する請願
請願者 札幌市中央区大通西二丁目北海
道地方保護司連盟内 武田忠幸
紹介議員 岩本 政一君
この請願の趣旨は、第二七〇二号と同じである。

第二七〇四号 昭和四十八年五月二十五日受理
司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願
請願者 京都市伏見区表町五九〇ノ七 柴
垣一雄外百八十六名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二二九三号と同じである。

第二七〇五号 昭和四十八年五月二十五日受理
司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願(百二十五通)
請願者 滋賀県栗太郡栗東町大字安養寺四
六二ノ二 加古良逸外百二十四名
紹介議員 河本嘉久蔵君
この請願の趣旨は、第二二九三号と同じである。

第二七〇六号 昭和四十八年五月二十五日受理
司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願
請願者 富山市新桜町二ノ二〇 寺田勇外
七十七名
紹介議員 橋 直治君
この請願の趣旨は、第二二九三号と同じである。

第二七〇七号 昭和四十八年五月二十五日受理
司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願
請願者 東京都府中市天神町四ノ二七 西

請願者 山梨県中巨摩郡田富町山ノ神 竹
野正造外五十六名
紹介議員 星野 重次君
この請願の趣旨は、第二二九三号と同じである。

第二七〇八号 昭和四十八年五月二十五日受理
司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願
請願者 福島県河沼郡柳津町大字柳津字寺
家町甲一七三 東五郎外百二十八
名
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第二二九三号と同じである。

第二七〇九号 昭和四十八年五月二十五日受理
司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願(五通)
請願者 東京都文京区目白台二ノ五ノ八
小林勇一外五百三十四名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第二二九三号と同じである。

第二七一〇号 昭和四十八年五月二十五日受理
司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願
請願者 千葉県君津市久留里市場五〇九
田中常章外五十八名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第二二九三号と同じである。

第二七一一号 昭和四十八年五月二十五日受理
司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願
請願者 東京都府中市天神町四ノ二七 西

原常男外九十九名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第二七二二号 昭和四十八年五月二十五日受理

司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願

請願者 東京都江戸川区東小松川二ノ四、二一六 吉川陽子外百十二名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第二七四一号 昭和四十八年五月二十五日受理

司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願

請願者 千葉市轟町四ノ一ノ一五 鈴木三之助外六十名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第二七四二号 昭和四十八年五月二十五日受理

司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願

請願者 大阪市東区谷町二ノ四〇 西口雄三外三十三名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第二七四三号 昭和四十八年五月二十五日受理

司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願

請願者 新潟県燕市大字燕三、三一三ノ一 笠原直吉外百四十九名

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第二七五二号 昭和四十八年五月二十六日受理

司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願

請願者 東京都中央区八丁堀三ノ一一 田中勘二郎外九十九名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第二七五三号 昭和四十八年五月二十六日受理

司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡時津町浦郷二八三 佐藤勤外百十八名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第二七五八号 昭和四十八年五月二十六日受理

司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願

請願者 沖縄県那覇市泉崎一ノ三ノ七 与那嶺勇外二十一名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第二七七九号 昭和四十八年五月二十八日受理

司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願

請願者 岡山市弓之町七ノ一二 田辺栄一外百七十六名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第二八〇一号 昭和四十八年五月二十八日受理

司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願

請願者 高知市上町三ノ一六ノ六 土居伝外七十九名

紹介議員 鈴木 強君

司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第二八二三号 昭和四十八年五月二十九日受理

司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願

請願者 熊本市田迎町良町五六三ノ一 藤本清治外二百五十八名

紹介議員 寺本 広作君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第二八二四号 昭和四十八年五月二十九日受理

司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願

請願者 青森県八戸市大字根城字久保二ノ二〇 小渡房吉外六十七名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第二七一三三号 昭和四十八年五月二十五日受理

司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願

請願者 埼玉県川口市仲町二ノ一八六 李貞枝外百九十九名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第二〇九六号と同じである。

第二七六五号 昭和四十八年五月二十六日受理

司法書士法の改正及び登記行政の改善に関する請願

請願者 茨城県水戸市千波町二、八三六ノ七 梁善礼外九十九名

紹介議員 中村 利次君

この請願の趣旨は、第二〇九六号と同じである。

第二七七七三号 昭和四十八年五月二十八日受理

出入国法案撤回に関する請願

請願者 島根県松江市御手船場町五四九ノ四 島根県労働組合評議会内 石橋佐多子

紹介議員 中村英男君

出入国法案は、朝鮮民主主義人民共和国をはじめ、世界の社会主義国からの日本入国と、当該国民の在留活動を政治的に規制し、日本国民との友好と交流を妨げようとする時代錯誤のものであり、特に朝鮮民主主義人民共和国を是れとする社会主義国に対する敵視政策の露骨なあらわれであつて、朝鮮、インドシナ諸国の自主的平和統一を妨害しようとするきわめて不当なものである。人道と人権尊重の精神から、また在日朝鮮公民の民主主義的民族権利を保障する立場から本法案の撤回を要求する。

昭和四十八年七月三日印刷

昭和四十八年七月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W